

令和3年9月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(9月10日 (委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
(総務部)	
委員会	
総務部長所管事項説明	5
陳情審査	6
議案外所管事項に対する質問	6
「私学助成の充実強化等に関する意見書」に係る委員間討議.....	2 3

(教育委員会)

分科会

教育長予算議案説明	2 4
予算議案に対する質疑	2 4
予算議案に対する討論	2 5

委員会

教育長所管事項説明	2 5
陳情審査	2 8

(第2日目)

1、開催日時・場所	3 1
2、出席者	3 1
3、経過	

(教育委員会)

委員会

議案外所管事項に対する質問	3 1
「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府 予算に係る意見書」に係る委員間討議	5 9

(第3日目)

1、開催日時・場所	6 3
2、出席者	6 3
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

分科会

福祉保健部長予算議案及び報告議案説明 6 4

こども政策局長予算議案説明 6 5

長寿社会課長補足説明 6 5

予算議案及び報告議案に対する質疑 6 6

予算議案及び報告議案に対する討論 7 5

委員会

福祉保健部長総括説明 7 5

こども政策局長総括説明 7 7

議案に対する質疑 7 8

議案に対する討論 8 0

陳 情 審 査 8 1

医療政策課長補足説明 8 7

議案外所管事項に対する質問 8 9

(第4日目)

1、開催日時・場所 1 2 1

2、出席者 1 2 1

3、経過

(福祉保健部・こども政策局)

委員会

議案外所管事項に対する質問 1 2 1

審査結果報告書 1 3 9

(配付資料)

・委員会関係説明資料(総務部)

・分科会関係議案説明資料(教育委員会)

・委員会関係説明資料(教育委員会)

・委員会関係説明資料 追加1(教育委員会)

・分科会関係議案説明資料(福祉保健部)

・分科会関係議案説明資料 追加1(福祉保健部)

・委員会関係議案説明資料(福祉保健部)

・分科会関係議案説明資料(こども政策局)

・委員会関係議案説明資料(こども政策局)

9 月 10 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月10日

自 午前11時00分
至 午前11時05分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員 長	浦川 基継 君
副委員 長	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
〃	徳永 達也 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	ごうまなみ 君
〃	宅島 寿一 君
〃	麻生 隆 君
〃	山下 博史 君
〃	中村 泰輔 君
〃	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 11時00分 開会

【浦川委員長】ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山田（朋）委員、千住委

員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和3年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。

審査方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時01分 休憩

午前 11時04分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の文教厚生委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11時05分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月27日

自 午前10時00分
至 午後1時52分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 浦川 基継 君
副委員長(副会長) 中島 浩介 君
委 員 中山 功 君
" 徳永 達也 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 麻生 隆 君
" 山下 博史 君
" 中村 泰輔 君
" 千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長 大田 圭 君
学事振興課長 門池 好晃 君

教 育 長 平田 修三 君
政 策 監 島村 秀世 君
教 育 次 長 林田 和喜 君
総 務 課 長 桑宮 直彦 君

総 務 課 松山 度良 君
県立学校改革推進室長
福 利 厚 生 室 長 吉田 和弘 君
教育環境整備課長 日高 真吾 君
教 職 員 課 長 上原 大善 君
義 務 教 育 課 長 加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監 大場 祥一 君
高 校 教 育 課 長 狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監 田川耕太郎 君
高 校 教 育 課 I C T 教 育 推 進 室 長 岩坪 正裕 君
特別支援教育課長 宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長 安永 光利 君
生涯学習課長 山崎 由美 君
生涯学習課企画監 山崎 賢一 君
学芸文化課長 草野 悦郎 君
体 育 保 健 課 長 松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監 岩橋 英夫 君
教育センター所長 立木 貴文 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第110号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）（関係分）

第124号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）（関係分）

報告第21号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第112号議案

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

第113号議案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第120号議案

長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約変更に関する協議について

(2) 請 願

なし

(3) 陳 情

- ・要望書（大村市）
- ・要望書（平戸市）
- ・人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること
- ・「新型コロナウイルスワクチン接種の即時中止を求めます」に関する陳情書
- ・別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書
- ・児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書
- ・令和4年度 離島振興の推進に関する要望書
- ・要望書（島原市）
- ・令和3年度 長崎県の施策に関する要望・提案書（南島原市）
- ・要望書（長与町）
- ・要望書（長崎市）
- ・要望書（西海市）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・私学助成に関する意見書の提出について（要望）
- ・県立松浦高等学校普通科改編に係る要望書

- ・接種済みワクチン再接種費用助成について（重ねてのお願い）

8、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開会

【浦川委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第112号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」ほか2件であります。

そのほか、陳情16件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、ほか2件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の取扱いにつきましては、事前通告に基づき質問を行うこととなっており、各委員の質問時間は、答弁時間を含めて20分以内

とし、質問の回数は総務部、教育委員会、福祉保健部、こども政策局の各審査につき1回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長から所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行い、その後、事前通告された「その他所管事項一般」についての質問を行い、最後に意見書審査を行います。

総務部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明申し上げます。

文教厚生委員会関係説明資料をお開き願います。

今回ご報告いたしますのは、県立大学の県内就職について、県立大学の大学院博士後期課程の改編についてであります。

まず、県立大学の県内就職についてであります。

去る令和3年7月28日に外部有識者の委員で構成いたします長崎県公立大学法人評価委員会を開催いたしまして、県立大学の県内就職率向上についての課題や今後の取組の方向性などについて集中的に審議をいただいたところであります。

委員からは、「国際社会学科や情報セキュリティ学科などにおいては、学生が学んだことを生かせる就職先が県内にあるのかということも大きな課題である」、「県内生の進学率が高い看護学科において、少しずつ県内就職率が低下していることは注視していく必要がある」、「県内進学率が高く、貴重な医療人材である看護学科の学生はできるだけ多く地元に残すべきであ

る」、「大学として、県内就職プロジェクトチームを立ち上げ取り組んでいるが、さらに推進していくためには、決定権のある責任者が自由に動ける体制とすることが重要である」、「県内企業の役員経験者を登用し、学生と県内企業のマッチングを進めている大学もある」などの意見がありました。

また、具体的な取組といたしましては、日頃から学生と企業を繋げる機会を増やすため、大学と県内経済団体が連携した取組の実施や、OB・OGとの交流の拡大など地元企業を知る機会の充実が重要であるとの提案をいただきました。

さらに、県内就職率向上には、県内就職率の高い県内生を増やすことも一つの方法であり、優秀な県内生の進学を促進する方策として、新たな奨学金制度の検討が必要ではないかという提案もございました。

今回、いただいた貴重な意見を参考にしながら、県内就職率の向上に向けた新たな施策について検討を進めるなど、大学と一体となって県内就職促進の取組を推進してまいります。

次に、県立大学の大学院博士後期課程の改編についてであります。

長崎県立公立大学法人は、平成28年4月に学部・学科を、令和2年4月に大学院（修士課程）を再編し、博士後期課程についても、令和4年4月を目途に栄養科学専攻を廃止し、地域創生専攻の開設について検討を進めておりましたが、去る3月18日に学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項の規定に基づき、文部科学大臣へ博士後期課程設置の申請を行い、令和3年8月27日に認可をされました。

新たな博士後期課程となる地域創生専攻は、「地域社会マネジメント分野」「情報工学分野」

「栄養科学分野」の3分野から構成されており、各分野において、日本及び長崎の発展のために新たな先端社会の構築に貢献できるリーダーとなる高いレベルの専門性を有した研究者・教育者及び高度専門職業人を育成することとしております。

今回の博士後期課程の設置によりまして、修士課程で培った専門知識と技術を一層高度化させることで、実践的な問題を解決して地域で活躍し得る高い研究能力を持った人材を育成するなど、大学法人とともにこれまで以上に県民に求められる大学づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、62となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、事前通告された「その他所管事項一般」に対する質問を行うことといたします。

質問はございませんか。

【徳永委員】先ほど説明があった、県立大学の県内就職について、特に看護学科の件についてですけれども、貴重な医療人材である看護学科の学生が、卒業後県外に行くというのはどういう理由なんですかね、大きな理由とすれば、い

ろいろあるでしょうけれども、特にどういった理由が大きな要因になっているのか、お尋ねします。

【門池学事振興課長】看護学科の学生が県外に就職する要因といたしましては、比較的人気が高い長崎大学病院の採用枠が、令和2年度は少し縮小したというのがあって、その前の年は11名程度行っていたんですけれども、それが4名に減少したというのが大きな要因であります。

それから、その学生の中には、やっぱり県外に一度出たいという希望を持っている学生が多くて、福岡県に就職する学生が多かったということ。

それからあと、高度医療に携わりキャリアを積みたいという学生もおりまして、県外の大学病院等に就職した学生が多かった、こういったところが要因と考えております。

【徳永委員】実は、県立高校の方で、今、県内の、特に女子生徒については、看護大学を希望している生徒が多いということを聞いております。

そういう中で、先ほど課長も言った、受入れる側の大学、これは長崎大学が非常に少ない。それに、あとあるのが県立大学と活水大学ですかね。これが大体県内の受入れ大学と聞いておりますけれども、この3つを合わせても定数が非常に少ないということで、これは、ちょっと話は脱線するんですけれども、県内の大学に行きたくてもいけない。だから、県外に行くというのも、実は出ているんですよ。

そういう中で、このコロナも影響していますが、非常に貴重な医療人材であるとまで言われておる中で、しっかりと対応策をとらなければ、受入れも少ない、なおかつ、今度は、少ない人材が県外に行く。その中で高度医療を

学ぶために県外に行かなきゃならないと、こう言ったことが分かっておるのに、そのままやっ
ていくのか。

そうであれば、長崎大学、県立大学、特に、
今所管は県立大学ですので、もっと定数を増や
したり、中身も分けて、高度医療、段階がある
でしょうから、そういうものを今後対策をとら
なければ、そういう希望者が多いのに、定数を
そのままにしておく。

例えば岡山県なんかは、私が聞くところによ
れば、やっぱり増やして対策をとっているとい
うような県もあると聞いておりましたけれど、
今後、長崎県としてどう考えるのですか。

【門池学事振興課長】県立大学の看護学科の定
員増のお話なんですけれども、定員増に当たっ
ては教員の増員とか、あと、場合によっては施
設設備の拡充などが必要となりまして、財政負
担が大きいということと、それから、教員の
増員も、全国的に看護系の大学というのが増え
てきたというのがありまして、人員の確保その
ものが結構難しいという状況もございます。

それから、あと、今、少子化ということにな
っておりますけれども、その流れの中で、純粹
に定員を増加させるということも、文部科学
省の審査においては厳しく見られるところでは
ないかと考えておりますし、また、県内の私立
大学とか看護専門学校、こういったところに与
える影響というの、一定考慮する必要がある
のかなと思っておりまして、現状としては結構
厳しいのではないかなと思っておりますござい
ます。

しかしながら、今、徳永委員の方からいただ
いたお話については、県立大学の方とも共有し
たいと思っております、今、県立大学は、県
内の高校を訪問して、県立大学の魅力とか、実

際に高校からどういう評価を得ているのかとか、
そういったのを聞いている取組はしているので、
その中で、実際に看護を志望されている生徒さ
んたちがどのようなお考えをお持ちなのか、や
っぱりどうしても県外に行きたいというお考え
をお持ちなのかというところを、もう一回よく
確認をいたしまして、実態を把握していきたい
と考えているところでございます。

それと、県外の大学に行って就職された看護
師さんについても、一定県内の出身の方であれ
ば、年間約200名ぐらいUターンしているとい
うような状況もありますので、医療人材として
は、一定の確保も可能ではないかと考えている
ところでございます。

【徳永委員】いろいろそういった問題もあるこ
とは、私も認識はしていますけれども、学校の
方に聞けば、希望する学生が非常に多いと。た
だ、受け皿が少ないということで、これは家庭
の事情もやっぱりあるんですよ、行きたい大学
等ね。

だから、そういう中で、所管が県立大学です
ので、総務部長、ここは長崎大学、私立、また
専門学校、そういうところとやはりしっかり連携
を取ってやるべきではないかと思えます。そう
しないと、結局、頭から県外に行く。特に離島
なんかは、相当多いんですよ、福岡に直接行
くとか。だから、そういうところはやはり県全
体で考える必要があると思うんですけれども、
そういうところはどう考えますか。

【大田総務部長】委員ご指摘いただきました観
点は、医療人材の確保という意味で非常に有用
なことだと思っております。

先ほど課長も答弁いたしましたとおり、県内
大学という意味では、長大と、ご紹介いただき
ました県大、活水というところかと思えますけ

れども、各種専門学校というのもあるということにおきまして、どの分野でどのところを、学生さんを引き受けるといいますか、受入れられるかということ、全体を通して議論させていただきたいと思っております。

その中で県大が受入先としてやるべきだということになれば、先ほど申し上げた、県大との、例えば定員増の交渉だとかということになってくると思いますし、それ以外のところ、学生さんの希望も含めまして、受入先はどこにあるかということ、改めて、大学も含めまして議論してみたいと思います。

【徳永委員】いろいろと問題もある。そしてまた、現場の声もある。これはやっぱり急にできるあれではないと思います。

ただ、しっかりとそういう生徒が、看護師になりたい、そしてまた、医療の方でも非常に看護師不足、そしてまた、このコロナの中においても看護師が非常に不足であり、また、人材を確保したいという時代であります。ゆえに、いないのに無理して入ってくれではなくて、希望している方がおるのになかなか受入れがないということが現状でありますから、ここはまた教育委員会とも、そしてまた大学と、長大、また私立大学、専門学校とも連携をしながらやってもらいたいと思っておりますので、よろしく願います。

【中山委員】大学の就職問題で、徳永委員に関連して聞いてみたいと思います。

7月28日に長崎県公立大学法人評価委員会を開催し、県内就職率の向上について課題や取組、方向性について集中的に審議をしたということですが、これまでにこの評価委員会で就職問題についてどのような取組をしてきたのか、議論してきたのか。また、集中的審議に至った

経過、理由、まずこの点についてお尋ねしたいと思えます。

【門池学事振興課長】県内就職率の向上につきましては、大学の中期計画にも掲げておりました、毎年度評価委員会において議論がなされているところでございます。

これまでの主な議論でございますけれども、県内就職率の向上については、まだ目標との差が大きいと感じていると、1年ごとに達成目標を決めて、最終的に目標がクリアできるように取り組んでもらいたいとか、あと、県内就職に関する一般的な啓発活動というのはもう何年もやっていて出尽くしていると、それよりも、個別に学生と企業をマッチングすることが必要ではないかというような意見、あと、県内に定着するためには、県内生を多く入学させることは大事であるといったご意見、あと、看護の場合は、一旦外に出て戻ってくるケースもあるので、Uターンを促進することも重要ではないかというご意見、それから、実際に県内に就職した学生、B・Gとの交流、これは県内就職のメリットを共有する機会としては非常に重要なので、そういったところを今の現役の学生と持つことは身近に感じるのではないかと、こういったご意見が、今出されているところでございます。

それから、今回、集中審議をするようになった経過ということでございますけれども、これは、昨年の10月の予算決算特別委員会の文教厚生分科会において、第三者による検証・分析を行う必要があるのではないかとといったご意見をいただいたということも踏まえまして、毎年、この評価委員会で議論しておりますけれども、ここ数年、実績と目標の差が大きくて未達成になっているところがありますので、そういった

ところから、外部の有識者で構成する評価委員会で、県内就職について集中的に審議をすることとしたということでございます。

【中山委員】評価委員会が、目標と実績と乖離しているということを認識しているということについては、一定分かりました。

そこで、集中審議した時に、委員は7名おると思いますけれども、欠席者はいなかったのかという問題と、所要時間、それと、先ほど総務部長が説明した以外にどのような意見が出ているのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】7月に県内就職を議論する機会がございましたけれども、そのときには、委員の中では欠席者はいなかったということでございます。

それから、部長説明に書いている意見以外のご意見でございますけれども、大学の役割とか、地域貢献という目標を踏まえて、県内就職を奨励するミッションを教職員、それから学生、これらを含む大学全体で共有することが大事なんだというご意見、それからあと、情報セキュリティ学科は県外生が多く入ってきているというところもあるので、学科の特徴や宣伝となる部分でもあると、大学として一律に44%の目標というのを指すのではなくて、学科ごとに目標を考えるべきであるといったご意見、それからあと、魅力ある企業づくりと魅力ある県づくりを同時並行でやっていくべきところでもあるので、大学独自の取組は、一定限界があるのではないかといったご意見、それからあと、県議会と連携した取組を進めているというところもありますので、地元で何が起きているかということや学生が把握するというところ、それについてはいい取組ではないかというご意見、こういったご意見があったところでございます。

【中山委員】その他の意見について、地域貢献の問題とかありましたので、後で資料として提出していただきたいと思います。

それと、課長、評議委員の欠席者はなかったということでありませうけれども、私の資料では2人欠席しているけれども、間違いはないですか。

【門池学事振興課長】すみません、訂正いたします。欠席された委員が2名いらっしゃいます。それは間違いでございました。

ただ、欠席された委員につきましても、事前に説明をする中で、これに対するご意見というのを事前に伺って、それについて議論をしたところでございます。

すみません。答弁が間違っておりましたので、訂正いたします。

【中山委員】訂正いただいたので、理解しますけれども、集中的審議をするのに、7人おって2人が欠席するということがいかなものかということで考えておりますので、そういうことがないように、ひとつきちんと日程を調整していただきたいということを要望しておきます。

次に、評価委員会の集中的審議に当たり、現場の生の声というか、教職員とか学生とか保護者等の意見を開襟するというか、参考人を招致するとか、そういう意見を聞くような場面はなかったのかどうか、あったのかどうか、教えていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】現場の声についてでございますけれども、企業の関係者については、この評価委員会の委員に民間企業の経営者がいらっしゃいまして、これまでの経験を踏まえてご意見をいただいているところでございます。

それから、実際に大学で就職を担当する方も会議には参加していただいて、意見交換を行っているところでございます。

それから、学生については、会議には参加されてないんですけども、毎年、県立大学においては、就職が内定した学生に対してアンケートを実施しておりまして、そういった意見を把握して、大学においては就職支援等に活用しているところで、その意見を踏まえたところで、評価委員会の中で議論をしているところでございます。

それからあと、保護者ですけども、保護者については、毎年、後援会の総会というのを開くようにしていたんですけども、その中で就職とか、県内企業の説明会も実施をしようと思っていたんですけども、今年度、昨年度はコロナの影響で開催が中止となったというところで、保護者の意見については、今のところ把握はしてないという状況でございます。

【中山委員】 反論するわけではないけれども、欠席者の中に民間経営者が1人、大学経営者が1人おりますよ。評価委員会としていろいろ議論した中で、目標と実績が乖離があるということを確認した以上は、自分たちだけでやって解決できないですよ。そういう集中審議をしたら、自分たちの意見をどう拾い出すかということが重要になってくると思うんですよ。参考までに、今後やっていくと考えているので、教職員とか学生とか保護者とか、意見を聞いてみるということも必要ではないかと思っておりますので、ぜひそういう方向でやっていただければということで、これは要望しておきたいと思っております。

次に、具体的にお聞きしたいなと思っておりますが、「国際社会学科や情報セキュリティ学科などにおいては、学生が学んだことが生かせる就職先が県内にあるかということも大きな課題である」ということで、こうされたもんだから、私は遡って学科再編の狙いはどうだったのかとい

うことを確認してみたんですよ。そうしたら、学部学科再編の狙いの中で、全部読みませんが、「18歳の人口減少が加速している一方で、グローバル化、情報化の進展に伴い、産業界から主体的に考え、課題を見つければ対応できる若い人材等々」と書いてあるわけね。この中に県内就職とか、そういう意向というのは全くこの再編に反映されていないのさ。この文章からいけば、狙いからすれば。

そうすると、これは当然の成り行きであると捉えないといけないと考えておりますが、そうすると、これをそのまま放置するわけにはいかないわけであって、やはり県内に就職するためには、県とか市町の職員として採用するとか、何らかの形でこれを県内で解消するために、もう少し抜本的な対策が必要ではないかと思っております。それで、その辺について、評価委員会の意見も含めてどのように取り組もうとしているのか、とりあえずその方向性を示していただければと思っております。

【門池学事振興課長】 学部学科再編によりまして、国際社会学科、国際経営学科、それから情報セキュリティ学科、こういった特徴のある学部学科を設置したということがございまして、県内には、例えば国際系の学科であれば英語教育に力を入れているところもございまして、英語を生かせるような企業が、一般的には少ないと思われているところもございまして、それから、情報セキュリティにつきましては、県内で情報産業について、セキュリティの専門会社がないということも事実としてはございまして。

まず、英語の関係でございまして、県内の企業の中にも、ある一定国際化、グローバル化に展開しようとする企業もございまして、そういった企業の情報をきめ細かく、そういった

学生に対しては伝達をして、マッチングを進めていきたいと考えております。

それから、情報セキュリティの関係でございますけれども、学部学科再編後に、民間の企業誘致の関係で、ICT関連の企業というのが続々と長崎県に進出をしてきているという現状もございます。そういった中で、一定その就職につながればと考えておりますし、今後も、そういった流れというのは、まだ期待できるのではないかと考えているところでございます。

【中山委員】ぜひそういう形で進めていただきたいと言うしか今はないわけですね。それでやってもらうしかないわけであって、ぜひやってほしいと思います。

ただ、学部学科再編の時に地元意識があれば、経緯があれば、先ほど徳永委員から話があったように、看護学科あたりをもう少し増やしてよかったんだ。セキュリティ学科を80人から、幾らかに増やしただろう。そうではなくて、逆に言えば、看護学科あたりを、今60人いるところを100人にするとか、そういう方が地元の就職率を上げていくという形になってくるので、やはりそういう視点も今後必要ではないかということ、ひとつ申し上げておきたいなと思います。

それともう一つ、ちょっと心配なんですけど、「大学として、県内就職をさらに推進していくためには、決定権のある責任者が自由に動ける体制とすることが重要である」ということは、決定権のある責任者が自由に動けないというようにとれるんですけれども、決定権のある責任者とは誰なのか、こういう自由に動けない体制というのは、なぜこのようになっているのか、改善できないのか、これについてお尋ねしたい

と思います。

【門池学事振興課長】まず、大学においては、県内就職についての決定権を持っているのは、大学の方に確認したところ、専務理事が決定権を持っていると聞いております。もちろんその上の学長であり、理事長でありというのがあるんですけれども、実務的には、そういう専務理事が決定権を持っているというところでございます。

そういったご意見をいただいた趣旨というのは、各種取組を進める中で、それぞれの担当者が、ある程度裁量権というか決定権というのを持って臨機応変に対応できるような体制をとりながら、県内就職の促進に努めるべきだというご意見が、そのご意見の趣旨になっておりますので、そういったところをもう少し大学の方では強めていただくことを要望されたと考えているところでございます。

【中山委員】この専務理事は、学事振興課長もしとったし、非常に詳しいですよ、ものすごくね。詳しいから、詳し過ぎて、ほかの理事とか何かの意見を聞かないのかどうか、別だけれども、ここを、私はフル回転してやってきたと認識していたけれども、委員からそういう提案があるならば、もう一回よく反省して、やはり意見交換が十分でなかった部分もあるうし、ここがフル稼働で自由自在に動かないことには、なかなか上がってこないと考えておりますので、ぜひその辺の対策を講じてほしいということをお願い申し上げます。

最後に一つありますが、最終目標44%を達成するために、一つの方法として、先ほど徳永委員からもありましたけれども、看護栄養学科については年々減ってきているので、もともとシールトで独立していたわけよね。そうなる、

ここに対してある程度数値目標をきちんとはめさせていく必要があると思うんです。このままでは低下傾向であって、学科再編を見れば、学長あたりは産業界の方に非常に目が向いていて、医療人材の方については、どうも、どの文書を見てもなかなか出てこないんですよ。そうすると、看護栄養学科の独立性も含めながら、ここに対して数値目標をきちんと押さえて、それをもとに最終目標に到達させていくと、こういう方法がいいのかなと私は感じたわけでありまして、けれども、私の提案に対してどうでしょうか。今の考え方について、意見をいただきたいと思っています。

【門池学事振興課長】 委員おっしゃるとおり、医療人材の確保という意味で、看護学科の県内就職率を高めるとするのは非常に重要なことだと思っております。看護学科については、ここ10年程度は、正直言えば、大体50%前後ぐらいで県内就職率というのが推移をしております。平成28年とか29年あたりは、県内生の比率が増えたというところもあって、60何%前後ぐらいに高まったというところもございますが、ここ数年は、県内生の比率が高まりながらも、なかなか県内就職率が上がらないといったような現状がございます。

先ほど徳永委員にもお答えしたとおり、やっぱりキャリアを積みたいという学生が一定いらっしゃるというところがございます。それについては、県内の大きな病院の詳しい情報を学生の方に紹介をしまして、どういったキャリアが積めるのかとか、どういった仕事をするのかといったところを詳しく説明するような取組を昨年度から進めているところでございまして、そういったところで、そういうキャリアを積みたいという学生に対しては、県内就職につなげ

ていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】具体的に答弁があったわけけれども、目標値をやはり60%なら60%に設定して、一番の原因は、私の調査で原因は、一日インターンシップ、県外の大手の医療機関が一日だけインターンシップで生徒を連れてきて、交流しているんだよ。その辺をよくよく考えながら、長崎でも一日インターンシップとか積極的にやって、早く看護師にその状況を知ってもらおうと、人脈をつくってもらおうということも大事だと考えておりますので、ぜひ、一日インターンシップの実施に向けて格段の努力をしていただくことを要望しておきたいと思っております。

以上です。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

【堀江委員】 県立大学の大学院博士後期課程の改編について、質問いたします。

県立大学が自主性に基づき学部学科を時代に合わせて再編する、そのことについて意見を申し上げるものではありません。今回、先ほど部長説明があったように、大学院地域創生研究科地域創生専攻を博士後期課程の設置をしたということについて、私自身がその内容を県民によく説明できないという素朴な疑問から質問させていただきたいと思っております。

この大学院地域創生研究科地域創生専攻は、来年の4月から開設予定と事前の説明をいただきましたが、その際の希望する学生数というのはどのように把握しておられるのか、まずここから教えてください。

【門池学事振興課長】 博士課程の検討に当たって、入学意向に関するアンケートというのを実施しているんですけれども、入学意向があるかという質問に対して、入学したいという人が17名、それから、5年以内の入学を検討したいと

というのが20名、5年より後に入学したいというのが3名いらっしゃいまして、定員3名に対しては、一定の入学の意向があると考えております。

【堀江委員】その方たちは、今回、博士後期ということなので、前期に学んだことをさらに深めるといふ、そういう感じに理解したらいいんですか。

【門池学事振興課長】博士課程については、修士課程を修了した学生が入学するケースや、または、県立大学以外のところから入学するケースもございます。修士課程に在籍する学生からも入学したいという意向は、一定いただいているところでございます。

【堀江委員】そこで、「地域創生専攻」という言葉ですけれども、それぞれの全国の大学にもホームページなどで「地域創生専攻」、あるいは「地域創生」という言葉が書かれているんですが、ある大学のホームページによりまして、「地域創生専攻は、暮らしに身近な地域を丸ごと研究し、そこから新たな地域の活性化の糸口を、つまりまちづくりのきっかけをいろいろな角度から考えていこうとする専攻です。具体的には、地域における行政・経済活動を分析し、地域の文化のありようを考え、人々に優しい福祉のあり方を模索することなどを目指します」ということで、そのための人材を育成するということのように書かれた大学もあります。

一方で、「地域」という言葉に関わっては、地域創生専攻研究の地域とはどういうことが、ある大学では、「地域とは、地理的、物理的意味を単位とする特定の空間や範囲を示すものではない。問題意識に応じて設定されて、いわゆる具体的にはコミュニティレベルから都市や地域、国土全体、そして国際的なレベルまでを創生する」というように、地域創生という地域の

捉え方が、いわゆるコミュニティという、いわば地域的には限定される部分から、いわゆるグローバルというように世界を相手にして捉えるというように、地域創生一言をとりましても、大学によっては様々な捉え方があるということ、を、改めて、県民からの質問を受けて私も思ったんですが、その中で、部長の説明の中では、「日本及び長崎の発展のために」ということで表現がされましたが、そうしますと、県立大学の場合は日本及び長崎ということでは、長崎という限定はしないだけけれども、グローバル、国際的とまではいかないけれども、国土全体ということで、例えば地域として捉えたら、そういう解釈でいいのかどうかということもこの機会に教えてください。

【門池学事振興課長】県立大学においては、中期目標、中期計画というのを定めておりまして、その中で長崎県のそういう施策に貢献するというようなこともうたっております。

そういう意味からすると、今回の「地域」というところは、「長崎県」というのが一番の主眼にあるということもありまして、ひいては、その他の地域、日本全体というふうな捉え方をしているものと考えております。

【堀江委員】私は、大学は就職予備校ではないと思う一面もありますし、同時に、県立ということであれば、県民に求められる大学づくりは、それはある意味必要なことだと思っております。

いずれにしても、今回、新たに設置をすることですので、今回いただいた答弁を県民の皆様にもお返ししていきたいと思っております。

終わります。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【麻生委員】通告をしておりましたので、2つ

やりたいんですけれども、その前に、今、県内就職の問題だとか、県外からの学生の取扱いが議論されておりましたので、まずここについて1点、質問をしたいと思います。

今、来年の募集人員730人とありますけれども、シーボルト校と佐世保校の分担を含めて、シーボルト校は何名ぐらい、佐世保校は何名ぐらい入っておられるのか。それとあと、全体の、これは大体分かるんですが、新入生の県内、県外の比率が分かれば教えていただきたいと思えます。

【門池学事振興課長】佐世保校とシーボルト校の学生は、4年在籍で大体3,000名程度いるんですけれども、佐世保校が2,000名、シーボルト校が約1,000名といったような割合になっております。

それから、入学生に占める県内、県外の比率でございますけれども、今年度の入学生の県内の比率が、すみません、休憩してもらっていいですか。

【浦川委員長】 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

【麻生委員】 だから、45%程度は県外からということになると思いますけれど、大体大つかみでいいんですよ。

【門池学事振興課長】 県内生の比率が、令和2年度から50%を超えた状況になって、50.何%という状況が続いて、令和3年度は令和2年度よりも若干高くなっているというところがございます。

【麻生委員】 一つは、毎年毎年、730名近い学生が入ってくると。佐世保校みたいに2,000名近

い、その約4割とか5割が県外から来るということについての状況で見ると、私は一定のにぎわいが十分あるかと思うんですよ。県外から来てもらえば、それだけ下宿してもらいます。いろいろな形で学生が地域に入ってくるわけですが、一つは、卒業した学生が県内に就職しなくても、私は佐世保で4年間青春を過ごしてもらったということは大きな魅力だと思うんですよ。そして、この子どもさんたちが県外に出た時に、観光大使とか、佐世保の魅力を伝えてくれる、そういう効果もあると思うんですよ。だから、一概に、私は議論として、県内の大学だから、県内の学生しかだめなんだとかという論理では、ちょっと違うのではないかと。そういった学生が、この地域で2,000名近くおるわけですから、その効果というのは大きなものがある。毎年毎年、これがずっと続くわけですよ、学生がね。下宿もある、飲食もしてくれる、そういう地域貢献も十分あると思うんですよ。これが県内だけ、地元だけとなると、そういう経済の活動も少し半減とか、落ちてくるだろうと思います。

だから、そういう意味では、地元の学生をもっと増やせという論理もあるかもしれんけど、私は逆に、そういう佐世保を知ってもらう、長崎を知ってもらう学生を、青春時代ここで過ごしたんだという思いをしっかりとやることも大きな効果になるということも、皆さんに伝えたいと思います。私自身も県外から来て、長崎に来た時に、やっぱりそういう思いがありますよ。だから、就職は長崎でしましたけれども、逆に県外から来て、その喜び、また地域のよさ、そういうこともあると思いますから、ぜひそういった観点からも、抜けているところもあると思いますけれども、ぜひそういう思考もあるんだ

ということをお願いしたいと思います。

それで、できたら、同窓会も充実していると思いますけれども、しっかりと観光大使みたいなものもつくってもらって、青春時代4年間やったことというのは、本当に大きな思い出ですよ。友達もいっぱいおる。そういったことも考えていただきたいということを、冒頭述べたいと思います。

それで質問についての話なんですけれども、今、県立大学の地方創生への取組についてということで、これはCOCとか、逆に言えば、国が平成28年度ぐらいからやってまいりました。この再編で、学部・学科を合わせて、今回の大学院の構成もその延長かと思うんですけれども、県立大学について、地方貢献といいますか、具体的に、どういうコンセプトで取り組んでいくのか。具体的に地方、ローカルのよさを生かしていこうという話なのか。もちろん離島もあるわけですから、長崎の特徴を含めてどういう形で戦略的に県立大が取り組まれるのか、教えていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】県立大学の中期目標については、地域貢献というのを重点的に取り組む目標としておりまして、その実施計画である中期計画においても、具体的に取組を定めておりまして、地域の政策課題に関する研究であったり、産学官連携の共同研究であったり、生涯学習の拠点といったところの取組みを実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、昨年長与町と株式会社ラックというところがございますけれども、そこと連携協定を結びまして、河川監視のセンサーを設置して、そういう各種のセンサーを設置することでICTの情報機器、これの利活用の検討であったり、あと、東彼杵町の「そのぎ

茶市」というのが開かれておりますけれども、その活性化に向けて、例えば古民家の活用といった提案をし、あと、波佐見焼の技術とか文化などを活用してクラフトツーリズムの推進をさらに強化しようといったような取組をやっているところでございます。

それからあと、県の研究機関、試験場がありますけれども、そことか、あと、県内企業との共同研究であったり、あと、県立大学の教授によります公開講座の開催であったり、あと、外部の講師を招聘した学術講演会も開催して、広く県民の方に聞いていただくような取組をやっているところでございます。

【麻生委員】県立大学は地域の大学ということもあって、私は離島を含めて、もっと活躍の場をお願いしたいなと。対馬市においては、一部、立教大学とかと連携した案件も散見されるところでありますけれども、要は、各しまにも振興局があって職員がおるわけですよ。そういうネットワークをうまく生かして、課題は見えてくるわけですから、本格的にはもっと戦略的に取組を進めてもらいたいなと。

それと併せて、佐世保地域であれば、波佐見の焼き物なんかは、今、インターネットで大きく取り上げてもらっていますし、西海市も新たにそういうインターネットを含めた取組をされているということですよ、地方発の。そういった戦略が結構動いている中で、総務省から地方創生の関係の予算もとれるでしょうから、ぜひ戦略的にそういった大学の知のレベルを展開するんだということで地方創生があるんでしょうから、そういったものをぜひお願いしたいなということで考えていますけれども、その点について、お考えはどうですか。

【門池学事振興課長】離島の活性化に関する取

組なんですけれども、これにつきましては、県立大学では「しまなび」プログラムというのを実施しております、1学年の全生徒が、それぞれ吉岐、対馬、五島等の離島に行きまして、地域の課題なんかを取り上げて、活性化に向けた提案ですね、そういった取組をしております。

それからあと、学長の裁量研究の中で離島に関するテーマというのを設けておまして、それに関する研究等も実施をしております。

それからあと、看護の入試関係ですけれども、「離島推薦枠」というのを設けまして、離島の生徒を受け入れるような取組を実施しているところでございます。

【麻生委員】今回、大学院が創設されて、そういう専門課程のレベルの高い研究者、ないしは教育者を育成するわけでしょうから、できれば研究テーマで離島だとか、長崎の持つ魅力をどんどん発信するイベントになる人は、発信のコアのところにちゃんと絡むんだというぐらいの思いをぜひお願いしたいなと、要望にしておきたいと思います。

今後新しい取組で、各大学の学生をいかにしたら魅力的に引きつけられるかということの状況になってくると思います。少子化の中で定員を割ることが多々あるのではないかなと思うんですよ。そういったときに、県外から多くの学生も、やっぱり魅力的なものがあれば引っ張ってこられると思いますので、定員割れしないような状況で定員化していただきたいというのをお願いしたいと思います。具体的にまた期待したいと思いますので、よろしく申し上げます。

2点目に、県内の専門学校に対して、この前、いろいろ要望がないかということでお邪魔した時に、今回のコロナ関係で、外国人の留学生、

日本語コースとかということで、今、学生が入ってきていない。そういったことについて、専門学校の経営自体も大変厳しい状況にある。もちろん、一部介護だとか、県から委託の事業があるのはありますと、それは大変助かっていますということもありましたけれども、県内の専門学校の所管について、どういう現状を認識されているのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】留学生の状況でございますけれども、現在、私どもの方で把握しているのは、留学生が比較的多い日本語学科の状況ですけれども、定員が、県内の専修学校を合わせて640名なんです、5月1日現在の在籍者で言えば94名ということで、定員割れを大きく起こしているというところがあります。

ただ、一定、毎年定員割れというのはあっておりますけれども、やっぱり今年度はコロナの影響で入国がなかなかできないといったような現状があるので、そういった意味では、専修学校は非常に厳しいのではないかと考えているところでございます。

【麻生委員】もちろん学校自体としても雇用調整だとかされていると思いますけれども、ただ、これが2年～3年続くと大変な状況だなと思ってらるんですよ。長崎は特に専門学校が多いので、そういった中で学生が来ないということで、経営がなかなか厳しい状況が散見されるので、別の項目でしっかり出してくださいというのはなかなかないんでしょうけれども、介護の講習だとか、逆に言えば、県内でリカレントを含めて新しいものがあれば、ぜひ文科省とか総務省あたりと連携を取って、そういった地元にと落とせるようなメニューが何かないか、ぜひ検討してもらいたいと思うんですよ。

現場は学生さんが、外国人が入ってこない。

この前、外国語大学なんかのプラット入学、全部オンラインでやっていたという話をされていましたが、そういう制度がきちんとあるところはいいかもしいけれども、学生をしっかりと連れていかないとなかなか成り立ってはいかないという経済状況もあるでしょうから、ぜひ取組を後押ししてもらいたいと思いますけれども、それについて何か、担当所管でできるような項目がないかどうかご検討は、即答という意味ではありませんけれども、項目があるかどうか、教えてもらえますか。

【門池学事振興課長】留学生がなかなか入学できないという現状があって、そこを多く受入れているような学校は非常に厳しいと思うんですけれども、そこで日本語学校の先生方がなかなか仕事ができないというような状況もあると思うんですが、そういったところに対して、国の雇用調整助成金というのがございまして、年間100日が限度になるんですけれども、一定そういった報酬の助成みたいなものがあるといったところ。それから、それに加えて県が雇用調整助成金に上乘せをしておりますので、その制度も一定活用していただきなと考えているところでございます。

それから、先ほど委員の方からもお話がありましたけれども、来日できない留学生に対しては、オンラインとかで遠隔授業なんかをやることも検討していただいて、その機材の整備については、国の方が補助制度を設けておりますので、そういったところを活用しながら工夫をしていただきたいなと思っております。

それからあと、もう一つは、日本私立学校振興・共済事業団というのがありますが、そこで貸付金で教育環境充実資金というのを設けておりまして、それがもう9月末までの利用

になるんですけれども、コロナ対策として新規の留学生が、令和元年度に比べて10%以上減少したところについては、そういった貸付金を受ける際に、初回の利息ですね、半年分の利息については国が助成するといったような制度もございまして、そういったところも活用していただきたいなと考えているところでございます。

【浦川委員長】 それでは、換気のため、11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

【中山委員】 先ほどの麻生委員の質問に対して感じたものですから、県外出身者の生徒数とか貢献度については何も否定するものではないですけれども、今回、質問通告制にしていますよね。それで、徳永委員と私は県立大学の県内就職の促進についてということで話をしたんですよ。関連ということで、どっちかという否定的な意見だったかなと感じているんですよね。そういう形で、関連で緊急性も何もないような感じがしたんだけど、そういう形で議論をさせてよかったのかなと思っているんですが、いかがですかね。

【浦川委員長】 委員の質問というのは制約しているわけではありませんので、ただ、地域貢献に対して、県外から来られた方も地域に対して貢献しているという部分での評価というか考え方を述べられたのではないかなと私は理解しておりますけれども。

【中山委員】 そうだったかね。県立大学に関して、関連と言ったのではないかなと思ったけど

ね。

【浦川委員長】いや、関連というのは、私もよく確認はしてないんですけど、ただ質疑の中でそういうご意見をされたと理解していますけど。

麻生委員、何かありますか。

【麻生委員】私は、県外の関係の学生が、効果的な状況があるなということもあったもんですから、その観点からお話をさせていただきました。

要は、もちろん県内就職をしてもらおうということについては否定するわけではありませんけれども、効果的な状況とか、学生に来てもらって、それが逆に言えば、佐世保で青春時代を過ごしたことが、大きく広がっていくのではないかということもありましたので、効果という形で話をさせていただいたところでございます。

【浦川委員長】県立大学の中での関連という部分でよろしいでしょうかね。

【麻生委員】そうです。だから、県立大学の学生が県外から来られて、比率がどうだということもあったものですから、そういった観点から、効果があるのではないかという話をしました。

【浦川委員長】よろしいですか。

【中山委員】今の意見を聞くと、了といたしますが、瞬間ね、徳永委員と関連してというような話になって、県内就職についてはぼちぼちいいのではないかというような、そういう趣旨の発言が、私には聞こえたものだから、いかがなものかなということで申し上げたところでございますので、今、麻生委員に聞いた範囲の趣旨であれば、委員長がそれでいいということであれば、ここでもうこれ以上は、おさめたいと思います。

【浦川委員長】すみません。よろしくご了承お

願います。

【門池学事振興課長】先ほど麻生委員のご質問に対して、データを正確に申し上げることができなかったものがありましたので、もう一回ここでご答弁させていただきたいと思えます。

佐世保校とシーボルト校の入学定員の区分なんですけれども、佐世保校は入学定員が420名、シーボルト校は入学定員が280名ということで、4倍にすれば、大体2,000名と1,000名ぐらいになります。

それからあと、県内生の入学の割合ですけれども、令和2年度が50.3%、令和3年度が50.8%ということで、県内生の方が若干上回っているような状況になっています。

【浦川委員長】それでは、ほかに質問ございませんか。

【山田(朋)委員】通告をしています、就活セクハラについて聞きたいと思えます。

今、学生が就活をする中で、そういった不利益を受けているということが社会問題となってきたようでありますが、就活セクハラ自体が、厚生労働省の調査で、男女25%が経験をしているというような数字が上がっているようです。しかしながら、実際、就活セクハラで相談をした人は24%にしか過ぎていないようです。

どういったセクハラを受けたかということ、女性はインターンシップの際、男性は企業説明会やセミナーなどの時とかにあっているようですし、あとは、就活マッチングアプリの中でSNS上でも被害に遭ったりとかしているようです。

内容の方は、性的な冗談やからかいが40.4%、食事やデートへの執拗な誘いが27.5%など、性的な言動に対して拒否・抵抗したことによる採

用差別や内定取消しなど不利益な扱いが11%、性的な関係の強要が9.4%されたケースがあったと出ているようではありますが、この中で本県において県立大学の学生が、このような不利益が受けていないかどうか、また大学としてはどういった把握をした上でどういった対策を打っているかをお聞きしたいと思います。

【門池学事振興課長】厚生労働省の調査がありまして、4人に1人という話があるんですけども、県立大学においては、実際に学生さんが大学に相談したというケースは、今のところあってない状況です。潜在的にいらっしゃるのかもしれないけれども、あってない状況です。

大学としては、就活セクハラについては、厚生労働省が作成している、「働くことと労働法」というテキストがあるんですけども、それを活用して、1年次から就職ガイダンスの折に、そういったお話をさせていただきまして、就職活動で困ったことがあったら就職課に相談するようにと周知はやっている状況でございます。

あと、就活時に学生さんに大学からメールを送るんですけども、企業からそういうハラスメントを受けた場合には、まず就職課に相談するように周知を行っているところでございます。

【山田(朋)委員】全国的に相談しない人が多い内容になっているようではありますが、例えば学生が大学に相談したからどうなるのかなというのもあるし、かえって不利益になるのではないかという心配もあるかもしれませんが、一応、今、県立大学においては、そういった相談実績はないようですが、もし相談があった場合は、大学としてどのような対応を企業に対してとるのかを教えていただけますか。

【門池学事振興課長】相談体制としては、保健室に保健師がいたり、あと臨床心理士がいるの

で、そういった方に相談していただくことにはなるとは思うんですけども、実際企業に対しては、その内容というのを把握した上で、企業の相談窓口というのをございますので、そこにつないで解決を図るという方法が考えられるのではないかと考えております。

【山田(朋)委員】精神的なことの懸案に関してはそういった形でいいかと思えますし、後段で言われた企業の相談窓口とか、企業も大小様々あると思うんですね。大手企業ならそういった相談窓口みたいなクレームの受け付けみたいなところがあるかもしれませんが、特に中小零細とか、なかなかそこまで整ってないところもあるかもしれないので、大学として、難しいかもしれません。学生の不利益にもならず、その子の希望する、そういったことを断ったからといって採用取消しされたりとか、そういう不利益もないように、両立てでといたら難しいかもしれませんが、ぜひそういった対応をしてほしいし、もっと学生には、どこかつくっている大学では配っていただいているみたいです。よそのところでは、大学独自にそういったガイドブックをつくっているところもあるようですので、特に今、パソコンとかネットですぐいろんなことが学生向けに配信できると思いますので、もうちょっと具体的な事例とか、こういったことが予想されるし、こういったことが世の中で起きているようだけど該当しませんかとかもう少し、これは男女問わず受ける問題でありますので、ぜひ学生たちにそういった発信もしていただきながら、相談しやすい環境をつくっていただきたいということを要望して終わります。

【浦川委員長】ほかにご意見ありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。

私から3つの質問をさせていただきます。

まず、第5波での私立学校のオンライン授業の実施状況と公立学校との連携です。

現在、収束傾向にあるものの、ちょうど1か月前、夏休みの終わりには、若年層でも感染しやすいデルタ株の蔓延により、小・中・高の公立・私立学校でもオンライン授業に備えたと聞いています。

そこで、夏休み明け、第5波の私立学校のオンライン授業の実施状況について、まずご答弁をお願いいたします。

【門池学事振興課長】県内の私立の小・中・高等学校に確認をしておりますが、まん延防止重点措置の期間に、41校ございますけれども、そのうちの10校で何らかの形で遠隔による授業等を実施しているという状況でございます。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。41校中の10校ということですので、25%ぐらいがオンライン授業を実施したということでございます。

私の感覚というか聞いているところからいくと、正直、私立学校の方が公立学校よりオンライン授業の実施率というのは高いと思います。25%という数字を聞いて、では、公立学校が、今回、第5波、9月前半にオンライン授業を行いますので、そこまでのデータは持ち合わせておりませんが、25%もきつくないのではないかと考えております。以前の委員会でも、私立学校の方が進んでいるので、公立学校とより連携を深めてほしいと、私立学校のノウハウを公立学校に伝えてほしいということを求めてきましたが、現時点の連携につきまして、状況をご答弁いただけないでしょうか。

【門池学事振興課長】私立学校の取組の状況については、校長会とか教頭会とか、公立・私立

の先生方が集う機会とかがございますので、そういった中で情報共有を図るように考えているところでございます。

【中村(泰)委員】今回の第5波で学校側も相当準備をされています。私立学校のこの25%という数字ですね、この経験を、まず公立学校に展開をぜひともしていただいて、そこからの経験を公立学校もぜひとも、次、第6波、第7波で、もし同じような状況に至った場合に生かせるような取組をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

長生大生事件を踏まえた県立大生の心理的ケアの取組でございます。

先日、長崎大学の薬学部生が非常に痛ましい事件を犯すということで、県内の大学生が事件を起こしたということで、私自身も大変残念に思っております。インターン生とか受入れておりますけれども、今、大学生から、すごく衝撃でしたということを言われました。

また、今コロナ禍の中で、学生はオンライン授業などが中心になって、非常にストレスがたまる状態であると、学生からも聞いています。昨年から、もう1年半ぐらいコロナ禍で、「今、どう」と聞いても、「第5波でまたオンラインになった」とか、そういった話を聞いています。中には、県外の出身者もいたりして、「すごく寂しい、つらいです」というようなことも聞きました。

そこで、この事件を踏まえて様々な視点において、私自身、県内の学生の今の心身の状態をすごく心配したところでございますが、県立大学生のこれまでの心身のケアにどのように取り組まれてきたのか、ご答弁をお願いいたします。

【門池学事振興課長】先ほど山田(朋)委員にもご答弁差し上げたんですけども、県立大学に

おいては、大学に保健師さん、臨床心理士さん、それから学校医というのがおりまして、そこで相談体制をとっているところでございます。

やり方としては対面であったり、あと、メールであったり、そういうことで相談できるようになっておりまして、そこで一応対応をやっていっているところでございます。

相談件数なんですけれども、ここ数年増加傾向にありまして、先ほど中村(泰)委員がご指摘のとおり、コロナ禍で、今、ご相談が増えているような状況でございます。

【中村(泰)委員】 ただいま相談件数については、増えているというご報告でしたけれども、具体的にもし数が分かれば、教えていただきたいんですが。

【門池学事振興課長】 数については、相談件数は、昨年が全体で1,187件ございまして、令和3年度は、それをちょっと上回るようなペースで進んでいると聞いているところです。

【中村(泰)委員】 令和2年で1,189件、これは県立大学での数字だと思います。すごく多いなという認識ですが、要は、昨年同時期において増えているということだと理解いたしまして、なかなか数字が、今出せないということですが、昨年同時期の割合で結構ですので、また追ってお示しいただければと思います。

やはりコロナ禍で学生の生活が変化をしたと。この事件を踏まえてというのは、ちょっと適切な部分ではないところも正直あるんですけれども、やはり大学生の状況が、過去とは違うということ、やはり私自身この事件ですごく感じましたので、改めて学生のケアに努めていただければと思います。

最後の質問に移ります。

県立大学と県とのオープンイノベーションに

ついてでございます。

今議会、一般質問において私自身、県と長崎大学のオープンイノベーションの取組について質問をいたしました。県と長大のオープンイノベーションは、昨年の7月に公表をされて、今も継続して取り組んでいます。

そこで同様に、県が設置者である県立大学とのオープンイノベーションを対外的に宣言して、今後取り組んでいく必要があると私は考えますが、そのお考えも含めてご答弁をお願いいたします。

【門池学事振興課長】 県立大学の研究シーズについては、ホームページで公表しているというのもございますし、あと、地域連携センターというのを大学内に設けておりまして、その中で企業とか自治体といったところと大学の研究者をつなぐ窓口として共同研究の推進を実施しております。

それからあと、イノベーションジャパンという展示会が毎年あっているんですけれども、その展示会に出展をして、県立大学のシーズを紹介して、新たに連携をつなげるような取組を行っております。

それからあと、県と産業振興財団が主催している産学官金連携サロン、こういったものにも参加をしておりまして、その中で共同研究につながる取組もやっているところでございます。

【中村(泰)委員】 ご答弁ありがとうございます。今いただいた答弁は、今の取組状況で、決して取組状況をお伺いしたわけではなくて、県と長大がオープンイノベーションをやるということで宣言をされたんですね。そこで実際、その中で取り組んでいることなので、そういうように単発的に何か、これまで当然、企業との共同研究というのは、どの大学でもやっていることな

ので、単発的な動きではなくて、長大とオープンイノベーションをやると宣言をして、今実施をしているので、そういった取組をしてはどうかということでお伺いをしたんですが、もう一度ご答弁いただけないでしょうか。

【門池学事振興課長】県としましても、こういう中期目標で県立大学は地元貢献、地域貢献というところを掲げておりまして、それについては非常に重要と考えております。

そういった大学の知見を産業振興等に役立てていただきたいと考えているところでございますけれども、今、情報セキュリティの産学共同センターというのを建設しておりまして、その中で共同ラボ等を活用して、企業と大学の研究者や学生、そういったところの交流を行うようにしておりますので、そういったところで、情報分野の産学官連携、イノベーションにつながるような取組ができるのではないかと考えているところです。

【中村(泰)委員】産業労働部と話をした時に、県が長大と連携をしてオープンイノベーションをやると宣言をしたと。では、それを今後は県立大学であるとか、総科大学であるとか、そういったところと、また広げてやるといったような話も聞いておりますので、産業労働部とそこは改めて連携をしていただいて、県立大学のいろんな、情報だけではなくて、文系の学部の者もそうですけれども、連携をお願いしたいと思います。

最後ですけれども、こちらは「研究シーズ集」というのがございまして、県議会の方にもこれを配付いただいたところでございます。この「研究シーズ集」を読んでいくと、すごくわかりやすく、どういった先生がどういう学問をしていて、それがどのように世の中につながっていく

のかというのを示していただいておりますが、しかしながら、議員に配付するのとともに、やはり世の中の企業の皆さんにこれをお渡ししないといけないということを感じたところでありますが、その配付している状況と、今のこのシーズ集がどのように生かされているのか、ご答弁をいただけないでしょうか。

【門池学事振興課長】配付の状況については把握しておりませんが、先ほどご答弁したとおり、ホームページで公表しているというのと、それから、地域連携センターでそういうPRをしているというところがございまして、一定そういうところは、大学としても広げる取組というのは実施をしているところでございます。

実際に、このシーズの中から実用化されたような取組というのが、例えばびわの葉とかツバキの葉を使った健康茶の開発であったり、あと、コンブを使った健康食品であったり、あと、長崎市の路面電車の低床車の運行情報の提供サービス、「ドコネ」と言うんですけれども、そういったのが実用化された例としては挙げられると考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。もっとそれを広めていくためには、やはり産業労働部との連携が必要だと思いますし、そのためにやはりオープンイノベーションをやるということを対外的に示して、企業の皆さんに、まずはホームページに掲載するところから始まるべきですし、これを県内の多くの企業の皆様が認知していただいて手に取っていただいて、先生にアクセスするような、そういった状況まで、ぜひとも産業労働部と連携をしてつくっていただきたいと要望して、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

次に、「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

〔意見書（案）配付〕

【浦川委員長】 それでは、私の方から意見書（案）提出についての提案、趣旨説明をいたします。

私学助成の充実強化等に関する意見書（案）、私立学校は、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしております。

少子高齢化が進行する中で、時代や社会の変化に対応できる能力や問題解決を身に付けさせる必要があり、教育環境の整備が最重要課題となっております。

公教育の一翼を担う私立学校が、新しい教育、特色ある教育を提供するためには、多大な予算が必要となっており、少子化等による生徒数の大幅な減少もあって、私立学校の経営は厳しい状況であります。

若者の県外流出など人口減少に歯止めをかけることは本県が抱える喫緊の課題でもあります。県内就職割合が高い私立高校は、地域における若者定着に大きな役割を果たしております。

私立学校が、将来を担う優れた人材を育成するためには、財政基盤の安定が必要不可欠であり、よって、政府及び国会におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成にかかる国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備充実や学校施

設耐震化への補助拡充、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のため、私学支援制度の拡充強化を図るよう要望する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまご説明いたしました「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で意見書の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午前 11 時 37 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、次に、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前 11 時 38 分 休憩

午前 11時38分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午後は、教育委員会の審査をいたします。

それでは、午前中の審査はこれにとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時半から委員会を再開します。

午前 11時39分 休憩

午後 1時28分 再開

【浦川委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

なお、ご委員から、所用により本委員会への出席が遅れる旨連絡がっておりますので、ご了承お願いいたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【浦川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いします。

【平田教育長】 教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 教育委員会をお開きください。

繰越明許費について、ご説明いたします。

島原高校ほか2校のエレベーター棟増築等工事において、エレベーター取付技術者の確保の見込みが立たず、年度内に適正な工期を確保することが困難になったことから、校舎等整備費1億8,502万3,000円について繰越明許費を設定

しようとするものであります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 これは必要な工事だと思っておりますが、繰越しとなった理由として、今、教育長が述べられたところですが、一つは、エレベーター取付技術者の確保、この確保につきましても、例えばこの確保がまずあるのかどうかということと、それによって適正な工期になってくるわけですが、エレベーター取付技術者の確保について、今、9月ですけれども、この見通しについては、現状どうなんですか。

【日高教育環境整備課長】 エレベーター取付技術者につきましては、営繕課の方から確認してもらっておりますけれども、この技術者は、西日本エリアとか東日本エリアとかで、エリアを中心に回っているという専門の技術者でございます。ですから、今回年度末まで、3月末までの工事がそれぞれのメーカーが、技術者がもう詰まってしまっているというような状況でございますので、繰越しをいただいて、その後技術者を確保したいと考えております。

【堀江委員】 そうしますと、確保の見通しも、来年の3月、年度内にできないということであれば、年度が変われば、まず、エレベーター取付技術者の確保の見通しは立ちますか。

【日高教育環境整備課長】 他のエレベーター工事等が年度末、3月末までの工事が大変多いということで聞いております。4月以降については、技術者の方は融通というか、回すことがで

きるということで伺っております。

【堀江委員】分かりました。以上です。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【麻生委員】同じ趣旨かもしれませんが、普通、繰越明許なんていうのは、大体12月とか2月の議会なりに出るのが本当かなと思いましたが、9月に出てきているので、今内容を聞きましたけれども、交渉がちょっとどうだったのかなと思っているところなんですよ。

今、エレベーターメーカーも、東芝とか日立とか数社ありますけど、こういうことで入札が企業としてもあるんですけども、全社そういう状況だったことであれだと思んですけども、実際、応札される企業は大体どのくらいあるのか、そして、今、各メーカーからヒアリングされている状況を教えてください。

【日高教育環境整備課長】実際に応札するのは、県内の建設業者でございます。その建設業者がそれぞれのエレベーターメーカーと交渉して技術者を派遣していただくことになるとしております。

【麻生委員】県内の事業が結構、今、多くあったりとかしているもので、限られた成り手を含めてあるのかなということでもありますので、逆に言えば、繰越明許されて、しっかりと状況の中でやってもらうような形で展開してもらえればと。

現場としては、やっぱりバリアフリー関係について、障害者の関係もあるでしょうから、年度初めから、やっぱり生徒が入ってくる話の中で設定して上げられた話でしょうから、そこについてはしっかりとまた、工期の確保をお願いしたいと思います。

以上です。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【浦川委員長】次に、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議案がないことから、教育長から所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行い、その後、事前通告された「その他所管事項一般」についての質問を行い、最後に意見書審査を行います。

教育長より所管事項説明をお願いします。

【平田教育長】教育委員会関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会の1ページをお開きください。

（契約の締結の一部変更について）

令和2年9月定例会で可決された「長崎県立長崎図書館郷土資料センター」（仮称）新築工事の契約の一部変更について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分さ

せていただいたものであります。

内容は、仮設通路の整備の追加等により、請負代金額を6億8,035万円から795万5,200円増額し、6億8,830万5,200円に変更したものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

1ページ中段をご覧ください。

（障害者雇用について）

県教育委員会における障害者雇用率については、本年6月1日時点では2.12%となっており、昨年の2.07%から0.05ポイント改善したものの、法定雇用率2.5%を下回っております。

障害者雇用については、教職員の採用枠拡大の見直しや、本庁及び特別支援学校において知的障害のある方の雇用及び訓練を行う「ワークサポートオフィス」、「ワークサポートグループ」の設置などの取組を行っておりますが、法定雇用率達成に向けて、今後とも障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

（全国学力・学習状況調査の結果について）

本年5月27日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る8月31日に文部科学省から公表されました。

本県の正答率は、全国平均と比べて、小学校では国語、算数ともに2ポイント、中学校では国語が2ポイント、数学が1ポイント下回りました。

今回の調査結果で明らかになった内容としては、問題を正しく読み取り、複数の情報から必要な情報を選択したり関連づけたりすることや、それらを基に自分の考えをまとめ表現することに課題が見られました。

また、児童生徒の生活の様子等に関する質問

紙調査からは、道徳性について継続的に高い傾向が見られるとともに、社会への貢献や、地域行事への参加に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均より高く、地域や社会へ積極的に関わろうとする意識の高さがうかがえます。

県教育委員会では、今回の結果を踏まえ、本県児童生徒が自らの進路を実現するための学力を身に付けることを目指して、教職員一人一人の指導の改善等に役立てることができる研修の実施や、学校の実態に応じた支援を行うための学校訪問など、実効性のある学力向上対策を推進してまいります。

（プログラミング教育の充実について）

高等学校では、令和4年度から実施される新学習指導要領において、プログラミング教育を含む「情報」が必修科目となるなど、教科「情報」を指導する教員の指導力向上と生徒の情報活用能力の育成が求められております。

まず、教員の指導力向上につきましては、令和2年度から科目「情報」の実施に向けた教員研修を実施し、令和6年度までに教科「情報」を担当する全ての教員が受講することとしています。また、今年度から長崎県立大学情報システム学部と連携し、学校長の推薦を得た教員を対象とした「情報エキスパート教員養成研修」を実施し、今後教科「情報」の指導を中心的に担う教員の育成を図っております。

生徒の情報活用能力の育成については、長崎大学及び産業界と連携し、IT人材の育成を目的としたプログラミング講座及びコンテストを令和元年度から実施しており、今年度は、7月27日から30日までの4日間、「バーチャル・リアリティコース」と、「ロボット制御コース」の2つの講座を、公私立13校から30名の高校生

が受講しました。また、8月6日にはコンテストを開催し、研究成果の発表及び表彰を行うとともに、情報関連学部を持つ県内大学による学部説明及び長崎県情報産業協会による講話を実施しました。

今後も、教員の資質向上と生徒の学びの場の確保の両面から情報教育の充実を図ってまいります。

4ページ中段をご覧ください。

（長崎県立長崎図書館郷土資料センターについて）

令和2年10月から工事を進めてまいりました長崎県立長崎図書館郷土資料センターは、10月5日に竣工を予定しており、竣工後は事務室等の移転や資料の配架など開館に向けた作業を経て、令和4年3月27日に開館することとしております。また、開館前日の3月26日には、開館を記念する式典を開催するほか、県民の皆様を対象とした記念講演会などのイベントも実施する予定です。

当センターが、郷土についての学びを深め、故郷長崎への愛着と誇りを持っていただく図書館として、より多くの県民の皆様にご利用いただけるよう、引き続き、準備に万全を期してまいります。

（水中考古学体験講座の実施について）

県教育委員会では、今年度から「水中文化遺産保存活用推進事業」として、県内に所在する水中遺跡の分布調査と、水中遺跡保護に携わる人材の育成を目指して、松浦市鷹島において、全国の大学生や自治体職員を対象とした体験講座に取り組んでおります。

今年の体験講座は、船上見学や保存処理施設見学、陸上踏査のほか、専門家による講義を8月23日から25日までの3日間の日程で開催する

予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる開催に変更し、講義のみを実施いたしました。定員30名に対し、37名が参加し、日本及び世界の水中考古学の現状や、鷹島海底遺跡をはじめとする水中遺跡の調査について理解を深めました。

実際に鷹島を訪れていただくことはできませんでしたが、水中考古学に対する関心度の高さがうかがえたほか、鷹島海底遺跡の知名度向上に取り組むことができたと考えております。

今後は、引き続き、壱岐、対馬地区の水中遺跡の分布調査に取り組んでまいります。

7ページ下段をご覧ください。

（教職員の不祥事について）

本年5月、顧問である野球部の部活動指導において、練習開始時間になっても練習に参加せず、部室にとどまっていた生徒11名を、1時間25分もの間、外から鍵をかけ部室内に閉じ込めた行為を行った中学校教諭、及び6月に部活動において生徒の顔を拳と平手で殴る体罰を行い、生徒の保護者からの連絡で体罰が発覚した後、生徒に対して不適切な発言を行った県立高等学校職員に対して、7月29日付けで懲戒戒告処分といたしました。

また、7月25日に佐賀県唐津市から壱岐市に向かうフェリーの男子トイレ個室で、県外の男子中学生をスマートフォンで撮影しようとしたとして、壱岐市内の小学校事務職員が長崎県迷惑行為等防止条例違反の疑いで逮捕されました。当該案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶に向けて取り組んでいる最中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、県民の学校

教育に対する信頼と期待を裏切るものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後、管理職員を含め、全ての教職員に対して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、不祥事を我が身に置き換えて考えさせ、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

文教厚生委員会関係説明資料追加1の1ページをお開きください。

（第二期長崎県特別支援教育推進基本計画の策定について）

本県の障害のある子どもの教育のさらなる充実に向けて、これまでの取組の成果と課題を検証し、中・長期的な視点に立って計画的に特別支援教育を推進していくため、令和4年度から概ね10年間を計画期間とする「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を、このたび策定いたしました。

本基本計画は、「特別支援学校の環境整備と教育の充実」、「幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実」、「特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上」、「関連する諸課題への対応」の4項目について、県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示しております。

今後、本基本計画に示した方向性を踏まえ、令和4年度から取り組む具体的な施策を定めた実施計画を策定し、特別支援教育の着実な推進を図ってまいります。

そのほか、高校生の活躍について、「しま」の未来を担う子どもの育成について、子どもたちの文化活動について、スポーツにおける活躍

についての内容については、文教厚生委員会関係説明資料に記載しているとおりでございます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、41、43、49、52、53、56、58、60、61、63となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【麻生委員】要望関係について、お尋ねしたいと思います。

南島原、島原もそうでしょうけれども、要は校舎とか建物について、老朽化を含めた要望が上がっているんですけども、改めて県としての補助金関係の申請については、聞いておいていただきたい話があるんですけども、ぜひ教育関係の改善をお願いしたいなど。

以前、木質化の関係で視察をした時があったんですけども、各市が独自に体育館の改修だとか、教室の改修を木質化を通してやっているところがあったんですけども、既存の状況もあるかもしれないけれども、いろいろな補助金を使って改修ができないかなと、そういう取組をしているところも先駆的にありますので、ぜひ検討してもらえればなと思っているところでもあります。

学校施設環境改善交付金という形で出ていますけれども、各市町の取組で独自の取組ができないか、ぜひ研究もしてもらいながら思っているところでもありますので、具体的に回答くだ

さいということではなくて、ぜひ研究していただいて、いろいろ取組があれば、各市町に、検討してもらった形を紹介してもらおうということができればありがたいなと思っておりますので、この形について、また後で資料、私も準備できると思っておりますので、紹介したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

何かその点についてありましたら。ないですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）いいです。

【浦川委員長】ほかに、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておりますことといたします。

暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時51分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日の委員会はこれまでにとどめ、明日10時より委員会を再開したいと思います。

本日は、お疲れさまでした。

午後 1時52分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月28日

自 午前10時00分
至 午後 0時26分
於 委員会室2

教職員課長	上原 大善 君
義務教育課長	加藤 盛彦 君
義務教育課 人事管理監	大場 祥一 君
高校教育課長	狩野 博臣 君
高校教育課 人事管理監	田川耕太郎 君
高校教育課 ICT教育推進室長	岩坪 正裕 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	山崎 由美 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課 体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	立木 貴文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	山田 朋子 君
"	ごうまなみ 君
"	宅島 寿一 君
"	麻生 隆 君
"	山下 博史 君
"	中村 泰輔 君
"	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長	平田 修三 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	林田 和喜 君
総 務 課 長	桑宮 直彦 君
総 務 課 県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福 利 厚 生 室 長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【浦川委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

事前通告された他所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

質問はございませんか。

【中山委員】 9月16日、5工業高校による世界一プロジェクトの工業高校の課題についてとの質問をいたしました。その中で課題として県内就職率の問題と、もう一つは、社会や産業の構造が大きく変化している中であって、産業界とのつながりを持ちながら、さらに、教育内容の転換を図っていくことが今後の課題であると発言しておりまして、就職の件も産業界のこと

に関連しますので、まず、産業界とのつながりの現状と今後の取組をどのように考えているのか、まずこの辺からお尋ねしたいと思います。

【狩野高校教育課長】工業高校と産業界のつながりですが、幾つかの形態がございます。

まず、工業高校と関係団体及び県が連携して実施しているものとして、長崎県工業連合会の会員企業などでのインターンシップ、また、これは土木部の事業ですけれども、建設工事現場の見学であるとか、本課の事業として産業エキスパートセミナー事業ということで、民間企業から講師を招聘し、講義をいただいています。また、5つの工業高校間での連携というのもございます。学校ごとに、例えば長崎工業と企業との連携とか、造船所から技術者を招いて年間30時間ほど授業していただけるという状況もあります。

産業界との連携についての概要は以上でございます。

【中山委員】現状と課題ですから、それによってどのように取り組んでいくのかということをおし上げてもらわないことには話しにくいんですがね。

【狩野高校教育課長】これまでの産業界と学校との連携は、出口、就職の支援という意味合いが強かったんですけれども、今後は、大きく時代は変化しているという意味もありまして、教育の中身、開発とか、研究とか、技術とか、そういった教育の中身の連携というのを進めていかなければいけないだろうと思っています。

また、今求められている人材というのも変わってきているのではないかと考えています。産業界が求めている人材と学校で育成しようとしている人材、この両者でよく協議をしながら今後の人材育成に努めていかなければいけないと

いうことも課題だろうと認識をしております。

【中山委員】その中で、今、工業連合会の会員と、例えば長崎工業と単校で協定を結んでいるという話がありました。

そこで、県内の5校の県内就職を見た時に、結構ばらつきがあるだろうと私は考えています。そうすると、これをどう引き上げていくかとした場合、やはり企業と単・単で結ぶのもいいと思うけれども、長崎工業とか、長崎における人は非常に優位性が出てくるわけよね。しかしながら、島原工業とか、農業地帯というか、半島地域というか、この辺についてはなかなか結びにくいんですね。

そういうことで話をしたように、工業連合会と、例えば単校で結ぶのではなくて、5校で連携協定を結んで、5校と一緒に結ぶことによって島原工業も使えるし、長崎工業も使えるし、大村工業も使えるんですよ。そういう形で一体的な形で協定を結んだ方がインターンシップをはじめ、幅広くやりやすいし、そのことが県内就職に関わってくるんだらうと思います。それについて何かご意見ございますか。

【狩野高校教育課長】これまでも長崎県の工業連合会と学校が連携しているんな事業を展開してまいりましたけれども、委員のご指摘のとおり、地域によっては他地域の就職の状況等がわからないというのが確かに課題でございましたので、5つの工業高校と連合会が一体となって就職支援を行うというのは一つの考え方だろうと思っています。

連携というのは、一つは、お互いがウィン・ウィンにならないといけないということもございますし、また、双方が何のためにやるかということもきちんと目的を明確にした上で、今後、5工業高校と連合会との連携については前向き

に考えてまいりたいなと思っています。

【中山委員】ぜひ5校と連合会と協定を結んで、それを一つの弾みにしていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、「グローバル化等に対応する人材の育成を図ってまいりたい」と、こういう答弁をしているんですよ。このグローバル化等に対応する人材の育成について、これまでどのような実績があるのか。そして、今後、これに対してどういう取組をしようとしているのか、これについてお尋ねしたいと思います。

【狩野高校教育課長】これまで県の事業として工業高校生がヨーロッパで研修したという例もあります。また、2年ほどコロナでできていないんですけども、長崎工業の生徒がベトナムに行って研修をさせていただくということもやっています。

グローバル人材というのは、いろんな定義があるだろうと思っています。今、ボーダレスな時代になりまして、長崎の産業というのは、決して長崎だけで完結するものではなくて、どこかでは世界とつながっているんだろうと思っています。ですから、これからのグローバル人材というのは、決して海外で働くということではなくて、どこに行っても働くにしても、一定、グローバル人材としての素養は必要だと考えています。

汎用的な素養としては、チャレンジ精神とか、主体性とか、協調性とか、もしくは順応していく力とか、場合によっては語学力も必要な場合があるだろうと思っています。何と云っても、グローバル化をもたらしたものの一つは多様性だろうと私は考えております。異なる文化とか、異なる価値観とか、自分とは違うものとか人を受け入れていく柔軟性、そして、コミュニケー

ションを取る力というのもこれから求められていくのではないかと考えています。

もう一つ申し上げますと、多様性のある社会においては、何よりも、自分らしさとは何だろうかという自己の確立、自己のアイデンティティの確立が必要だろうと思いますし、その自己というのは、当然ふるさとに根差しているわけであって、長崎県人としてのアイデンティティを確立していくということも、また必要ではないかなと考えております。

【中山委員】先ほど課長からお話がありましたように、多様化する人材をどうつくっていくのか。また、自己のアイデンティティをどうするかという問題であれば、先般お話ししましたふるさと教育をしっかりとやっていくということも、これにつながっていくと考えておりますので、そういう人材を輩出してほしいなと考えております。

そこで、長崎工業高校がヨーロッパとかベトナムでやっているということは聞きましたが、私に対する教育長の答弁の中で、学校間の連携はやってないというような話をされたと思います。例えば、長崎工業とドイツの工業高校との交流関係だと思いますが、今後、世界と結びつくためには、同じ年代の人が、どのような勉強をしているのか、どういう活動をしているのか。そうすると、工業高校同士の連携というものを今後は考えていく必要があるうし、行かなくてもオンラインでもやれるわけですね。ぜひそういう形に間口を広げてもらえばいいのではないかとと思いますが、いかがでございましょうか。

【狩野高校教育課長】今後、社会で生きていく生徒は、国際的な感覚とか発想というのは、必ず必要だろうと思っています。そういう意味では、委員からおっしゃっていただいたとおり、

ハイスクールなのか、カレッジなのかというのは、ちょっとわからないですけども、海外との何らかの連携というのは、これから進めていかなければいけないところだろうと思っています。

今、ICTの活用も進んでおりますので、現地に行かなくてもできることはあるだろうと思っていますので、今後、工業高校の校長等とも話をしながら、また検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】ぜひ検討して実現するように要望しておきたいと思います。

そこで、この前の答弁の中で、「教師自身が世界の動きを捉えることが重要と考えている」という教育長の発言があります。これは、まさにここが一つの肝だと思うんですよ。

それで、これに対する何か具体的な取組はありますか。

【狩野高校教育課長】おっしゃるとおり、今、社会、産業界が大きく変わっていますので、その現状を生徒に伝えていくというのが教員の役割として大きいだろうと思っています。

今後考えていますのは、以前、内地留学という制度がございました。これは夏季休業等を利用して、1週間程度、企業で研修する制度ですが、今、それがもうなくなっていますので、教員が現地に出向いて研修をしていく機会をもう一度設けていきたいということを考えております。

【中山委員】ぜひ国内、国外を含めて現地留学ですね、これは素晴らしいことだと思いますので、こういう活動を地道に積み上げていく必要があるし、そこで体験したことを生徒に直接伝えていくということは非常に効果が高いと思いますので、ぜひひとつそういう形で進めてほし

いと思います。

そこで、私はいろいろ尋ねましたけれども、あと2点聞きたいんですが、一つは、グローバル化等に対応するに当たって国際交流を含めてやっていくためには、主管工業高校、5校の中でリーダーをしている主管高校の校長の姿というか、校長道というか、そしてまた、今後の取組に当たっての資質、能力についてどのように考えているのか、お尋ねしたいなと思います。

【狩野高校教育課長】部会長というのは、多くの工業高校の教員を束ねていくという立場でございます。工業校長会を主催したり、工業高校の諸課題に対して指針を示したり、また、いろんな意見を吸い上げて、その意思統一を図ったりという重要な立場でございます。

まず、どのような人材がふさわしいと考えているかと申しますと、教諭としてのキャリア、そしてまた、既に校長としてのキャリアを一定積んで実績があつて、そして誰もが納得するような教職員との信頼関係を築けるような人物が適任かと思っています。また、組織をまとめていくリーダーシップも必要でしょうし、工業教育の今後の指針を示さなければいけませんので、大所高所から物事を考えて判断していく、また、職員に伝えていく言葉を持っている人が適任かと思っています。

また、委員からも冒頭話がありましたとおり、産業界もしくは行政とか、高等教育機関とか、これからは学校自前主義の教育というのは、もうあり得ないだろうと思っていますので、いろんなところと連携していけるようなマネジメントができる人物というのが適任かと考えております。

【中山委員】総論的な答弁でありましたので、なかなかイメージが沸きにくいんですが、一つ

の例として、今後、校長としてリーダーになるためには英語は最低話せる必要がある、英語力、それと併せて民間人校長、民間人を再度登用して、工業高校の活性化を図る考え方はないか、お尋ねしたいと思います。

【狩野高校教育課長】一つは、学校というのと、また、職業訓練校というのは違うんだらうと思っております。学校というのは、ただ、技術とか知識を習得させるだけではなくて、工業教育を通じて個々の生徒の資質、能力を伸ばしていく、個性を伸ばしていくというトータルの人間教育を行っているところでございます。学校教育というのは、学習指導要領という文科大臣が告示しているものに従いながら教育を行っております。

ですから、学校教育というものに精通している者が適任ではないかなと私は考えているところでございます。

【中山委員】今、学校ほど社会から離れておるとい話があります。やはり社会とどうつながっていくかということが一番重要な問題で、その点からすれば、民間人が社会情勢に対して非常に詳しいわけです。

そこで、すぐに民間人というわけにはいかないと思うので、何といたっても基本的には校長の資質としては情熱ですよ。情熱を持って起業家精神を発現できるような、そういう先生を目指してほしいと思うし、ぜひそういうことを期待しておきたいと思います。起業家精神をどう子どもたちに植えつけていくか。ぜひそういう形で人選されるようお願いしておきたいと思います。

もう一つ、5工業高校による連携協定を締結し、世界一プロジェクトを発足したらどうかという私の質問に対して、「これまで職員で構成

しています工業クラブ連盟、あるいは工業教育研究会等の形で協議を通して学校間の連携を図っている」ということでありましたから、これを正直に読むと、十分に連携を取っているので協定まで必要ないと読めるんですけども、それはそれとして、これをさらに世界とつなげていくために強化していくことが大事だと考えているわけでありまして。

その上で、現在、学校連絡協議会というのがありますね、校長先生が構成しているのが、年に2～3回やっていると思っております。これを発展的に解消して、世界一プロジェクト協議会、こういう形で、要するに世界とつながるための人材育成をどうしていくのか、こういう切り口で発展的に作り上げたらどうかと考えておりますが、いかがでございませうか。

【狩野高校教育課長】現在、学校連絡協議会であるとか、もしくは工業教育研究会とか、工業クラブ連盟とか、様々な組織があります。その組織の中でいろんな活動をしているという実態がございませう。

今おっしゃったとおり、これからの人材の育成というのは、当然、グローバルということも抜きに語れないものがあります。そして、一高校ではなくて、やっぱり5工業が連携しながらというのも必要かと思っております。発展的解消がどうかというのは、また工業高校の校長ともよく話をしながら進めてまいりたいと思っております。実際、8月下旬には、平田教育長、林田教育次長、私が入って工業の校長と意見交換をいたしました。まだキックオフの会議でございまして、ブレインストーミング的なものだったんですけども、今年度もまたさらに1回か2回、実施いたしますので、そういった中で今後の工業教育の在り方、また、おっしゃった

とおり研究会の在り方について協議をしてまいりたいと考えております。

【中山委員】教育長も就任早々出向いて工業高校の在り方を校長から聞くなり、そして、考え方を述べ合ったということは、大変ありがたいし、今後ともやるということでありましたから、ぜひ実りあるものにしてもらいたいと考えております。

グローバル人材も大事ですけれども、私流に言えば、グローバル人材がもっと長崎に必要ではないかという気がしておるわけでございます。

私がここまで言うのは、高校生は金の卵とか言われておりましたけれども、さらにこれをレベルアップして、私に言わせればダイヤモンドの卵が長崎には3,000人から4,000人近くいるんだぞ、このようになってくると、やはり長崎の弱点である製造業、世界で一流の製造業を長崎に誘致することによって雇用が発生し、若者の県内定着につながっていくのではないかと考えておりますので、そういう意味からしまして、長崎県の将来の在り方を含めて、ぜひとも世界につながっていく工業生を育成していただきますように要望して、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【堀江委員】私も通告に基づいて質問したいと思っております。

最初に、性別で分けない名簿について、公立小学校、中学校について質問いたします。

6月定例会で、「本年度の性別で分けない名簿の使用状況につきましては、7月に取りまとめができないか」という答弁があったと記憶しております。今年度の使用状況がわかっておりますら答弁をお願いいたします。

【加藤義務教育課長】本年度の公立小中学校の性別で分けない名簿の使用状況につきましては、

小学校が91.5%、中学校が88.7%となっております。昨年度と比較いたしますと、小学校は約12ポイント、中学校は約15ポイント増加した状況でございます。

【堀江委員】その中で小学校、中学校が100%の自治体は、今年度はどれくらいと理解したらいいですか。

【加藤義務教育課長】小学校、中学校で100%の学校が使用しております市町は、15市町となっております。昨年度から7市町増加という状況でございます。

【堀江委員】そこでお尋ねいたしますが、この性別で分けない名簿については、その根拠となるのは学校長の判断ということで理解いたします。これまでもこういうやり取りの中で、それぞれの学校長が判断をして、これは運用するということになっているわけです。

そこで、6月定例会で県立高校が100%になりました。その時に、なぜ100%になったのかと、その理由についてどう考えるかという私の質問に狩野高校教育課長は、「学校というのは、これからの未来とか社会をつくっていく生徒たちを育てていく場所でありますので、学校は社会から閉ざされた空間では決してあってはならないと思っております。学校こそ、時代の空気であるとか、社会の風を積極的に取り入れる開かれた場所でなければならないと思っております。性別で分けない名簿の使用が100%になったということは、同じ思いを各校の校長と共有できているのではないかと考えております」と、こういう答弁がありました。

もちろん、公立小学校、中学校は、何度も言うように、学校長の判断なんですけど、県立高校が100%になった、校長先生たちとその思いを共有できた。その共有するという、ここの部分

がとりわけ問われているといいますが、無理に学校長に押しつけるということはあってはならないけれども、時代の流れの中で、学校というものはどういう場所かということ、また改めて共有するというこも、今、とわりけ必要ではないかと私自身は思っているんですが、現在、公立の小学校、中学校は100%になっていない。そのことを受けて学校長の判断である、そのことを尊重しながら、教育委員会としてはどのように考えているのかということの答弁を求めます。

【加藤義務教育課長】今回、性別で分けない名簿の使用状況が大きく増加した背景といたしましては、県立学校は100%実施しているという状況やその背景にある社会と学校とのつながりなどの理解が進んだことが要因だと考えております。

性別で分けない名簿の使用は、学習指導要領や国の通知等で定められたものではないことから、これまでもその使用については、市町の教育委員会や校長先生方と協議をしながら、使用について検討を促してきたところでございます。

新しい学習指導要領が目指す教育の根底には、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という理念がございます。未来の社会を創っていく子どもたちが性別に関わらず、それぞれの力を発揮できる社会を創っていくために、今の学校の教育環境はいかにあるべきか、このような議論の中で、性別で分けない名簿の使用についても、引き続き、市町の教育委員会や校長会と協議を進めていきたいと考えております。

【堀江委員】今の答弁の中の性別に関わらず、子どもたちがそれぞれ持っている能力をいかに発揮させるか、そのために教育というのは必要だという趣旨の答弁は、私もそれを了としたい

と思います。

いずれにしても、学校長の判断であるということは理解をした上で情報を共有するということ、これを丁寧に行ってほしいということを改めて要望したいと思います。

2つ目に、全国学力テストについて質問いたします。

教育長の説明の中で、今年度の調査結果で明らかになった内容としては、「問題を正しく読み取り複数の情報から必要な情報を選択したり関連づけたりすることや、それらを基に自分の考えをまとめ、表現することに課題が見られた」と報告がありました。

そこでお尋ねですが、全国学力テストは、小学校6年生、中学校3年生で実施されます。4月あるいは5月に実施して、結果の分析はいつで、その後どのように活用されるのか、まずここから教えてください。

【加藤義務教育課長】今回、全国学力・学習状況調査につきましては、5月に実施がなされ、その結果が届いたのが8月末でございました。この結果を受けて、各学校では直ちに改善を進めていくということになっておりまして、私もといたしましても、この9月の間に市町の教育委員会に、今回の調査から見られた課題を共有してきたところでです。

また、今回市町の教育委員会に伝えたことに関しましては、それぞれの指導主事が教科の課題、成果等について動画にまとめたものを提供し、それぞれの学校で改善に使っていただくように取組を進めているところでございます。

【堀江委員】5月にテストを行って、8月末に結果が届いて、今、9月末にこの結果について改善、そのための課題について改善を共有するという段階ですね。そうしますと、当の子ども

たち、小学校6年生または中学校3年生は、2学期が始まったばかりですけど、2学期の後半、そして3学期、3学期はある意味、授業でどうこうというのは難しいと思うんですが、この数カ月でいわゆる課題を克服するというのが可能なのかという疑問があります。

もともと学力テストが実施された時に大きな課題の一つとして、学力テストを受けた生徒たちの課題を改善できないまま、次の学年がその課題をいわば受けるということになるのではないかという危惧がこれまで指摘をされたことでもあります。

分析結果が活用できないのではないかと私は思うんですが、そのことについて見解を求めます。

【加藤義務教育課長】確かに、実施から調査結果が示されるまでは数か月の時間がございまして、例年であれば4月に実施いたしまして、8月の頭にその結果が示され、その結果が示された際には、それぞれの子もたちの個人票というものが届きますので、その個人票を基に保護者との面談を行うなどして、その後の改善につなげているというのが例年の状況でございます。ただし、本年度は新型コロナの感染状況に伴い、1か月、この実施が遅れているという状況はございます。

ただ、9月から3月にかけて、小学校6年生、また中学校3年生が卒業するまでの間に、何とかして学力の状況を改善していく、これが学力調査の大きなねらいの一つだと考えておりますので、個々への働きかけは、もう実際に学校で取組が進んでいるところだと考えております。

【堀江委員】5月に試験を実施して、8月末で結果が分析されて、9月から課題を共有していくと、これは無理なのではないかと私は思うん

ですが、そのことについては、いやいや、個人票を基に、とにかくテストを受けた学年の皆さんが課題の改善ができるようつなげていきたいという方向で頑張っているんだという答弁がありました。

そこで、学力テストの過去の結果の総括というのを5年ぐらい遡っていただきました。その中で私が思いましたのは、本年度については、先ほど申し上げたとおり、「問題を正しく読み取り複数の情報から必要な情報を選択したり関連づけたりすること、また、それらを基に自分の考えをまとめ、表現することに課題がある」という表現でしたね。

令和2年はちょっとできませんでしたので、平成31年でいいますと、「問題を正しく読み取り、複数の情報から必要な情報を選択したり関連づけたりすること。また、それらを基に自分の考えをまとめ、表現することに課題がある」。平成30年はどうか、「複数の情報を読み取り、必要な情報を取り出したり整理すること。また、それらを基に自分の考えをまとめ、表現することに課題がある」。平成29年はどうか、「複数の情報を整理しながら理解したり、自分の考えをまとめたりすることについては、継続的な課題がある」。

私は何が言いたいかというと、今年度の調査結果で明らかになった内容、「問題を正しく読み取り複数の情報から必要な情報を選択したり関連づけたりして、それらを基に自分の考えをまとめ、表現することに課題がある」という、この結果の総括ということは、過去5年間に遡った時に、もちろん、1字1字、言葉の表現は違って、同じような分野で課題として挙げられているのではないかとということに疑問を持ちました。

つまり、いやいや、その年にやった子どもたちの課題は、その年にやっているよと言いなから、これは毎年同じ結果が出るということは、その子どもたち、年度が違う子どもたちが同じような課題を抱えているということなのか。それとも学力テストそのもので課題を見つけて、それを改善するということが、なかなかうまくいっていないのではないかと取るのか。

いずれにしても、5年間の結果の総括を見たら同じような結果が出ているのではないのか、これで改善していると言っているのかという私の疑問について、見解を求めます。

【加藤義務教育課長】学力調査の結果につきましては、個々の課題については、それぞれの学習の状況において課題が示されますので、その改善を図っているという状況でございます。

今ご指摘があった、例えば、文章を正しく読み取る、複数の情報から必要な情報を取り出す、情報を基に自分の考えをまとめ表現する、このような内容につきましては、大きな総括的な課題として示しているものでございます。

特に、この課題につきましては、平成29年度に新しい学習指導要領が告示された時期から4年間、同じような内容の指摘をさせていただいておるところでございます。

これは、大きな教育改革の方向性として、質の高い学びが求められており、そのメッセージとして、この調査の中で示されている内容だと考えております。

各学校においては、この大きなテーマに向けて、教員の授業の在り方や子どもたちの学び方の改善を進めているという状況でございます。

表現としては、このような課題が継続されておりますが、中身につきましては、具体的な改善も進んでいる状況でございます。

例えば、本年度の小学校の国語科においては、条件に合わせて書くという、複数の情報を取り出す象徴的な問題がございます。この同趣旨の問題につきましては、これまでなかなか本県の児童は、全国平均に届かない部分もあったのですが、今回は全国平均を越えているような趣旨の設問も出てきております。

また、今回大きな改善といたしましては、このようにいわゆる発展的な問題に関わる調査でございます。小学校において無答率、いわゆる白紙回答の割合が減っているという状況がございます。

【堀江委員】丁寧な答弁をいただいているんですけども、私の持ち時間があと5分ぐらいしかないので、ごめんなさいね。

この問題については、学力テストそのもの、それから、課題が同じような状況をどう捉えるかということについては、後日また改めて質問したいと思っております。ごめんなさいね。

もう一つ、夜間中学の設置について質問いたします。

長崎県としては、夜間中学に関するニーズ調査を行っているという理解をし、これまでも実施の方向に向けて検討しているという議会の答弁を行っているわけですが、夜間中学の設置について現状をお示してください。

【狩野高校教育課長】昨年度、ニーズ調査を10月中旬から11月にかけて行いました。本県でも一定、夜間中学で学びたいというニーズがあることは、確認できました。

その結果につきましては、文書にて各市町教育委員会に送付いたしました。そしてまた、オンラインでございますけれども、私の方から、その結果につきましては口頭でも説明を行ったところでございます。

また、今年度に入りまして、特にニーズが多かった市町の教育委員会等に対しましては、本課の職員が直接出向いて、例えば、国の動向とか国の支援事業等、私たちが知り得ている情報をお伝えして共有させていただいたところがございます。

現段階では、まだ設置主体であるとか場所は未定の状況ですけれども、引き続き、市町とも協議を進めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】 そうしますと、これまでも一定のニーズがありましたということで、具体的に設置の状況をどうするかということはあるんですけども、県内の自治体の中でニーズが多かった市町に県の教育委員会のスタッフ、メンバーが具体的に話をしているということで、今の時点でどの自治体とか、そういうことはもちろん言えないと思うんですが、そうしますと、市町と併せて、これは協議が進んでいるという理解でいいんですか。

【狩野高校教育課長】 市町教育委員会の夜間中学の設置に関するお考えもあるだろうと思いますので、そこを含めたところで協議をしているところがございます。

【堀江委員】 先日も新聞のニュースに、福岡に市立夜間中学がというような報道も大きく取り沙汰されていて、この間、全国で夜間中学を設置するという動きが、もちろん、たくさんではないんですけど、それぞれ動きがあっているということを私も承知をしておりますし、また、県民の皆さんの中からも、長崎はどうなるのかという声もいただいているところです。

そうしますと、例えば、令和3年度の予算で158万円をかけて夜間中学校の設置研究事業をやろうとしていると思うんですが、コロナ禍の中で様々な動きがあるかとは思いますが、現状、

予算の執行状況等について答弁できることがあれば教えていただきたいと思います。

【狩野高校教育課長】 予算の執行については、今後ということになるんですけども、今後、県として考えておりますことは、コロナの感染状況を見ながらとなりますけど、まず、先進校の視察であるとか、既に設置している、もしくは準備をしている市教育委員会を訪問させていただいて勉強する機会をつくりたいと思っておりますし、また、県民への夜間中学の理解を深めていただくためにシンポジウムを計画しているところがございます。

【堀江委員】 最後にいたしますが、そうしますと、長崎県としては、夜間中学について一定のニーズがあるということを前提として、設置の方向でいわば調査研究をしているという姿勢であるということで認識していいですか。

【狩野高校教育課長】 そのとおりでございます。

【浦川委員長】 ほかにございませんか。

【山下委員】 おはようございます。

平田教育長はじめ、教育委員会の幹部の皆さん、それから、教育の現場で頑張っていただいている教職員の皆さん、コロナ禍の中でいろんな対応に追われるところもあると思うんですけども、本当に愛情を持って子どもたちの教育に当たっていただいていることをこの場をお借りして敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

それでは、通告に従って質問させていただきたいと思います。

私は、新規採用教職員の研鑽についてということでお伺いしたいと思います。

最近、教職員の採用数も増えつつあるということを知っております。まず、直近の新規採用になった教員の数と、そのうち新規学卒者の数

を教えていただけませんか。

【田川高校教育課人事管理監】今年度4月に新規に採用されました教員数につきましては、小・中・高、特別支援学校及び養護教諭を含まして425名となっており、そのうち新規学卒者は198名で、新規採用者全体に占める割合は46.6%となっております。

【山下委員】ありがとうございます。46.6%、198名の方が新卒者として採用されたということでもあります。

私も、小中学校に通う子どもを持つ親の一人でありますけれども、私の周辺、同じ保護者のお父さん、お母さんとお話をする機会も多々ございます。最近よく耳にして感じることでありますけれども、20代前半の教職員の先生方、本当に熱心に現場で教育に当たっていただいて、高い志を持って懸命に教育に当たっていただいているということは十分に理解しておりますけれども、一部、ちょっと聞こえてくるのが、若い先生方の言葉遣いとか子どもへの接し方について、少しご意見をいただく機会が最近ちょっと多くなってきたということがありましたものですから、少し気になっております。

そこで、お尋ねですが、採用1年目、特に1年目がポイントだと思うんですけれども、やっぱり社会経験がなく採用されてきたというところもあるでしょう。これは仕方ない部分もあると思うんですけれども、そういう先生方に対する指導の在り方といいましょうか、どういう指導をしていただいて現場に送っていただいているのか、そのあたり教育センター所長からお答えをいただければと思います。

【立木教育センター所長】採用1年目の、新規採用の先生方の研修についてお答えをさせていただきます。

これからするお話は、いわゆる学卒1年目だけではなく、新たに教職員になった者という形になるかと思えますけれども、新規採用の教職員に対しては、教育公務員特例法で定められた1年間の初任者研修が課せられております。長崎県では、その初任者研修を教育センターを含む校外での研修と、勤務校で行う校内での研修の2つに分けて行っております。

このうち教育センターで行う研修につきましては、校内で行う研修、いわゆるOJTとの連携を意識しながらではありますけれども、まず、教育公務員としての服務や倫理観、そして、教員としての使命感や心構え、あるいは授業力を中心とした実践指導力、あるいは学級経営や児童生徒理解、特別支援教育などの実践力の育成、こうしたものを内容とした研修を行っております。

研修の実施に当たっては、初任者が自分自身の、つまり今、新規採用1年目としての自分自身の今というものを見つめながら、初任者同士で互いに意見を交わす機会を多く設けるなど、単なる知識等の伝達ではなくて、そういった形で受け身ではなくて、主体的に研修に臨むことができるように努めているところです。

また、研修の内容や方法につきましては、これまでも不断の改善を行ってきておりますけれども、先ほど委員からもありましたとおり、新規採用の中に社会人経験等の少ない学卒者等も増えてきていたり、あるいは大量の新規採用の状況も踏まえまして、例えば、児童生徒理解の演習に、単なる意見交換だけではなくて、例えばロールプレーの手法を取り入れたりするなど、これまで以上に具体的、そして実践的な研修となるように工夫を重ねているところであります。

教育センターでの研修についての概要は、以

上になります。

【山下委員】教育センターの方ではそうだと
いうことで、今いいことをおっしゃったので、後
でペーパーか何かでいただけるとありがたいん
ですけれども。

あと、学校内において、いきなり1年目の4月
からぼんと担任を任されて、ぼんと教室に一人
で何とか頑張れよという形ではないと思うんで
すけれども、学校内での指導の中身とか、そう
いったことについてどなたかご答弁いただけま
すでしょうか。

【大場義務教育課人事管理監】小中学校におき
ましては、教職員の人材育成に向けて、「人を
生かし、人が生きる人事の実現」をキーワード
として、日常的に教育活動の中で初任者が育つ
体制づくりをするよう、校長に指導してありま
す。

具体的には、新規採用教職員をベテランある
いはミドルリーダーと同学年にしたり、あるい
は同じ校務分掌に配置をしたりするなど、日々
の教育活動の中で教員が学校で育つ職場環境づ
くりをすることにより、先ほど申しました「人
を生かし、人が生きる人事」を目指すというも
のでございます。

報告としても、これらのことにより直接の対
話、あるいは後ろ姿で学びとっているというよ
うな教育効果を伺っているところです。

【山下委員】ありがとうございます。既に取り
組まれているということは、もちろん理解して
おりますが、198名の新しい方が頑張るとい
うことでありますので、お一人お一人に寄り添っ
て、先輩方も寄り添って教えていただきながら、
特に私が感じるのは、先生の一言が子どもたち
の本当に励みになることもあるでしょうし、残
念ながら傷つくこともあるでしょうから、そう

いったところを少しでもケアというか、フォロ
ーアップしていただきながら、やっぱりしょう
がない部分はあると思うんですね、若い先生と
いうのはですね。そこを2年、3年と重ねていく
うちに、そういうこともまた学んでいただける
のではないかなと思いますし、引き続き、初任
者研修、そして学校内における研修に寄り添っ
ていただければなと思います。

最後になりますけれども、今年度の4月1日に
平田教育長が新規採用教職員の辞令交付式の中
で説辞を述べられております。私も読ませてい
ただきましたけれども、非常にいいことをおっ
しゃっているなと思ってます。

特に、1つだけご紹介させていただくと、先
生方に対して、「時には子どもへの指導等に悩
み苦難に遭遇することもあるでしょう。しかし、
決して諦めないでください。皆さんは一人では
ありません。周りには同じ志を抱く仲間や懸命
に努力を重ねてきた先輩方がいます。その人た
ちの力を借りることも教職員として重要な資質
です」と教育長はおっしゃっています。

このように、周りの教職員の皆さん、関係者
の皆さんが支え合って若い先生方、せっかく応募
していただいて先生になろうということであ
っていただいているわけですから、一緒になって
チームワークで頑張っていたきたいなと私は
応援をするつもりで今日は質問させていただ
いております。

最後に、教育長にそのあたりのご見解を、愛
情を持ったご所見を一言いただければと思いま
す。よろしくお願いいたします。

【平田教育長】若手の教職員が児童生徒はもと
より、保護者の皆さんや同僚、あるいは地域
の方々から信頼される教職員となっていくよう
に育成していくことは、非常に重要な課題だと思

っております。

そのために教職員の皆さんに、日々、心にとめてほしいというようなことについて、先ほどご紹介いただいた説辞の中でも書いているわけでございます。自ら学び続ける姿勢を持つこと、あるいは社会人としての身の施し方や接遇を身につけること、仕事に対して真摯に取り組むこと、そして、何よりも子どもに深い愛情を注ぐことの大切さを伝えたくてでございます。

また、それぞれの赴任地が教職員生活のふるさとと捉えて、学校の外にも目を向けて信頼関係を結ぶ、あるいは児童生徒の指導に悩む時には一人で抱え込むことなく、先輩教職員の力を借りることというようなことも説諭をしたところでございます。

一人で対応するのではなく、組織として、学校として子どもたちを見守っていくという姿勢が非常に重要だと思っておりますので、これは教職員ひとりのみならず、学校全体として取り組んでいくことだろうと考えております。

一方で、若手教職員の皆さんに期待することとしては、現在、進行しております教育改革を進めていくという上では、ある意味、大きな推進力になるものだと考えています。例えば、ICTを活用した教育という面においては、高い指導技術を持ったベテランと、ICTを上手に活用できる若い世代が一緒に学び合うということで、お互いに学習の質を高めていく環境が整うということも期待しているわけですから、そういう意味での活躍というものも十分に期待したいと思っております。

今後、本県で採用された若手の教職員が十分に力を発揮して力量のある教職員に成長していくことができるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

【山下委員】最後になりますけど、私の末子も来年、小学校に入学をさせていただきます。安心してお預けをしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【浦川委員長】換気のため、暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時 4分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

質問はありませんか。

【麻生委員】皆さん、おはようございます。

通告をしておりましたので、4項目の質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、「ながさきスポーツビジョン2021～2025」についてです。スポーツ振興の関係で本当にしっかりまとめてもらっているなと思っております。改めてこの中で何点が質問したいと思っております。

一つは、競技力アップについてです。以前から長崎の国体等における県全体の競技力というのは、高校生の力が大きいんですけども、若干低迷しておりましたので、今年は三重国体ということでなくなりましたけれども、今後、どうやってスポーツ力をアップしていくのか。それぞれ先生たちにも頑張ってもらっていると思っておりますけれども、他県に比べると、そういう意味ではもっとしっかりと子どもたちの取組を支援していくことができないのかなと思っておりますので、これについて考えがありましたらご回答願いたいと思っております。

【岩橋体育保健課体育指導監】本県の選手たちは、国体や、先日開催されました東京オリンピック等での活躍におきまして、柔道の永瀬選手、また、ソフトボール競技の藤田選手が金メ

ダルを獲得するなど、県民に大きな感動、夢、希望を与えてくれております。

このような選手の活躍は、明るく、活力に満ちた長崎県づくりにつながると思っておりますので、今後も引き続き、世界の舞台で羽ばたく選手を育成していきたいと考えております。

特に、委員がおっしゃられますように、次の世代を担う小学生、中学生の選手の育成につきましては、重点的に取り組んでいくことが課題ではないかと考えております。

「ながさきスポーツビジョン2021～2025」に基づきまして、平成26年の「長崎がんばらんば国体」で構築いたしました小学生から中学生、高校生、そして大学生、社会人に至るまでの一貫指導体制をさらに充実させて、計画的に優秀な選手の発掘、育成、強化を図ってまいりたいと思っております。

具体的には、小学生を対象としたながさきすぽ一つ塾や、各競技団体におきましてジュニア教室等を開催しておりますので、そういった中で選手を発掘、育成いたしまして、その選手たちを中学生、そして高校生へとつなげていくことを目的に、中学生アスリート強化事業や、中学・高校生優秀選手強化事業等を推進しているところです。

今後も引き続き、各競技団体や学校体育団体等と連携を深め、次の世代を担う選手の育成に重点的に努めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】冒頭申し上げませんでしたけれども、オリンピック、パラリンピックでは、長崎県の多くの選手が活躍して、特にパラリンピックでは鳥海選手のバスケットで銀メダルということで大変大きな感動を与えていただきました。改めて、スポーツの持つ魅力と、そういう意味では健康を含めて体力づくりの大きな基点にな

っておりますし、これがひいては大人になってしっかりした努力だとか忍耐だとかがスポーツには求められますから、そういったことは生きる力という形で取り組んでいくことによって、つながっていくのかなと思っております。

今、答弁がありましたけれども、子どもの発掘ですね。子どものアスリートに対して競技力をアップしていく中で適性の判断とか、小さい時からスポーツクラブに行っている子はいいんでしょうけれども、学校の中でやるとか、人材発掘を支援するとか、そういうことについてもう一回確認させていただけますか、どういう取組をやっていこうとされているのか。

【岩橋体育保健課体育指導監】委員がおっしゃられましたように、ジュニア選手の発掘、入口のところは非常に重要と考えております。繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、本課におきまして、ながさきすぽ一つ塾というところで、体験教室、もしくはある程度競技力がある子たちには、県内、県外の交流試合等もさせていく中で競技力を図っております。

また、幅広く競技の経験をさせたいということで、いろんな競技を体験させる意味でも、スポーツ協会等と連携しながら、競技団体を主体として事業を展開しているところです。

【麻生委員】わかりました。ぜひ競技力アップと国体順位のアップを目指してよろしくお願ひしたいと思います。

次に、競技力を上げるためにはスポーツ指導者の育成、併せてそのための資金の確保というのが課題かなと思っております。特に、サッカーの小嶺監督だとか、剣道でいえば渡邊監督とか顕著に取り組んでいただいて、本当に大きく影響力もあったと思います。それぞれ多くの指導者がおられますけれども、こういう指導者の

育成についてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思えます。

【岩橋体育保健課体育指導監】競技力向上を図る上で優秀な指導者の確保・育成は、今後も重要な課題となっております。ただ、特効薬というのはございませんので、一つ一つ、地道な活動を積み上げていくしかないものと考えております。

現在、全国の優秀指導者を本県に招聘して行う講師招聘事業や、県内の優秀指導者を他県の強豪チーム等に派遣する県外派遣事業で指導者の育成に取り組んでおります。

また、学校の運動部活動の顧問や外部指導者とかを対象に、学校運動部活動指導者研修講座を開設いたしまして、コンディショニングや栄養、メンタルトレーニング、運動部活動のマネジメントといったところの研修を行い、資質向上を図っております。

さらに、県のスポーツ協会におきましては、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度、いわゆるライセンス制度がありますので、競技団体と連携してライセンス制度に取り組んでおります。

引き続き、ながさきスポーツビジョンに基づいて予算の確保に努めてまいります。そして、競技団体や県スポーツ協会と連携を図り、さらなる指導者の資質向上と育成に取り組むとともに、各競技の強化育成の拠点となる学校に継続して優秀な指導者等の配置を行って競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】ありがとうございました。日々努力されている姿を見て、この前、小嶺監督の記事が長崎新聞に掲載されておりました。本当に見えないところで努力されて、子どもたちに希望を与えながら、そして、V・ファーレンでも、

サッカー界でも大きな流れをつくっていらっしゃるなど、影響力が大きいんだなということを変更して思いました。そういう指導者が長崎から生まれたということについても誇りを持てるなと思ったところでした。

今後とも、指導者の皆さんは、環境だとか、遠征の状況だとか、今はコロナでできませんけれども、そういう問題も含めてあろうかと思えますので、ぜひ指導者の皆さんに対しても、しっかりと温かいご支援をお願いしたいなと思っております。

ところで、今回、剣道の渡邊先生が指導員ということで来られておりますけれども、具体的にどういう活動をやっていて、どのように展開して競技力をアップしていこうとされているのか、その点お尋ねしたいと思えます。

【岩橋体育保健課体育指導監】全国レベルの競技歴、指導歴を築いてこられた渡邊体育・スポーツ総合アドバイザーにつきましては、今年4月より本課の方で尽力いただいております。具体的には、まず剣道競技の強化、そして中学生等を対象とした講演会等にも足を運んでいただいております。

そういった中で、次世代の指導者に対して、各競技団体や、現在の長崎県の競技力を担っておられる指導者との情報交換を密にやっただいて、本課の競技力向上の対策と結びつけて取り組んでいただいているところです。

【麻生委員】わかりました。指導者の人脈というのも大事な視点だと思いますので、ぜひ継承していただいて、若い指導者にもつながっていくようお願いしたいと思えます。

あと、資金面については、強化校とかいろいろされていると思えますけど、ぜひしっかりと結果を残せるような取組をお願いしたいと思

ます。

次に、3項目目でありますけれども、ICT化のハードとソフト面での長崎県の取組についてお尋ねしたいと思います。

「GIGAスクール構想」を含めてICT化の状況については、現場では大変ご苦労されていると思います。今後は、全国版で見ますと、ハードとソフトの状況が、長崎県は若干遅れているという報告があっておりました。隣の佐賀県については、いち早くICT化を含めて取り組まれたということであったんですけれども、長崎県の状況と全国レベルでの位置がどういう状況にあるのか、教えてもらうことができますか。

【岩坪高校教育課ICT教育推進室長】この国の調査につきましては、昨年度行われたものでありまして、普通教室の無線LANの整備状況等、環境面については整備が整ってきたところです。

教員の指導力については、生徒一人一台端末も整いましたので、今後特に重要になってくると考えております。まずは教員が失敗を恐れずに学習の様々な場面でICTを活用してみることが重要になってくると考えております。

県教育委員会といたしましては、まず、教員研修を充実させるとともに、各種の活用マニュアルであるとか、研修資料の作成、それから、今後、学校訪問を行って学校の活用状況の確認をしてまいりたいと思っております。また、県内外の先進的な事例を集約して、それを県全体で共用しまして教員の指導力向上に努めていきたいと考えております。

【麻生委員】現場では、やることも大変多くあるかと思えます。その中で、今、タブレット端末が一人一台持たされて、逆に言えば、みんなが使いこなせればいいでしょうけれども、そ

ういった意味でスキルアップと、教える側の先生たちのレベルアップ、先ほど教育長から話が一部ありましたけれども、若い世代と退職前といますか、そういう意味では年配の方たちの教育の在り方についての取組が若干違うかもしれませんけれども、そういったギャップについてどのような取組と指導をされているのか、わかれば教えていただけますか。

【岩坪高校教育課ICT教育推進室長】一人一台端末とICTの活用につきましては、校内で研修を必ず行うことにしております。校内の研修の中で、各学校にICT推進教員を2名、指名しておりますので、その教員が中心となって、先ほど教育長からもありましたように、ベテラン、若手、それぞれ持ち味、得意、不得意があると思いますので、そのあたりをしっかりと融合させながら、研修、それから指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。これからの取組にぜひ期待したいと思います。動画だとか、人々の理解力が上がればいいかなと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、全国学力テストの結果について。一部、堀江委員からもお話がありましたので、若干違った角度で質問したいと思います。

長崎の学力テストの全国順位ですけれども、大変残念ながら、中から下の方といますか、小学校では36位とか、中学校では37位とか、そういう意味では課題もあるのではないかなと。理解力の問題もありますけれども、全体の底上げが必要ではないかなと。全国では、石川県とか秋田県とか、常連の上位県がございますね。こういった中で長崎県は教育立県ということですから、これについてもっと抜本的に、ど

という教育の在り方、それと読解力ですから本を読んでもらうとか、読ませるとか、朝の読書時間をつくっていると思いますけれども、そういった中でどういう形でやるのか。そういう底上げを皆さんと共通認識を持ってやらないと、なかなか上がっていかないのではないかと考えているところでございます。

ただ、片一方では、時津町とか長与町とか、一部の地域では県内でも差があるということはあるんですけれども、そういったことを踏まえて教育庁としてはどういう形で展開されようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【加藤義務教育課長】今回の結果を踏まえた分析から見えてきたことを大きく2点、お伝えをさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、本年度の調査は、さらに質の高い読み取り、読解の力が求められる内容へと変更されておりました。改めて子どもたちの読解力の育成を継続していく必要性を感じております。

このような中、令和元年度と2年度、読解力の育成を意識した授業づくりに先進的に取り組んだ研究指定地域、また、研究校においては、大きな改善が見られたという状況がございました。この内容を県内に広げていきたいということが一つ大きな課題だと捉えております。

もう一つの課題といたしましては、質問調査の中において、学校外で学習をする時間、特に中学生の学校外での学習時間が低下している状況であったということが課題として見えております。この調査は、塾などでの学習も含む学校外での学習時間でございます。長崎県の子どもたちの通塾の状況というのは、全国的に見ると低い状況でございます。

こういう状況でございますので、本県におい

ては、いかに家庭での学習の質を向上させるか、また、家庭での学習時間をどう確保していくのか。また、読書や新聞などの言葉に触れていくことも含めて、これは学校だけではなく、保護者の方々、地域の方々と一緒に取り組んでいく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

【麻生委員】家庭の状況とか、塾に通っている子どもたちの比率の話もありました。私は、今回の全国学力テストについては、そういう要因があるかもしれませんけれども、学校の先生たちが、自分たちが置かれている現状、全国レベルの比較がどうという話はできませんけれども、皆さん、しっかり指導してこられた方たちばかりだと思いますので、やっぱり問題意識を持ってもらって、そして、しっかりと学力の向上に向けて、どう取り組めばいいかということをもう一回それぞれ話し合いながら、課題を共有することが先決ではないかなと思うんですよ。そして、対策を取りながら一つ一つやっていく。そして、先進事例の秋田県だとか石川県とか福井県がどういう形でやっているのか。そういった実態も調べていただきながら、来年は1点でも2点でもアップさせようとか、そういう取組が大事ではないかなと思っています。

それについて、先ほど、全体で取り組むという話がありましたけれども、私がさっき言ったようなことへの考えはないでしょうか。

【加藤義務教育課長】大きく課題を共有していく、これは私どもも今考えておるところでございます。所管しておりますのは義務教育課ではございますが、例えば、庁内の各課との連携を取りながら、家庭に働きかけたり、地域に働きかけたり、このような大きな見直しを図っていきたくて考えております。

また、子どもだけではなく、市町の教育委員会、校長会、県のPTA連合会、このようなところと力を合わせて子どもたちの学力の改善というものを進めていきたいと考えているところでございます。

【麻生委員】最後に、しっかりと取り組んでいただいて、何とか学力向上をお願いしたいと思えます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】通告をしています3項目について質問させていただきたいと思えます。

まず、生理の貧困への対応についてです。

一般質問とか委員会でも取り上げさせていただいておりましたが、社会的な問題となっている生理の貧困で、東京都や群馬県、ほかの県も、あと市町の方で学校に生理用品の配布が始まっております。女子のトイレだったり、ユニバーサルトイレだったり、そういったところに置いたりして配布しておりますが、県内でどのような動きになっているのか。また、県立学校では、この生理の貧困という社会問題を受けて、そういったことを考えてはいないのか、そのあたりをお聞きしたいと思えます。

【松崎体育保健課長】まず、学校の現状についてお話をさせていただきますが、現在、学校においては、緊急用として生理用品を保健室等に常備しております、例えば、養護教諭等が生理用品を当該生徒に渡す際に生徒の様子を観察するなど、場合によっては関係機関につなげているというケースもあるということ、このことについてはこれまでも委員にお話をしてきたところでございます。今、委員からお話がありました他県の状況、取組についても、我々、聞き取りをして一定承知しております。

現在、貧困対策としての学校への生理用品の

配布については、県教育委員会としても、子ども政策局と連携して協議を進めておりました、県立学校に配布することについては、生理用品が本当に困っている子ども、経済的に困っている生徒にどのような方法で届くのかということ踏まえながら、生徒の実情や学校のニーズを把握するための調査の実施を現在検討しているところであります。

【山田(朋)委員】ニーズ調査の検討をいただいていることは非常にありがたく思っております。当然、家庭がちゃんと用意してくれたりとか、経済的に困ってない児童生徒もいると思えますが、非常に言いづらいデリケートな問題でもあるので、調査をいただいてきめ細かく対応いただきたいと思っております。

ご存じのとおり、子供の未来応援交付金ともございますので、こういったものを本当に子ども政策局と連携をしていただきながら、まずは県立学校、できるところから始めていただいで、市町にも進めていただきたいと思うんですが、今、そちらで把握されている段階で市町への学校への配布とかが始まった事例とかはご存じですか。

【松崎体育保健課長】まず、市町への対応ですけれども、これは子ども政策局の方で市町の方にどのように届くかということが検討されております。

現状どうなっているかということですが、小中学校については、市町に確認をしたところ、2つの市町におきまして、生理用品に対する予算をちょっと増やして保健室に常備したということがございました。あと、1市町におきましては、寄附を募って導入に向けて動いているということでございました。

【山田(朋)委員】ぜひ県内の学校に通う子ども

たちが不自由なく衛生面、女性の健康の面でも非常に大事なものでありますので、全ての子どもたちの健康とか安心を考えた上で配布が早急に進むように、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

次に、不登校児童生徒への対応ですが、改めてお聞きをいたしますが、県内の不登校の児童生徒の状況について教えてください。

【安永児童生徒支援課長】不登校児童生徒数につきましては、最も近い調査で令和元年度の小・中・高合計2,163人であります。内訳は、小学校が455人、中学校が1,335人、高校が373人となっており、平成30年度と比べて250人増加しております。現在、全国値と同様に過去最多となっている状況です。

【山田(朋)委員】プラス250人ということで、全国と一緒に過去最多ということですが、令和元年度の数字ということでしたが、今、令和3年10月になろうとしておりますが、令和2年度の速報値は確認ができてないということですか。

【安永児童生徒支援課長】令和2年度の不登校児童生徒数につきましては、例年、文科省の発表が10月中旬以降となっておりますので、確定値については、いましばらく待っていただければと思いますが、暫定速報値としては、今年も2,000人を超える数になるところであります。

【山田(朋)委員】2,000人を超えるということで、昨年より増えているかどうかの回答まではございませんが、様々な理由で学校に通えない児童生徒がいるということがはっきりしているかと思えます。

そこで、例えば、不登校の子たちが、自宅学習をする子だったり、自分の学校外の通級教室

に通ったり、フリースクールに通ったりする子どもさんがいたりすると思いますが、今、そういった子どもたちの学習の保障をどのように行っているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】学校以外の不登校児童生徒に対する支援機関や団体としましては、大きく2つ。一つが、各市町が設置します教育支援センター、いわゆる適応指導教室と言われる機関であります。もう一つは、フリースクールなど民間団体が自主的に設置し、運営している支援機関であります。

適応指導教室につきましては、市町が設置する不登校児童生徒を対象とする機関でありまして、専任の指導者が集団生活への適応指導だとか、情緒の安定相談、基礎学力の補充指導、生活習慣の改善、相談指導などによって社会的自立を目指すことを目的として教育活動を行っております。

もう一つ、フリースクールにつきましては、民間施設を一定定義づけるのは難しいんですが、不登校児童生徒に対する相談指導等に関し、深い理解と知識、また、経験を有した機関として、県内約20団体、約30名ほどの児童生徒が通っており、これも学習活動とか教育相談とか体験活動を行い、そのことを通して子どもを指導しているということです。

【山田(朋)委員】フリースクール、民間の20団体に30人ということでありました。私が答弁を聞き漏らしたのかもしれませんが、適応指導教室には何人くらい通っているんでしょうか。

【安永児童生徒支援課長】県内の教育支援センターの数につきましては、14市町と県と合わせて15機関あります。そこに通っている児童生徒数は、約230名だと把握しております。

【山田(朋)委員】今教えていただいたことを足すと、260人の児童生徒が何らかの形で家から出て通っているということでもあります。令和元年度の2,163人、学校に行けてない子どもたち、その中の1割ぐらいの子が、10%ぐらいの子がいる。あとの9割の子は自宅学習をしていて、その支援というものは、今まさに一人一台パソコンとかもあるようになってきましたので、そういったパソコンを使ったり、あとはプリントを配付してフォローをしているのか、どういった状況にあるのかを教えていただきたいと思えます。

【安永児童生徒支援課長】不登校児童生徒につきましては、本県の生徒指導上の重要課題として位置づけて取り組んでおりますが、児童生徒に対する心のケアはもとより、保護者への支援だとか、家庭と連携した取組、具体的には家庭訪問を繰り返し行って、その子に必要な支援は何なのかというアセスの下、適切な支援機関と連携して学校が対応していくというような、大まかに言えば、そういうことで対応しておるわけですけれども、今後は学校だけではなく、民間機関との連携も重要になってくると考えております。

【山田(朋)委員】学校の先生方も訪問したりとか、確実に置いてきぼりというか、フォローをしてないような児童生徒はいないという理解でいいかと思っておりますが、今、課長が答弁されたように、民間団体のいろんなもの、一緒になって子どもたちが、私は学習だけのことを言っているわけではなくて、今まさに言っていたように、学習の前段階も非常にデリケートな、様々なケアとか必要と思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思っております。

先ほど答弁の中で、教育の支援をする機関が

14市町と県が持っているから15機関と言われましたが、21市町中14ということであれば、そこに通うための通学費とか、様々な活動費がかかると思います。そういったものを栃木県では最大1万円、月額補助をする制度があるようでもあります。本県においてはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思えます。

【安永児童生徒支援課長】現段階で資金的援助は厳しく、行っていないというのが現状であります。

ただ、学習支援、教育的支援として各市町で民間施設と情報を共有しながら、教育委員会が主体となって協議会を開いたり、校長会で情報連携を強化したりする市町も確実に増えてきていると聞いておりますので、これらの取組を県全体で共有しながら、今後、教育委員会としても連携の在り方を検討して確かな取組を進めていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】栃木県は国の「いじめ対策・不登校支援等推進事業」を活用しているということでもあります。市町の就学援助等、出席認定を受けている小中学生が対象となっているようではありますが、こういったものも調べていただいて本県でも適用できないかどうかをぜひ検討いただきたいと思えます。

最後に、もう一点出しておりました県立学校ほかの災害リスクについてであります。

先頃、新聞報道があった中では、全国の公立学校の3割に、設置されている場所に災害リスクがあるということが報道されております。浸水想定地域だったり、土砂災害区域に1万1,000戸あるというような報道がされております。

本県においては、どのような状況にあるのかをお尋ねをしたいと思えます。

【日高教育環境整備課長】委員が言われました

本年6月に文部科学省が、浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査結果を発表しております。

これは、昨年10月1日現在で公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のうち、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、かつ市町の地域防災計画で要配慮者利用施設と位置づけられた学校について、その対策状況について今回初めて調査が行われたものでございます。

県内には、先ほど申しました公立の幼稚園等が594校ございました。そのうち浸水想定区域に立地し、要配慮者利用施設となっているのは23校でございます。内訳は、幼稚園が1校、小学校が13校、中学校7校、高等学校1校、特別支援学校1校の23校でございます。

また、土砂災害警戒区域に立地し、要配慮者利用施設となっておりますのは69校でございます。幼稚園が1校、小学校が44校、中学校が23校、高等学校1校、特別支援学校はございませんでした。

【山田(朋)委員】594校、そういった区域に学校があるということでしたが、これは先ほど言われたように、要配慮者利用施設には義務づけられた避難確保の計画と避難訓練をしないとけないようになっておりますが、その実施状況はどういう状況か、教えてください。

【安永児童生徒支援課長】まず、浸水想定区域における避難確保計画を作成している学校は、調査時点で23校中15校であります。

また、避難確保計画に基づく避難訓練を実施した学校が15校という状況になっております。

もう一つ、土砂災害警戒区域において避難確保計画を作成している学校は51校、計画に基づく訓練を実施している学校が50校という状況

でありました。

【山田(朋)委員】今ご答弁いただきました。浸水区域の方が23校中15校ということで、計画も訓練も同じ数でした。土砂の方が69校中51校、訓練は50校という数でした。

それで、浸水想定区域に特別支援学校が1つありました。この特別支援学校においてはきちんと、特にその中でも通常の学校に比べ、要支援者の方、要配慮者の方がとても多く通っている学校だと理解しております。こちらにおいても当然計画はできているという理解でよろしいでしょうか。

【安永児童生徒支援課長】浸水想定区域及び土砂災害警戒区域、この2つの地域について、特別支援学校はもちろんですが、調査時点で作成していない、訓練をしていない学校については、本年6月時点で、全ての学校が避難確保計画を作成し、作成中、あるいは訓練の実施ということで確実な取組を進めているという報告を受けているところです。

【山田(朋)委員】確実な報告を受けているということですので、万が一、本県において災害が起きても、その学校に通っているからといって、災害リスクはあるかもしれませんが、子どもたちの安全を確保できるということを私は確認をして、この質問を終わりたいと思います。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【千住委員】4点通告しておりましたので質問したいと思います。

まず、働き方改革における教員研修及び研究事業の在り方についてですが、現在、働き方改革が言われてきている中で、児童生徒に接する時間の確保、あるいは保護者への対応、教材研究、コロナ対策、あるいはタブレットの設定準

備など、やることがたくさんある中で、先生方からよくお聞きするのが、教員の研修についても、やっている仕事量は減らないんですけど、時間ばかりがかかって、なかなか教員の研修も実際どうなのかというところもお話を聞きます。

教員の研修は、現在、どのような種類があって、基本的に勤務時間でやっているのか、それとも勤務外にやるものなのか、あるいは開催時期など教えていただけたらと思います。

【加藤義務教育課長】教員研修につきましては、先ほどもお話があったのですが、例えば、初任者、また若手、そして10年目の中堅などの経年に応じた悉皆の研修が一つございます。そのほか、例えば「GIGAスクール構想」の課題等、その時期に応じた課題に対応する研修等がございます。また、教員が選択して希望して行う研修等がございます。

実施の時期につきましては、多くは長期休業中に実施することを基本としておりますが、そこだけではどうしてもできない部分もございますので、年間の先生方の忙しい期間を除いた範囲で設定して研修を行っているという状況でございます。

【千住委員】ありがとうございます。先生方の多忙期を外してというお話もあったんですが、今回、ある研修が夏期休業中を外れた形で10月に開催すると。それも発表が8月末か9月に入ってからということで、2学期は学校行事が大変忙しいといった中で研修を行っていて、夏休みになんてできなかったのかという声もありましたが、それはいかがでしょうか。

【加藤義務教育課長】県が実施しております研修につきましては、基本的には年間の計画に基づいた形で実施しております。

今、お話があった状況につきましては、例え

ば、もともと希望しておられた研修の決定通知が9月に届いて、それが10月に実施されるというような状況であったり、特に本年度につきましては、新型コロナの感染状況において、夏期休業中に実施を予定していた研修を2学期に変更したという状況もございました。ただし、そのような研修につきましては、オンラインで実施したり、また、そのオンラインにつきましても、先生方が複数の日程の中から選べるような形での研修を実施しているものです。

働き方改革につきましては、先生方の暮らしを見直していくということが一つ。もう一つは、先生方が子どもたちと向き合って授業の準備をする時間を取っていく、授業力を高めていくということも大きなねらいとなっております。

そういった中で、研修というものが必要になってまいります。その研修の在り方については、できるだけ簡素化、また、削減ができるような形で提供していきたいと考えているところでございます。

【千住委員】ありがとうございます。細かなところはあるんですけども、そのあたり、生徒と向き合う時間が減らないような形で研修をぜひ行っていただけたらと思います。

また、研究事業も非常に有意義なものだとは思いますが、教員の指導力アップにもつながるのではないかと考えているんですが、中には人のいい先生、あるいは頑張る先生、あるいは若い先生や講師の先生方にしわ寄せが行っているのではないかとこの声もたくさんお聞きします。中には校長先生の顔づくりではないかという話まで出るぐらいなので、そういった研修の在り方というのも、今まで公開授業とか結構あったと思うんですけど、それもコロナでなかなか難しくなってきたという中においては、

今後、もうちょっと効率のいい研究授業が行われてもいいのではないかなと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

【加藤義務教育課長】研究授業につきましては、教員が指導力を高めていくためには、やはり欠かすことができないものと考えております。ただし、これからの時代の研究授業の在り方というのも考えていく必要があると考えております。

例えば、県の研究指定校におきましては、研究の内容もそうですが、働き方改革を進める上でどのような研究の進め方が必要になるのか。それは資料を軽減したり、また、準備を簡素化したり、このような取組も含めた形で他の学校に示していただくということを考えております。

今後ともそういう方向性で検討を進めていきたいと考えております。

【千住委員】ありがとうございます。免許更新制度も今後どうなっていくかということもあると思うんですけども、それも踏まえてぜひ研究授業の在り方も検討いただけたらというように思います。なかなか、指導計画に載っているような時数で、研究授業がその時間だけというわけにもいかず、指導計画のとおりにはなかなかいかないクラスもたくさんあると思うので、ちょっと余裕のある研究をしていただけたらと思います。

それでは2つ目ですが、児童生徒の新型コロナウイルス感染発覚時の対応についてです。

新学期に入って、個人的には、もっと多くの感染が出てもおかしくなかったかなと思ってますが、現場の先生や社会の取組によってかなり抑えられているのではないかなと思っています。

今後も感染者が出ることも予想されておりますが、感染防止の点で活動マニュアル、あるいは感染者が出た場合の県としての取組といいま

すか、マニュアルがあるのかということと、どのように対応して、どのように発表するのかということをお教えいただけたらと思います。

【狩野高校教育課長】県立学校の場合で申し上げますと、文科省が示しているガイドラインに沿いながら、学校で生徒もしくは教職員に陽性者が出た場合には、学校、県教委、それから保健所と情報を共有しながら対応しているところでございます。

具体的な流れを申しますと、学校から第一報ということで体育保健課の方に入ります。その情報を関係課で共有しております。保健所は学校からの情報を基に濃厚接触者等を特定し、また、臨時休業が必要かどうかということも保健所としての見解を示されます。その保健所の見解を踏まえて、県教委は最終的に臨時休業が必要かどうか、その時期とか対象を決めているということでございます。

また、臨時休業が決まった場合には、学校が保護者にメール等を使って連絡をしています。

また、学校の対応ですけれども、県が感染ステージを1から5まで決めておりますけれども、その感染ステージを合わせまして、学校教育の対策レベルも定めております。県の感染ステージに応じて、授業とか、学校行事とか、部活動などの感染防止対策のレベルを上げたり下げたりということをして対応しているところでございます。

また、公表ですが、個別の保護者へということとですと、先ほど申し上げたとおり、必要な情報を保護者にメールもしくは電話等で情報を提供しているということでございます。

【千住委員】ありがとうございます。保健所の指導が一番大きい部分だと思うんですけども、私も一応保護者なんですけども、保護者から、

もっと詳しい情報が欲しいというような声もたくさん聞きます。それは保護者間のSNSでの情報のやり取りというのがすごく早くて、発表よりも先に回ってしまって、不安な部分がすごく大きくなっているところもあるのではないかなと思います。早く欲しいというところで、不安を少しでも減らしたいとか、あるいは安心を得たいというところもあると思います。そういった情報の発信を学校から、できる範囲でもうちょっと安心を発信できるような情報にしていただけないかなと。例えば、土日を含めると、どうしても2日間空いてしまうということがありますので、もしよければ情報の出し方を適宜早めに行っていたらと思うんですが、いかがでしょうか。

【狩野高校教育課長】学校で感染者が出ますと、まず、生徒、保護者の不安が大きくなります。その不安を払拭するには、正確な情報をいかに随時流していくかということだろうと思っています。このことは県立学校長にはお願いをしているところであり、先ほど申し上げたとおり、メール等を使いながら、随時、情報を提供するようにということをお願いをしています。

ただ、個人が特定されたりとか、個人情報の保護というのは、注意をしないといけないと思っています。保護者へは、もう少し詳しい情報というお声もあるということは承知していますけれども、個人情報を守らなければいけないという学校の義務もございますので、なかなか求めに応じられてないところがあるかと思いますが、今後も個人情報の保護というのは確保しながら、学校から正確な情報を随時提供していけるようにしていきたいと思っています。

【千住委員】ありがとうございます。保健所が

らは関係者に連絡が行くと思うんですけど、関係のない方には連絡は行ってない形なんですけども、実際、感染された方に近い方、あるいは友達の保護者とか、同じ部活動の中での保護者というのが、例えば、仕事に行っていないのかとか、あるいは仕事場から、ちょっと遠慮してほしいなというような声も挙がっているのは事実なので、例えば、保健所から連絡がない方は可能性はかなり低いですよというような発信をもうちょっとしていただけないかなと思います。それはぜひお願いしたいなと思いますが。

【狩野高校教育課長】現在も濃厚接触者等が特定されましたら、保護者にもメールで特定されたという旨は伝えております。次のメールまでの期間、不安になられるだろうと思うんですけども、次の局面というか、次の段階に行った時には確実に学校から情報を提供しますので、その情報がない時も安心していただけるような情報発信の工夫をしていきたいと思っています。

【千住委員】ありがとうございます。

次に移ります。講師不足における対策についてということで、臨時の講師の先生が不足していると聞きますけれども、その原因と対策をお聞きしたいんですが。

【大場義務教育課人事管理監】講師不足のことについてですけれども、小中学校においては、教職員の大量退職に伴う大量採用が6年ほど続いております。小学校で申し上げますと220名程度、中学校においては90名程度を毎年採用しております。この大量採用に伴いまして、講師として活躍してこられた方々が新規採用教職員となられる方も出てきております。このことも不足していることの一つの要因と捉えております。

【千住委員】ありがとうございます。教員免許状ですけれども、大学を出たところの教育委員会が出しているというようなことで、県内にどれくらいおられるのかという把握は、なかなか難しいと思うんですけれども、今、補うために臨時免許状というのもお聞きしますけれども、臨時免許状の発行の任命といいますか、権限といいますか、それはどこにあって、その免許状の発行は緩和できないのかということをお聞きしたいんです。

【上原教職員課長】臨時免許状の授与の件であります。

県教育委員会で授与を行っております。本県において、臨時免許状の授与に関しては、普通免許状を有する者を採用することができない場合に、採用所管課と協議をしながら、教員としての資質、能力があると判断した場合において、臨時免許状の授与を行っております。令和元年度の発行件数としましては159件、令和2年度が181件ということで、若干ですけれども、増加傾向ということで、臨時免許状も活用を図られてきているのかなと考えております。

【千住委員】教科によっては、すごく足りない教科もたくさんあると思います。特に、英語の教員は、すごく足りないというようなお話も聞きますので、臨時免許状を使って子どもが教育を受けられる環境をぜひつくっていただけたらと思います。

最後に移ります。中学校総合体育大会における外部指導者の取扱いについてです。

すごい細かいことですが、長年言われてきておりまして、中学校の総合体育大会においては、1年間、指導されてきている外部の指導者が監督として登録ができないというところがあって、それを変えられないのかという声がたくさんあ

るんですけれども、最後の一番最大の目標である中総体で外部の指導者が指導できないというのは、ちょっとどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

【岩橋体育保健課体育指導監】まず、中学校の中総体、大きな練習の発表の場になりますが、そもそも部活動自体が学校教育活動の一環として行うものになります。生徒の自主的・自発的参加によるものでございまして、日頃の練習の発表の場である大会についても、あくまでも生徒が主体であり、特に、外部指導者、外部コーチの方におかれましても、ある程度、役割というのが制限されているのではないかなと思います。

また、外部指導者が監督できないということにつきましては、同じく学校教育活動の一環と部活動はなりますので、練習や試合の場面だけではなくて、教育活動全体に係る責任者として教員が監督の職を担っているところであります。引率業務を含め、マナー指導や保護者対応、学校や他の教職員との連絡とか、事故対応、生徒指導、年間計画の調整とか多岐にわたることに係る責任者としての監督になりますので、校長か教員、もしくは部活動指導員が監督になれるという状況になっております。

【千住委員】ありがとうございます。今後、地域への移行が部活動について言われているので、そのあたりも踏まえて今後さらにご検討いただけたらと思います。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】私からは3つの質問をさせていただきます。

まず、東京女児の端末チャットのいじめによる自殺を受けた対策です。

先日、東京都町田市で「GIGAスクール構

想」で配付された一人一台端末を使用したグループチャットでのいじめにより、女子児童が自殺に追い込まれるという痛ましい事件があったことが判明をいたしました。これまでチャットをしたことがない児童たちが端末を手にして、さらに、クラスの中でグループワークをするために、自由度を持ってグループをつくれるようにしていたことが、かえっていじめを助長してしまったことに大変衝撃を受けております。

本県も、配付された端末を使ったいじめのリスクは当初から懸念していたと思います。私の地域では、10月以降、GIGAスクールの推進校として、小学校児童全員の端末の持ち帰りが始まります。

今回の事件を受けて県としてどのように端末を用いたこのようないじめに対応していくのか、ご答弁をお願いいたします。

【岩坪高校教育課ICT教育推進室長】県立高校における場合ですけれども、県立高校で導入しているパソコンについても、生徒同士がやり取りができるというチャット機能が備わっております。グループで共同学習を行うなど、主体的な学びを実践していく上で有効なツールの一つであると考えております。

生徒には、一人一つ、パソコンを活用する上で必要なアカウントを配付しておりますが、このアカウント名には生徒の氏名は入っておりませんので、氏名を基に、ある生徒がほかの生徒のアカウントを検索して、例えば、他学年の生徒であるとか、他校の生徒等にメッセージを送るといったことは難しいのかなと考えております。

また、この事案で問題になっておりましたパスワードについてですけれども、県立高校については、全生徒が異なるパスワードを使っておりますので、なりすまし等もできない状況にな

っております。

【加藤義務教育課長】小中学校の状況についてご説明をさせていただきます。

まず、パスワードの設定につきましては、各市町に本事案を受けて確認をさせていただいたところでは、一部の市町において、他の児童生徒のパスワードを推測できるようなケースがあったため、その改善を依頼したところでございます。

また、チャットにつきましては、各市町の権限でそれぞれ設定ができるようになっておりました。設定については、チャット自体の機能を使っている自治体、また、使っていない自治体それぞれという状況でございます。

このチャットにつきましては、一般のチャットと異なりまして、管理者権限を持っております市町においては、その内容の確認ができるようなものとなっております。

今後、どのような設定、どのような環境の整備が必要なのかということにつきましても、この10月に市町との協議会を開催してまいりますので、その中でも取り上げながら、より安心しながら、子どもたちが活用していけるような状況を目指していきたいと思っております。

「GIGAスクール構想」につきましては、子どもたちの情報モラルを育てるということも大きな目的でございますので、そういった取組を進めていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。県立高校においては、機能上というか、システム上、こういったことが極めて起こりにくいということで理解をしたところです。

公立学校におきましては、21市町の状況それぞれあって、チャット機能を使っているところもあれば、使ってなかったりとか、ただ、確認

をしようとするれば、消したとしても確認ができるというところで、徹底的にやっていけば防げるというようなご答弁であったかとは思いますが、県として、現時点において、このチャットの機能というのが、ただ先生次第、また、システム次第においては、やはりこういったことが起こってしまうような状況に今あるのではないかなと私は感じています。

まず、今すぐできることとしては、このチャット機能をまずは止めて本当にこういったことがないようなことが確かめられた上でチャットを再開すべきと考えますが、ご見解をいただけないでしょうか。

【加藤義務教育課長】チャットの機能は、教職員の権限で立ち上げるような機能もございます。このチャットにつきましては、子どもたちが様々な意見交換をしていくという上では大変有効な部分もあるのかと思っております。

私どもといたしましては、設置者ではございませんので、それを突然ストップさせるということはなかなか難しいものではございますが、危険性については、市町に十分ご理解をいただきながら、よりよい展開をしていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。チャットの有効性というのは、当然そこは理解をしておるところです。

私としては、今すぐにチャットを止めて、絶対、二度とこういったことが起きないんだということを確認してから再開すべきだと考えております。改めて、21市町に対しては、こういったリスクを県としても強く伝えていただいて、共に対策を講じていただければと思います。

次の質問に移ります。不織布マスクの徹底指導でございます。

科学的にも不織布マスクは感染対策予防において効果が高いということが明らかになっております。若年層が感染しやすいデルタ株が蔓延した第5波以降において、県立高校や小中学校において、不織布マスクの徹底指導を図るべきと考えます。不織布マスクを持たせている保護者からは、周りの子どもたちが不織布マスクではないといったことで、すごく不安だといった声も届いております。そのことを踏まえて県のご見解をいただけないでしょうか。

【松崎体育保健課長】不織布マスクにつきましては、今、委員から話がありましたように、布マスク等に比較して効果が高いということは示されております。しかしながら、着用の義務づけはされていないという状況でございます。

児童生徒に対する不織布マスクの着用の指導についての考え方ですけれども、様々な家庭環境がある中、不織布マスクを使うということは、使用量が多くなっていきます。よって、家庭の経済的負担が増加するということは、もう目に見えているということがございます。また、どうしてもつけたいマスクがあるという児童生徒の気持ち、これも配慮しなければいけないということもございます。

したがって、一律に不織布マスクを着用するという指導はできないと考えております。

【中村(泰)委員】経済的に厳しい家庭に対して使い捨ての不織布マスクの購入を強いるのは大変困難であるというのは十分に理解いたします。ならば、例えば、要保護、また、準要保護世帯の方に対しては、県が不織布マスクを大量に購入してスケールメリットで安価で販売する、もしくは配布するということを提案させていただきたいのですが、ご見解をいただけないでしょうか。

【松崎体育保健課長】不織布マスクの配布についての考え方ですけれども、県として、いわゆる貧困対策として不織布マスクを配布することは考えておりません。

理由といたしましては、今申しましたように、不織布マスクの着用は義務づけておりません。それと、基本的にマスクは個人が準備するものと考えております。今、マスクが昨年度のように需要と供給がアンバランスになったという状況にもありませんので、そういった理由から考えておりません。

ただ、これまでも不織布マスクの配布については、昨年度、マスク不足になった時に県として設置者を超えて、県立のみならず、小・中・高に備蓄用ということで不織布マスクを配ったということはございます。

【中村(泰)委員】配布となると、財政的な負担というところもあると思います。ならば、県が大量に購入してスケールメリットで一般的に買うより安価で販売をすとか、こういったこともできるのではないかなと思いますので、今後、どのように感染が広がっていくかわかりませんが、そういったこともぜひとも検討をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

千々石ミゲル発掘調査に対する県の見解と保存活用に向けた支援です。

天正遣欧使節として日本人で最初にローマ法王に謁見した千々石ミゲルのご遺体の発掘調査が諫早市多良見町で実施され、先日、9月16日に報道陣等に公開されたところです。

実際に、千々石ミゲル本人と思われる白骨化したご遺体が発掘されました。実際、そのご遺体に対しては、仏教的な儀式をしておらず、隣で数年前に発掘された女性のご遺体の近くにキリスト教のビーズであるとか、そういった副葬

品があったことから、今回発掘された遺体とともに、信仰形態を尊重していた可能性が高いというような見方がされているようです。

ローマ法王に日本人で最初に謁見したにもかかわらず、何かの理由で信仰を捨てたと言われていた千々石ミゲルが、実は信仰を捨てずに守り通していたという可能性があります。本県の潜伏キリシタンの歴史において、今後の調査次第では新たな視点が加わる可能性を今秘めております。

千々石ミゲルの子孫の浅田氏が、私財、またクラウドファンディングが1,000万円以上を超えて、そういったものを財源として今回発掘を進めてきたようです。私も協力させていただきました。今後は、調査、そして保存活用というようなステージとなっていくようです。

こちらに県の文化財の保存活用大綱というのがございますけれども、こちら拝見すると、保存活用の措置については、行政が指導助言や財政的な支援を行って文化財の保護を図っていくというように記載がございます。

現在、発掘チームの皆様からは、調査までは自分たちがしっかりやるけれども、今後の保存活用においては、ぜひとも行政を巻き込んで、県としても支援をしていただきたいというようなご要望もいただいております。

改めて、今回の調査の見解と今後の保存調査に向けた支援について、ご答弁をお願いいただけないでしょうか。

【草野学芸文化課長】諫早市多良見町の千々石ミゲルの墓所と思われるところの発掘調査は、千々石ミゲルの子孫に当たられる方が学術調査体制を組織し、クラウドファンディング等を活用されて発掘調査を進めておられます。今回が4回目の調査になります。8月から調査が始めら

れまして、先般、9月18日には墓坑からご遺骨が取り上げられたとお聞きしております。平成29年の第3回調査でも木棺内からガラス玉などが発掘されており、貴重な成果を挙げられたと考えているところです。

今回の調査におきましても、県教育委員会としては、遺骨の取り上げが行われる際には、要請を受けまして、県の埋蔵文化財センターの専門職員を現地に派遣するなど、調査に協力もさせていただいております。

活用方法等につきましては、諫早市では5か年計画で、市内のキリシタン関連遺跡の発掘調査事業を予定されており、今回調査された墓坑の周りも含めて発掘調査を実施する計画をお持ちです。

こういった発掘調査が行われる中で、今回の遺構にこういったものが埋まっているのかという価値づけなどがなされていくと考えております。

今後、発掘調査で出てきました遺物の科学分析や保存処理等についても、諫早市と連携を図りながら、協力できるところは、協力していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。今後の調査結果次第というところであると思います。しかしながら、今回のように民間の方が中心になって動いて、諫早市もそこに触発されて、また連携して調査範囲を広げていくんだというようなことも言われています。ぜひとも諫早市と連携して、県としても力強く支援いただければと思います。

本当に調査結果次第になると思うんですけども、私としては、やはりキリシタン関連遺産ということで、数年前、本県の文化財が世界遺産として認定されたところでございますが、

この内容もすごく潜伏キリシタンの歴史を変え得るようなことだというように私は考えております。世界遺産との今後の連携も含めて県のご見解をいただければと思います。お願いいたします。

【草野学芸文化課長】「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、潜伏キリシタンとして、密かにキリスト教の信仰を継続して、厳しい生活条件の下で、現存社会、宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る証拠となるものというのが構成資産となっております。例えば、南島原市の国史跡の吉利支丹墓碑も、当初は構成資産の候補に含まれておりましたが、国際会議で議論がされていく中で、墓碑のみでは物証としては弱いと指摘され、一代限りではなく、250年潜伏していたこととのつながりを学術的に証明することが必要だということで構成資産から外されております。

世界遺産登録には、全ての構成資産を含んでユネスコへの提案という形で認定されておりますので、新たに追加認定は難しいものと考えているところです。

【中村(泰)委員】なかなか追加認定というのは難しいとは思いますが、観光資源としては、すごく有意義なものだと思いますので、県としても、世界遺産と関連づけたような、ここは部署が違いますが、教育サイドとしても、ぜひともそういった支援をお願いしたいと思います。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

次に、「ゆたかな学びの実現・教職員定数改

善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書(案)」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔文案配付〕

【浦川委員長】 それでは、私の方から、意見書(案)提出についての提案、趣旨説明等をいたします。

「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書(案)」

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引下げられている。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実現が必要である。

そのうえ、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっていることは、十分認識しているが、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。また、国の施策として定数改善にむけた財源を確保し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、

下記の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 中学校においても35人学級の実現に向け、検討を進めること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3. 自治体において、「学級編制基準の弾力の運用」の実施ができるよう配慮すること。

4. 教育の機会均等と水準の維持のため、地方財政の確保と義務教育費国庫負担制度を維持すること。

以上のようなことで意見書を受けております。

ただいま説明いたしました「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書(案)」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、意見書(案)の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書(案)を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で意見書の審査を終了します。

次に、教育委員会関係の審査結果について整

理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 0時25分 休憩

午後 0時25分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時より、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行うことといたしますので、よろしくをお願いします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 0時26分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月29日

自 午前10時00分
至 午後4時6分
於 委員会室2

医療人材対策室長	加藤 一征 君
薬務行政室長	斉宮 広知 君
国保・健康増進課長	川内野寿美子 君
国保・健康増進課医療監 (健康づくり担当)	宗 陽子 君
長寿社会課長	尾崎 正英 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	山口 香織 君
障害福祉課長	吉田 稔 君
原爆被爆者援護課長	山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	浦川 基継 君
副委員長（副会長）	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	麻生 隆 君
”	山下 博史 君
”	中村 泰輔 君
”	千住 良治 君

子ども政策局長	田中紀久美 君
子ども未来課長	徳永 憲達 君
子ども家庭課長	平川 顕作 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	寺原 朋裕 君
福祉保健部次長	中村 浩二 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)	猿渡 圭子 君
監査指導課長	吉野 康弘 君
医療政策課長(参事監)	伊藤 幸繁 君
医療政策課企画監 (新型コロナワクチン接種担当)	林田 直浩 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【浦川委員長】おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を再開いたします。

これより、子ども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、寺原福祉保健部長が本委員会への初出席となりますので、紹介を受けることといたします。

【寺原福祉保健部長】おはようございます。

8月1日に着任いたしました寺原朋裕でございます。

約10年弱、臨床医として勤務をいたしまして、その後、熱帯医学と公衆衛生を学び、厚生労働省に入省をしております。入省後、幾つかの部門を経まして、7月までは羽田空港で検疫所長として、コロナ対策の水際対策の陣頭指揮を執っておりました。地元は宮崎県なのですが、実

は長崎県でも短い期間ですが、非常勤として病院で勤務したこともございます。

しっかりと本県の皆さんの健康と生活を守るために尽力いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【浦川委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【浦川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【寺原福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

はじめに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）、福祉保健部の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分、報告第21号知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分の3件でございます。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部の1ページをご覧ください。

第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で127億3,199万2,000円の増、歳出予算は福祉保健部合計で130億9,687万4,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、1ページに記載

のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

医療機関等への継続支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化を踏まえ、引き続き、医療提供体制の確保を進めるため、医師が入院医療の必要がないと判断した軽症者や無症状の方が療養を行う宿泊療養施設の確保に要する経費として、13億3,407万円の増、医療機関、高齢者施設、障害者施設等でクラスターが発生した場合の施設への医療支援チームの派遣体制を確保するために要する経費として、3,050万円の増、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の強化のため、重点医療機関等における感染症患者専用病床の確保に要する経費として99億9,912万円の増を計上いたしております。

このほか、2ページから3ページにかけての新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業、生活福祉資金貸付金につきましては記載のとおりであり、3ページ中段の高齢者施設等の施設・設備整備費等につきましては、この後、長寿社会課長より補足説明させていただきます。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）、福祉保健部の1ページをご覧ください。

第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和3年8月11日からの大雨による被害等への対応を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を緊急的に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算、歳出予算ともに合計で2億8,491万9,000円の増となっております。なお、各科目につきましては、1ページに記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容についてご説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の加速化について。

新型コロナウイルスワクチンの接種促進のため、県が設置するワクチン接種センターの設置期間のさらなる延長に要する経費として、2億6,340万2,000円の増を計上いたしております。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてでございますが、国において、新型コロナウイルスワクチン接種後の専門的相談窓口の運営など、ワクチン接種の体制確保に係る補助金の対象期間が延長されたことに伴う経費として、2,151万7,000円の増を計上いたしております。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部の3ページ下段をご覧ください。

報告第21号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年8月3日付で専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳出予算は、福祉保健部合計で9,977万9,000円の増となっております。

なお、科目につきましては3ページに記載のとおりであります。

4ページをお開きください。

補正予算の内容についてご説明いたします。

PCR検査等費用の支援についてでございますが、お盆の帰省など人の移動が増加する期間において、やむを得ない理由で長崎県を訪れる方が来県前に実施するPCR検査等への支援に要する経費として、9,977万9,000円の増を計上したものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案の説明をお願いします。

【田中こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

歳入予算、歳出予算ともに980万8,000円の増となっております。各科目につきましては記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、長崎県安心こども基金事業費について、長崎県安心こども基金を活用した保育所の設備整備に対する市町への補助に要する経費として、980万8,000円の増を計上しております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明をお願いします。

【尾崎長寿社会課長】「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち、長寿社会課分につきまして、補足してご説明いたします。

右肩に「令和3年9月定例会補足説明資料 長寿社会課」と書いております資料をご覧ください。

高齢者施設が非常用自家発電設備、給水設備及び換気設備を整備する支援といたしまして、4,347万1,000円を計上しております。

事業概要といたしましては、国の地域・介護福祉空間整備等施設整備交付金を活用いたしまして、高齢者施設等におきまして、災害による長期間の停電、断水時にも施設機能を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、整備費用を補助するものであります。

補助率につきましては、非常用自家発電設備及び給水設備の整備は、国2分の1、県4分の1となっており、事業者の負担が4分の1となります。また、換気設備の整備は国10分の10でございますが、整備する面積1平米当たり4,000円が補助の上限額となっております。

補助の予定数量は、の補助予定数量に記載しておりますが、まず、非常用自家発電設備につきましては、雲仙市の特別養護老人ホーム、養護老人ホームと西海市の特別養護老人ホーム、時津町の介護老人保健施設の4施設で整備し、補助予定額は3,405万8,000円となっております。給水設備につきましては、新上五島町の介護老人保健施設1施設で整備し、補助予定額は624万4,000円、換気設備は諫早市の介護医療院と新上五島町の特別養護老人ホームの2施設で整備し、補助予定額は316万9,000円となります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします

す。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】福祉保健部、第110号議案の横長資料9ページ、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費の中のスクリーニング事業費、これは院内感染防止のために入院前の患者に対して実施するPCR検査等の費用を助成すると説明が書いてあるんですが、県民の皆さんから疑問というか要望をいただいたのは、入院前の患者ということですが、有床診療所が対象になっていないというご指摘を受けたんですが、そういうことなのか。対象になっていないとなれば、その理由があるのか、説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】このスクリーニング事業につきましては、その対象を病院ということにしております。有床診療所を含めまして診療所については、この対象にしておりません。これは、検査機器等を配置しているのが、基本的に検査の能力がある病院が多いということもございます。

かわりに、簡易検査キットを各診療所にお配りをして、必要に応じて利用していただくことで対応をさせていただいているところでございます。

【堀江委員】そうしますと、検査キットは診療所が希望して入手するんですか。

同じように扱ってほしいと、有床診療所であっても院内感染防止ということでは同じなので。

これは県が補助をして、病院を対象に、入院する患者さんに対しての費用を助成するということですが、有床診療所にあっても同じ

ように対応してほしいという要望につきましては、今の答弁ですと、検査キットを診療所が要望すれば、これは費用の負担とかはどうなるんですか。そこも詳しく教えてください。

【伊藤医療政策課長】簡易検査キットの配布につきましては、事前に各診療所に必要量を調査いたしまして、ご要望があった数量を配布しているところでございます。

【堀江委員】そうしますと、これは必要量を事前に届ければ同じように対応してもらえということになるんですか。

【伊藤医療政策課長】これは、今回配布を6月に行いまして、その際に調査を行ったものでございます。

今後また同様に配布するかどうかというところにつきましては、今のところ予定はございません。

【堀江委員】いずれにしても、事業費そのものはもちろん否定するものではありませんが、要望として、有床診療所が対象にならないので、やはり同じように扱ってほしいという要望をいただいておりますので、その点についても今後検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

【浦川分科会長】ほかに何かありませんか。

【山田(朋)委員】予算議案で、新型コロナウイルスワクチン接種加速化のために2億6,340万2,000円の増ということですが、この件に関わって伺いたいと思っております。

現在、平日が14時から19時半、土日が10時から15時30分ということで接種を行っていただいておりますが、都市部においては、若者と働く方々のために金曜日の夜遅く、12時ぐらいまで接種を行っているようであります。本県においてはそこまで遅くなくてもいいかもしれま

せんが、10時ぐらいとか。

若者の接種や、働く方々の副反応に対応するために土日に休めるために、そういった特別な枠を検討しているのかどうかを伺いたしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】県で実施しておりますセンターにつきましては、今おっしゃったとおり、平日につきましては午前中と午後、土日につきましては午後と夕方7時半までの時間帯でやっております。

それ以降の時間帯は、なかなか人数的にも見込めないですし、実施体制としての医療従事者の負担等を考えますと、今のところは考えていないところでございます。

【山田(朋)委員】もう既にいろいろご苦労いただいている方々にご負担をかけるということは私も理解をするんですけども、副反応があっても土日にしっかり休めるということで、金曜日に接種を希望する方が多くいらっしゃると思います。働いている方々も、ちょっと遅い時間だと受けやすい方も出てくると思うので、始まる時間を遅くするか、少し柔軟な対応もぜひ検討をいただきたいと思います。

相談窓口でも予算がついていますが、今、接種後の専門的な相談窓口に対して、どのくらいの相談があっているのかを教えてくださいたいと思います。

【林田医療政策課企画監】県で設置しております新型コロナウイルスワクチンのコールセンターについてでございます。

3月15日に開設をいたしまして以降、9月26日までの相談実績が7,151件ございまして、1か月平均で約1,200件程度の相談があつていところでございます。

その主な内容としましては、接種後の副反応

に関するもの、発熱や痛みがあるけれども大丈夫か、みたいなご相談がおよそ5,000件程度。それ以外ですと接種前の不安、アレルギーがあるけど大丈夫かとか、こういう薬を飲んでいるけど大丈夫かとか、そのような不安に関するお問い合わせが1,200件程度ございます。そのほかは、ワクチンの成分に関するお問い合わせであるとか、あとは本来は市町で受けるべき予約や接種券の発行などに関するお問い合わせも含まれているところがございます。

【山田(朋)委員】 あと1点だけ伺います。

医療機関への継続支援ということで13億3,407万円がついていますが、この件で、宿泊療養所に関する経費として計上されている分に関わって伺いたいと思います。

以前、宿泊療養所は病院とは違って空調設備とか陰圧処理とかがないので、空気が蔓延をしているように感じていると、ちょっとそういった話も聞いておりました。そこで働く方々は、入所の際に面談をしたり、病院に移る時に同行支援をしたりということで、感染をしている患者さんとの接触があるけれども、医療機関に比べると。

医療機関では、対応した後に全員シャワーをして帰るように徹底をされていました。そこで、シャワーの件は、別途、課長にお願いをして実現するようになったということで、よかったと思っているんですが。

今まさに医療従事者の方は、早目にワクチンを接種しているがゆえに、少し抗体が切れてきているのではないかという不安がある中、PCR検査を必要に応じて、病院ではもう本当に随時やっているということでありました。

宿泊療養施設で従事される方々にもPCR検査をする機会を設定いただきたいと思いますが、

その考え方について伺いたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 宿泊療養施設につきまして、まず施設の感染管理でございますが、専門家の方にきちんと建物を調査していただきまして、レッドゾーン、グリーンゾーンを分けて、入所者の方と施設で働く方の区域を分けております。レッドゾーンに入る際にはどういう注意をしないとイケないのかというのは、事前に研修を行った上で対応をしているところでございます。

必要に応じて検査ができないかということでございますが、宿泊療養施設につきましては、看護師だけではなくて、生活支援員ということで一般の県職員でも対応をしているところでございます。ワクチン接種につきましては、宿泊療養施設に関わる職員については、医療従事者の優先接種の時期と同じく早い段階で接種をさせていただいております。

検査についても、少しでも症状がある場合は検査をするようにと考えておりますが、定期的に検査をするところまでは、今のところは考えていないところでございます。

【山田(朋)委員】 症状が出てからでは遅いと思っております。病院までは行かないにしても、定期的に検査をすることによって、その方が自宅に帰って、万が一拡げることの不安も感じていらっしゃるようでありますので、そのあたりは従事されている方のお話も聞きながら、さらに安全対策を進めていただきたいと思います。以上です。

【浦川分科会長】 ほかにありませんか。

【宅島委員】 関係議案説明資料には文言として入っていないんですが、抗体カクテル療法についての予算が一部どこかに入っているのかどうか、教えていただけますか。

【伊藤医療政策課長】抗体カクテル療法につきましては、医療機関であれば医療機関で対応していただきます。

県で対応しているのは、宿泊療養施設に設置いたしました臨時の医療施設で抗体カクテル療法を行っているところでございますが、この経費につきましては、その薬剤は県から申請することで国から無償で提供されております。また、必要な人材につきましては、実際に宿泊療養施設にいる人材、あるいは医療機関からの医師の応援等で対応しておりますので、予算的には計上はいたしておりません。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【麻生委員】何点が教えていただきたいと思えます。

今回、重点医療機関等の専用病床確保関係については99億9,912万円、100億円近い予算が組まれておりまして、これらの病床については県内の医療機関に確保する、なおかつ空いてもその分のベッドを保障しますよという予算だと思います。この金額がちょっと大きいということでありまして、医療圏が長崎、佐世保、県央とか離島ということであるでしょうけれども、そういう一覧表が何かあるんですか。出せと言えば出るんでしょうけれども、そういうことがわかれば、まず教えてもらいたいと。

そして、この予算がいつまで、第5波がありましたけれども、これの確保は年内で終わるのか、それとも年が明けたら別の予算でまた措置をするのか、まだ来ていませんのでね。いつまでこの予算措置を考えておられるのか、その2点をまず教えてください。

【伊藤医療政策課長】今回の予算でお願いしている額の算出につきましては、各医療機関の必要な病床を積み上げたものではございません。

この算出につきましては、令和3年度当初の空床補填の予算につきましては、昨年度の4月から11月までの実績を基に、今年度、年間にかかる経費の半年分を当初予算でお願いをしております。

今回お願いをしておりますのは残り半年分を要求しているものでございますが、単純に半年分ということではなく、今回の積算に当たっては、本年度の4月、5月の実績を踏まえて、年度末まで必要な経費の予算をお願いしているところでございます。

【麻生委員】年度末まで積み上げているということでありました。わかりました。

2点目に、軽症者等の宿泊療養施設の確保、当初は大分苦労されて、広がって、それについては、皆さん大変ご尽力されたことについては感謝を申し上げたいと思います。

今回、14施設646室を確保されるんですけども、第5波の状況でどのくらいの活用があったのか、実態の状況をまず教えてもらえませんか。

【伊藤医療政策課長】この第5波では、想定していたよりも軽症者、無症状者の方が多かったということがございまして、入院をされる方が想定よりも少なく、宿泊療養施設、自宅療養になる方が多い状況でございました。

地域的にも少し偏りがございまして、特に長崎医療圏、佐世保県北医療圏につきましては、宿泊療養施設での受入れが一時、困難になる状況となりました。

全国的には、この宿泊療養施設、どうしても消毒とか、入所者の入替えの時を考えますと、稼働率が大体5割とか6割ということで考えておられますが、特に長崎医療圏の施設の場合は一時8割を超える稼働率で運用をしております

た。

こういう状況を踏まえまして、長崎医療圏と佐世保県北医療圏で新たに宿泊療養施設を確保したいということで、今回予算要求をさせていただいたところでございます。

【麻生委員】わかりました。8割の充足率だったということで、大変稼働率がよかったといえますか、それぞれ協力をいただいたんだと思います。

今回、14施設646室に上げられたということで、第5波から第6波にかけての対応だと思えますけれども、今回の状況を見て、前回から約200床、5割近くアップされているわけですが、見込みとして第6波について、医療体系と宿泊療養施設も含めて検討されたんでしょうけど、その根拠を教えてください。

【伊藤医療政策課長】宿泊療養施設の確保に必要な部屋数につきましては、病床確保計画を策定しておりますが、昨年7月に策定いたしましたので、今年5月にこの計画を改定しております。

その時の前提といたしましては、5月時点で、それまで過去最大新規感染者数が何人か、その2倍の新規感染者が発生した場合に必要な病床数、あるいは宿泊療養施設の確保を検討してきたところでございます。

5月時点で最大の新規感染者数が今年1月の60名ということでございましたので、120名の新規感染者が発生した場合に、必要となる病床と宿泊療養施設の確保を行ってまいりました。

宿泊施設につきましては、120名の新規感染者が発生した場合には現在確保している施設だけでは対応できない場合があるということで、必要な室数を確保したいということでの予算要求でございます。

【麻生委員】今のワクチン接種の状況は、65

歳以上はもう85%近くなつたと、県内の状況がこの前、速報が発表されました。5割を超えて6割近い状況で、九州でも一番上がっている状況ですね。

11月には約8割近い県民にワクチン接種をやるようとしていまして、重症化は避けられるだろうという話をされていますけれども、こういうワクチン接種と医療体制と軽症者の宿泊施設確保、こういう相関関係についてはどうお考えですか。

【寺原福祉保健部長】病床確保計画については、今、医療政策課長が申し上げたとおりが現状でございますが、実は近日中に厚生労働省から新たに事務連絡が出る予定でございますので、さらなる病床確保等に向けて、あるいは宿泊療養施設の確保に向けて、推計の計算式も含めて出される予定になっております。

いろんな専門家の方に私もお話をお聞きしまして、今後、ワクチンの接種率が8割近くに上がりましても、軽症者を中心に感染者がまた拡大する可能性は十分にあるだろうとお聞きしております。

第5波におきましても、第4波に比べまして無症状あるいは軽症の方が非常に多かった状況でございますので、病床確保もそうですが、やはり宿泊療養施設の確保と自宅療養の整備をしっかりと進めないといけないと思っています。

ワクチンの接種がどれぐらいになれば、どれぐらいの宿泊療養施設を確保すればいいかというような具体的な式といえますか、推計については非常に難しいかと思っておりますが、ある程度、余裕がある程度には確保すべきであろうと思っております。

【麻生委員】私も、予算をつけてしっかり確保してもらふことは大事だと思っています。片方

ではワクチン接種が進んでいるので、国から予算をもらってちゃんとしているから問題ないと思うんですけども、厳しい財源の中でやりくりされている状況もあって、どこに重点を置いていくのかということもあろうかと思っております、そこら辺のことはしっかりと連携してやっていただきたいと。

あとは、第5波と違って第6波のデルタ株がどうということになるのか、変異株を含めてあるでしょうから、そういうことでの展開と、あとは自宅療養の皆さんとの連携ですね、そういう医療体制について、もうちょっとしっかりと、訪問医療ができるような体制をお願いしたいと思います。

あと1点、生活福祉資金について、ちょっとお尋ねしたいと思います。前回も同じような予算を組みました、13億円近くですね。また新たに組んでいるところですけども、これで原資なのか、経費なのか、その中身を教えてくださいませんか。

【猿渡福祉保健課企画監】今回の補正予算につきましては、申請期限が8月末から11月末までに延長されたことで、それに伴います原資と事務費について計上させていただいております。事務費につきましては、償還が来年4月から本格的に始まりますので、債権管理費も含めたところで計上しております。

内訳ですが、11月末までトータルで必要になる見込み額から既定予算を差し引いたものが補正額の13億円でございますが、これまでに今回の補正予算を含めまして112億円計上させていただいております。そのうち原資が100億円、事務費が10年間の債権管理費を含めて12億円という内訳になっています。

【麻生委員】生活福祉資金貸付資金ということ

で、緊急小口資金で大変助かっていると。この前お尋ねしたら、長崎市あたりが結構多くて6,000件、県内1万2,000件あるうちの半分が長崎市と聞いておりました、その中で、やっぱり今後返さなくちゃいけない状況が発生してくると思います。

課題は、しっかりと継続した生活支援として、受けつけた時の状況だとか、人々の生活を含めて、ちゃんとアドバイスできるかどうかということも窓口の担当は心配しておりました。社会福祉協議会に聞くと、臨時雇用なんですと。だから、そういう人たちについては9月いっぱいとか3月いっぱいまで辞めてもらわなくちゃいけないんですよという話が出ておりました。

ただ単に事務処理だけの問題なのか、そういった引継ぎをちゃんとやっていけるようなシステムまで展開してもらえるのかどうか、そういったところについて、現場に対する指導とかアドバイス、予算の取り扱いの状況について、どうお考えですか。

【猿渡福祉保健課企画監】社会福祉協議会においては、貸付の申請を受け付けていますが、別の生活困窮者自立支援制度というのがございまして、そちらの相談支援につきましても社会福祉協議会等に委託をしております。相談支援につきましても、償還が始まった後もそちらで併走型の支援を行っていくこととなります。その予算につきましても、コロナ禍を踏まえたセーフティネットに係る予算としてしっかり確保してまいりたいと考えております。

【麻生委員】私は、生活福祉資金は大変助かっていると思っています。生活保護に陥らない。ただ、今から返済が始まってくるので、本当にそれがやっていけるのかなど。非課税の人たちについては一部減免ということもあろうかと思

いますけれども、減免になるかならないかという境目の人たちが大変多いのではないかと考えています。返さなければいけないということで、いろんな形でまたほかに借金をされる方もあるでしょうから、しっかりとしたアドバイス、事務処理の中で説明を尽くしてもらいたいと思っていますんですよ。

ですので、ぜひ、そういった県民に対しての適切なアドバイスもちゃんとやるように、ガイドラインも含め、そういう説明についての資料を、ペーパーでもいいでしょうけれども、ぜひ出していただいて、それぞれ不安がないようにお願いできればと。

コロナについて、ここ1年半ぐらい、長崎市内でも飲食を含めて大変な方がおられますし、その関係の人たちも多いと思います。景気的に大変厳しい現状でしょうから、何とかみんなで一緒になってコロナを乗り越えていって、そういった新しい生活ができるように、ぜひお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【ごう委員】1点だけ確認をさせていただきます。いただいている議案説明資料の3ページです。高齢者施設等の施設・設備整備等についてということで補足説明資料もいただいております。

この中で、非常用の自家発電設備が4施設、給水設備が1施設、換気設備が2施設と報告いただいておりますが、長崎県内の実情として、これら非常用の自家発電等々が、どれくらいきちんと整備をされているのか、その実績について、まずお聞かせ願いたいと思います。

【尾崎長寿社会課長】今回の補正予算で整備いたします非常用自家発電設備につきましては、通常、消火栓ポンプとかスプリンクラー設備と

か非常灯など防災用の非常用自家発電設備は、消防法で備えることが義務付けされているところでございます。今回予算計上しているのは、台風などで長時間停電が発生した場合に、保安用として特別に自家発電設備として整備するという事業でございます。

この事業の対象となります特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、あるいは養護老人ホームの県の所管の144事業所に調査いたしましたところ、非常用自家発電設備につきましては36事業所が未整備の状況でございます。こうした施設につきましては、国の補助メニューを活用して順次整備を図っていただくよう、今、お話をしている状況でございます。

【ごう委員】対象となる144の施設に確認をとったところ、現在のところ36施設が未設置という報告をいただきました。

この36の施設につきまして、設置をしていない理由等々、今回も手を挙げなかった理由についてはどのようにおっしゃっているのでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】大型の発電機は設置費用が高額であるということでございまして、やはり資金面が非常にネックになっているというお話を伺っているところでございます。

こちらの補助メニューにつきましては事業者の負担が4分の1ということでございまして、そのほかにも施設の改修とかやりたい中で、この非常用の自家発電設備まで投資をするかというところがネックになっているということでございます。

ただ、令和元年の台風15号で、千葉県では約12日にも及ぶ停電が発生した状況がございまして、例えば熱中症など、停電において利用者の方の身体、生命に関わる危機につながる可能

性もございますので、事業所に対しては、資金計画なども考えて早期に整備をしていただきたいと思いますところがございます。

【ごう委員】やはり補助率ですね。今おっしゃったように設備自体が高額であるので、4分の1が自己負担になることが大きな壁になっているのではないかと考えております。

そうは言いましても、この36施設に設備がないことで様々な二次的な被害等々が考えられると思います。やはり命を守るためには、しっかりと設備を整備していくことが必要と思います。

今回、地域介護・福祉空間整備等施設整備等交付金を活用するというところでありますが、この交付金の中でどれぐらいがきちんと活用されている状況でしょうか。

【尾崎長寿社会課長】国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、国全体で11億6,000万円ほどの今年度予算でございました。長崎県からも7,600万円ほどの要望を差し上げていたんですけれども、内示があったのが4,347万円という今回の予算でございまして、全額採択とはならなかったところがございます。

今後も国等にも要望いたしまして、こういった災害対策に関する予算につきましては、県の長寿社会課としては予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

【ごう委員】1点私が気になるのが、未設置の36の施設が災害時に福祉避難所になる可能性もあるのではないかと考えているんですが、そのあたりはどうでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】今回整備を予定しております4施設は福祉避難所として指定されている施設でございまして、実は国に未採択となった2施設につきましては、福祉避難所としての指定がございませんでした。

ご指摘のとおり、施設については地域の福祉避難所として機能しているところが多いと思いますので、そういった視点からも、こうした補助金の予算確保には努めてまいりたいと思います。

【ごう委員】補助金の予算確保をしっかりと努めていただきたい。それとともに、県の中で何かほかの方法を模索できないかと思っておりますので、今後検討していただいて、早くこれが整備されるように要望して、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】第110号議案で、ただいまの高齢者施設等の施設・設備整備等につきまして、先ほど自家発電設備について質疑がございましたけれども、換気設備も国が10分の10支援をするという中、今回は2施設だったということですが、現在の県下の介護施設の換気設備の整備状況をまずはご答弁いただけますでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】換気設備に関する詳細な調査は実施しておりませんので、県下の施設の状態については、すみません、お答えできませんけれども、こちらの補助メニューにつきましては、施設内で換気の悪い環境がある場合に、特別に換気設備の更新の補助を行うということでございます。基本的には居室などは窓がついておりますし、主だった施設につきましては特別に換気が悪い場所はあまりないのかなとは思っておりますけれども、現時点におきまして、すみません、現状については把握していない状況でございます。

【中村(泰)委員】とはいっても2施設だけというのはすごく少ないかなと。10分の10の支援がある中で2施設と。

ちなみに、2施設だけが通ったというところ

ですけれども、実際に応募としてはもっとあったのかどうか、いかがでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】こちらの換気設備のご要望については、この2施設だけでした。

参考までに、昨年度も換気設備の助成を行っておりまして、昨年度は8施設に助成を行った実績がございます。

【中村(泰)委員】コロナ感染において、今、エアロゾル感染とか、換気的重要性がすごく言われていまして、特にこういった介護施設で換気ができていない状況というのは非常にリスクがあると思います。そちらの状況をなかなか把握しにくいところも理解はするところですが、しかしながら2施設だけしか応募がなかったというのも、なかなかちょっと理解しがたい状況でございます。こういった介護施設に、この補助メニューが十分に通っていたかどうかというのがすごく気になるところです。

そのあたりに、こういった補助メニューがあることをどのように通知なされたのか、ご答弁いただけますでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】国の地域介護・福祉空間整備等施設整備等交付金に関する事業につきましては、対象となっている全ての事業者に対して、文書等で周知をさせていただいている状況でございます。

【中村(泰)委員】わかりました。周知されて結果的に2施設だけだったということですが、国の10分の10という補助率であるので、ここは積極的にぜひとも応募をいただいた方が良く考えられますので、次回こういったメニューがあった場合は、もっと積極的に周知をお願いできればと思います。

続きまして、報告第21号です。PCR検査費用の支援について、お盆の帰省などでやむを得

ない場合に、来県前にPCR検査をされた方に対して支援をすると、9,977万円の増ということですが、これが実績値ということでもよろしいでしょうか。

【伊藤医療政策課長】この9,977万9,000円は、予算をお願いした額ということでございます。

【中村(泰)委員】これは、大体何名を想定されて出された予算でしょうか。

【伊藤医療政策課長】お盆の時期と通常のと、県内に県外から来られた方の人数の差を算出したしまして、約1万7,000人と、この方々が全員、この補助メニューを活用して検査をするという前提での予算要求をさせていただいたところでございます。

【中村(泰)委員】一般質問でもこれは取り上げられたと思いますが、1万7,000人の中で実績値として何名の方が申し込まれたのか、ご答弁いただけますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】この事業につきましてはお盆の時期ということで、8月7日から23日までに県内にお越しただいて、お越しただく2日前までに検査を受けていただくという条件がございました。

直前にこの制度を立ち上げたということもございまして、実際に申請いただいた件数は261件でございます。

【中村(泰)委員】予想の大体100分の1、それに近いような結果だったということが、ご答弁わかりました。

急に実施をしたというところで、なかなか周知が難しかったのかなと思うんですけれども、予想に対して100分の1くらいにとどまった原因はどのようにお考えでしょうか。

【伊藤医療政策課長】主な原因といたしましては、この制度を立ち上げる前日に広報を始めた

ところが一番大きなところかということでございます。

ホームページ等で周知をいたしまして、一般質問いただいた際にもご答弁させていただきましたが、実際に3万1,000件ほどのアクセスをいただいております。その中で申請件数が少なかったということでございますが、周知の問題と、あとは直前に検査をされるということで、どうしても必要な書類がそろわない、あるいは都市部では検査費用そのものがかなり安価でできるということもあろうかと思っております。

【中村(泰)委員】わかりました。いろんな理由があったかと思っております。施策としては、これはぜひとも実施するべき施策だったと思っております。

実施を決めたのが直前だったというのが、一つ反省点としてあるのであれば、次にこういったことをやる場合は前もって計画いただいて、周知を図っていただければと思います。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分、第124号議案のうち関係部分及び報告第21号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【浦川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明をお願いいたします。

【寺原福祉保健部長】予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く、福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、1ページに記載の第120号議案「長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」の1件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第120号議案「長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」につきましては、長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センターの在宅介護支援センターを行っている居宅介護支援事業及び五島市から運営委託している老人介護支援センター事業が令和2年3月31日をもって廃止されたため、長崎県病院企業団で共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について、議会の議決を得ようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、本県における新型コロナウイルス感染症につきましては、7月以降、データ株によるクラスターが複数確認されるなど、従来株

よりも感染力が強いデルタ株への置き換わりが急速に進行しており、さらなる感染拡大が懸念されることから、引き続きスピード感と緊張感をもって各種対策に全力で取り組む必要があるものと認識しております。

まず、検査体制につきましては、県下全域で感染者が急増した場合であっても、感染が疑われる方々や濃厚接触者等を迅速に検査できる体制が不可欠となることから、医療機関や民間検査機関等への検査機器の導入を継続的に促進しているところであり、PCR等の一日当たりの検査可能件数は6月末時点の約4,700件から7月末時点の約5,300件へ拡充しており、今後は10月末までに約5,400件まで拡充する予定であります。

次に、医療提供体制につきましては、第4波までの感染状況を踏まえ、去る7月8日に病床確保計画におけるフェーズ移行基準及びフェーズごとに必要な病床数を見直し、フェーズ4の最大病床確保数を428床、緊急時に確保する病床を532床に拡充するとともに、宿泊療養施設につきましても最大433室を確保し、緊急時には、長崎地区及び佐世保地区の宿泊療養施設に臨時の医療施設を開所するなど、体制を強化したところであります。

感染者急増時には、限りある医療資源をより効果的・効率的に運用する必要があることから、引き続き、入院病床等の確保に取り組むとともに、後方支援医療機関の拡充、転院・広域調整の実施体制や宿泊施設等での療養体制の強化を図りながら、感染者が安心して治療・療養ができる体制の整備・運用に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、市町において、接種を希望する高齢者への優先接種が7月末までに概ね終了し、現

在、64歳未満の方を対象とした一般接種が進められております。

そのような中、県におきましては、市町の取組を補完し、時速な接種を推進するため、6月12日から8月6日までの間、長崎市と佐世保市吉井町にそれぞれ県コロナワクチン接種センターを設置しておりましたが、さらなる加速化を図る必要があることから、センターの設置期間を10月8日まで延長することとし、長崎市については引き続き県庁で、佐世保市については、会場を市中心部に移転したうえで接種を継続しているところであります。

また、アストラゼネカ社ワクチンにつきまして、当該ワクチンの接種を希望される方の接種機会を確保するため、長崎市の道ノ尾病院を接種会場として設定いたしました。

今後とも、県医師会や長崎大学をはじめとする関係機関と積極的な連携を図り、引き続き検査体制・医療提供体制の拡充・強化を図るとともに、円滑なワクチンの接種体制の構築に向け注力してまいります。

長崎県循環器病対策推進計画についてでございますが、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法に基づき、本県における循環器病対策を総合的かつ計画的に推進する計画として、今回、新たに策定するものであります。

当計画の素案につきまして、この後、医療政策課長から補足説明をさせていただきます。

そのほかの所管事項につきましては、令和3年8月11日からの大雨による災害について、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案について、及び、東京2020パラリンピックにおける活躍についてであり、その内容につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、こども政策局長より説明をお願いします。

【田中こども政策局】予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案を除く、こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料、こども政策局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第112号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」、第113号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の2件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第112号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金の事業実施期限を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第113号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

お見合いシステムの改修について。

婚活サポートセンターで実施している、結婚を希望する独身者の方々の出会いをサポートする「お見合いシステム」について、利便性向上のための改修を行う、10月からリニューアルい

たします。

これまでは、顔写真を除くお相手のプロフィール情報のみ、会員ご自身のスマートフォン等から閲覧可能でしたが、今後は、自宅閲覧機能の利用に同意された方については、顔写真を含むプロフィール情報の閲覧からお引き合わせの申込みまで、ご自宅で行っていただくことが可能となります。

今回の改修により、窓口にお越しいただくのは会員登録時のみで、登録後はご自宅からシステムの全機能をご利用いただけるようになり、利便性が格段に向上いたします。

また、リニューアルに併せて、10月から新規会員の登録料を半額にするキャンペーンを実施することとしており、新聞、テレビ、雑誌などのメディアとタイアップした広報により、お見合いシステム登録者数2,500名を目指してまいります。

今後とも、独身の方が望む出会いを提供できる環境づくりに努めるとともに、社会全体で結婚を応援する機運を醸成することにより、結婚を希望する方が1人でも多く結婚の希望を叶えられるよう、サポートしてまいります。

児童相談所における児童虐待相談対応件数について。

去る8月27日に、令和2年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数が対前年度比5.8%増の20万5,029件と過去最多を更新したことが公表されました。

本県の児童虐待相談対応件数は1,018件で、過去最多となった前年度とほぼ横ばいで推移しております。

主な特徴としては、心理的虐待の増加が顕著であることが挙げられますが、これは、身体的虐待として通告された世帯の被虐待児童への虐

待を目撃したきょうだいに関し、心理的虐待が行われたものとして対応することが定着してきたことが要因の一つであると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童虐待の発生リスクが高まることが懸念されることから、今後とも地域の関係機関が連携して、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目ない支援を実施してまいります。

その他の所管事項につきましては、子どもの貧困対策について、保育の仕事合同面談会について、長崎県こども・若者応援団表彰について、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第120号議案について質問いたします。

確認ですが、この議案は、過去に県議会に一旦、提出をされて、その後、取り下げた議案と理解していいですか。

【伊藤医療政策課長】本議案は、昨年6月定例県議会に一旦上程をさせていただいておりましたが、五島市議会で議案が否決されたということがあり、病院企業団から取り下げの依頼がありまして、県議会にも取り下げということでお願いをした案件でございます。

【堀江委員】その時には五島市議会で議案が否決をされたので、その否決があったことで、議案そのものを県議会では取り下げるという経緯がありましたね。

今回、再度提案になったということは、五島市議会で可決をされたということですか。再度提出になった、その経緯について改めて教えてください。

【伊藤医療政策課長】昨年度、五島市議会で議案が通らなかったことにつきましては、地元への説明をもう少し丁寧にする必要があったということでした。

その後、五島市と病院企業団で、地元の奈留で住民説明会、あるいは町内会長への説明会等を開催いたしまして、五島市におきましては、この6月議会でこの議案を可決したということで、今回再度、病院企業団から県議会に対して上程の依頼があったものでございます。

【堀江委員】先ほどの部長説明で、居宅介護支援事業並びに老人介護支援センター事業が廃止をされたという説明がありました。

要は、奈留医療センターにはケアマネージャーがおられて、入院された島民の皆さんの在宅に向けて様々な相談を受けていただいて、あるいは五島市内、福江島の中のいろんな施設を紹介、調整をしたりということで、在宅をするにしても、施設に入所するにしても、ケアマネージャーの方がおられて島民の皆さんの暮らしを支えていたという部分があるんですが、廃止をされたということは、そのケアマネージャーがいなくなったということですか。

【伊藤医療政策課長】この事業を奈留医療センターで実施していた期間においては、五島中央病院の奈留医療センターでケアマネージャーを1人採用いたしまして、この奈留医療センターで居在宅介護支援センター業務を行っていたということでございます。

【堀江委員】その方が辞められた後、後任といえますか、探す努力はされたんでしょうか。

【伊藤医療政策課長】その後任につきまして、公募を含めまして確保に努めましたけれども、どうしても確保ができなかったということでございます。

【堀江委員】ケアマネージャーの方が辞められて、その後任が確保できなかった。

しかし、条例そのものを削除するということは、今後、未来永劫、奈留医療センターには、これまでのようなケアマネージャーを置かないという議案になりますよね。

確かに今現在は後任がいなくてもいいかもしれませんが、この条例の条文を残すことによって、島民の皆さんにとりましては、またケアマネージャーの人が来てくれるという希望といたしますか、そういう思いを持つことができるんです。その条例を削除するとまで判断しなければならなかったのかという疑問があるんですが、その点についてはどのように考えたらいいですか。

【伊藤医療政策課長】奈留医療センターで実施をしておりました居宅介護支援事業につきましては、島内にあります奈留清和会に引継ぎをさせていただいております。五島市から運営委託を受託しておりました老人介護支援センター事業につきましても、社会福祉法人奈留共生会に引継ぎをいたしております。

いずれも島内で対応できる体制を確保できたということで、奈留医療センターでは医療にさらに特化して、島民の方の支援をしてまいりたいということでの今回の提案でございます。

【堀江委員】もうちょっとお尋ねいたします。今のご答弁ですと、これまでやったことは、ちゃんと別のところでやるので大丈夫ですよというふうなお話ですが、同じ島内であっても、要するに奈留医療センターに来て相談ができるのと、同じ島内でもわざわざ別のところに行って、

そのことをまた相談するというのは違いますよね。島民にとりましては、それは本当に遠くなります。こっちでやりますというのはあったとしても、島民にとりましては、医療センターは有床診療所ですから、相談をし、その後どうするかという時に、実際に医療センターの中にいる時にさまざま相談して、在宅のこと、あるいは施設入所のことを相談できたのと、一旦、在宅なら在宅に帰ってから相談するのと、これは全然違うといたしますか。業務はほかのところ、社協でやるからいいですよということは違うのではないかと私は理解するんですけども、そういうところはどのように島民の方に説明をされたのか把握しておられますか。

【伊藤医療政策課長】島民の方々には住民説明会で、昼間、夜間それぞれ時間を設けまして説明をしたとお聞きしております。

この福祉サービスの事業につきましては、病院企業団の中でも奈留だけで行ってございました事業で、病院企業団の役割といたしましては、最も必要な離島の方々に対する適切な医療の提供というところに、より力を入れていかないといけないということもございまして、医療と福祉の連携につきましては、ほかの地域と同じように、各企業団病院が中心となって関係機関と連携して実施をしていく体制を整えてまいりたいと思っております。

【堀江委員】私は、今の課長の答弁はちょっと納得いかない。どうしてかということ、奈留病院を奈留診療所、医療センターにした時に、これまでのサービスは下げないと。病院から診療所にするんだけど、下げないということが島民の皆さんへの説明でした。

しかも、病院企業団の10年史の中にも、奈留医療センターは在宅の医療、介護の手助けを行

うため診療所内に在宅介護支援センターを併設すると。

確かに奈留だけだったかもしれないけれども、それが売りだったんですよ。それで始めたのではないか、それが納得されていたのではないかと思うので、ほかをやっていないから削るという理由は納得いかないと思うんですけども、その点はどういう説明を受けていますか。

【伊藤医療政策課長】今回、奈留医療センターで実施していた介護事業につきましては、もう廃止をして1年を経過しているということでございますが、医療面につきましては、必要なりハビリ体制を強化するとか、体制を整えているところでございます。

住民の方々には、地元の方で十分ご理解をいただいたうえで、今回上程をさせていただいたものと理解をしております。

【浦川委員長】換気のため、11時20分まで休憩したいと思います。

午前11時 9分 休憩

午前11時20分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

【堀江委員】第120号議案につきましては、反対をいたします。

奈留医療センターにケアマネージャーがいて、ケアプランを作成し、在宅サービスの事業所を紹介したり、あるいは福祉サービスの紹介、連絡、調整したりと、島民にとっては医療や介護

の暮らしを手助けする大きな役割を果たしていました。またケアマネージャーが来てくれるというのが、奈留の皆さんの大きな希望だったと聞いております。

今回、条文そのものを削除するという事は、結果として、そうした希望も摘み取ってしまうということになります。

住民説明会を行った、あるいは五島市議会で可決をされた、一応の手続きはとられたということですけども、私のところには、奈留の皆さんから、せめて県議会では反対の声を上げてほしいという声が届いています。

奈留病院が医療センターになって、ケアマネージャーもいなくなった。介護保険料を払っているのに、なぜこのように身近な介護の部分で自分たちにとっては遠くなるのかと、そういう声もいただいております。

そうした島民の皆さんの声を紹介して、反対という立場をとらせていただきます。

【浦川委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第120号議案について採決いたします。

第120号議案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【浦川委員長】起立多数であります。

よって、第120号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第112号議案及び第113号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第112号議案及び第113号議案については、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象の陳情番号は41、44、46、47、48、49、52、56、58、60、61、65となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山下委員】 陳情番号65番について、質問をさせていただきたいと思います。

接種済みワクチン再接種費用助成についてということで陳情書が出ております。

陳情書にもありますように、予防接種法というものがあまして、通常、子どもたちは計画的に各種予防接種、ワクチンを打つわけですが、骨髄移植など、そういう理由によって従前に接種したワクチンの効果が失われて、免疫不全となって再接種が必要となるケースがあるということでもあります。その再接種の費用は全額自己負担になっていると聞いております。数十万円になるケースもあるということで、患者とその家族にとっては大きな負担になっているということでの陳情であります。

これはまさに制度のはざまにあるのかなと思います。予防接種法であれば、予防接種法によって全額負担なりがあると思うんです。また、保険診療であれば応分の負担をすることで支援があるんですけども、そのどちらにも当てはまらないということで、大変ご苦労されているのかなと思います。

全国的に見ると複数の都道府県等で公費助成

をやっていると聞いておりますが、まずは県内における支援の状況について、お聞かせをいただければと思います。

【伊藤医療政策課長】 骨髄移植により、移植前に受けた予防接種による免疫機能が消失いたしまして、再接種を行った場合に、その接種費用が全額自己負担になると、それが大きな負担になっているということはお聞きをしております。

この対応につきましては、現在、国の厚生科学審議会予防接種ワクチン部会において検討をされているところでございます。全国的にも支援を行っている自治体があるということは承知をいたしております。

県内の状況につきまして、今年の7月に調査をいたしました。その結果、県内におきましては、骨髄移植によるワクチンの再接種が必要となった方に対しまして、長崎市、長与町、時津町、新上五島町の1市3町が補助制度を創設しております。またさらに、このほか2市が今後、補助制度を創設する方向で検討をしていると承知をいたしております。

【山下委員】 1市3町、ほかにも2自治体があるようなことで支援を考えていただいているということでもあります。

同じ長崎県内に住んでいる方なのに、住む場所によってばらつきがあると。同じ境遇の患者、もしくは家族にとっては、不平等感がものすごくあるのではないかと思います。

お聞きするところによると、お隣の佐賀県でも、県としての支援策があるそうです。

今後、県として、このような状況においてどのように思って、どのように今後取り組んでいこうと思われているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】 ワクチンの再接種に係る

課題につきましては、本来、国が統一的な方針を示して、全国のどこにお住いの患者であっても同様の支援を受けることができる体制を整備していくことが最も好ましい状況かと考えております。

このため県といたしましては、全国衛生部長会等を通じまして、国に対して、全国統一的な対応となるように検討を要望するとともに、補助制度の創設や予防接種法の特例措置を講じていただくよう求めているところでございます。

国におきましては、専門家などから構成される厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会で、再接種のあり方について検討が進められているところでございますが、この分科会そのものが、新型コロナウイルスワクチンの検討が最優先になっているということで、議論がなかなか進展していない状況ということもお聞きしております。

このため、県といたしましては引き続き、まずは国に対して早期の対応を要望していくとともに、予防接種の実施主体であります市町のご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

【山下委員】本当にこれは制度のはざま、何とか救ってあげられないのか。人数もそんなに多くないと聞いているんです、患者の数もですね。また、難病治療が可能な病院が非常に遠方にあたり、経済的にも非常にご負担になっているご家庭は多いと思うんです。

そういった中で、子どもの患者がほとんどだと思います。仮に難病治療が終わって学校に戻れるようになった時に、いざ免疫力が落ちているので予防接種をしないといけないと。早く学校に戻って通常授業に、学校に行きたいという子どものためにも、何か踏み込んだ支援策がな

いものかなと思っておりますので、部長、そのあたりはいかがでしょうか。国の方にももっと声を上げていただいて、ぜひ国としてもですね。予算的にもそんなにかかる支援策ではないと思うんです。その辺、いかがでしょうか。

【寺原福祉保健部長】今、医療政策課長からも申し上げたとおりでございますが、これまで国の動きを見ていたところでございますが、今回のコロナの関係もありまして、なかなかワクチン部会等での議論も進んでいないこともあって、県としては、全国衛生部会等を通じて要望はしているところでございますが、なかなか動きが十分でないと感じております。

そのうえで、改めて市町の方からもヒアリングをしているところでございますから、その内容も踏まえてしっかり検討してまいりたいと考えております。

【山下委員】一人でも多くの子どもが、それによって少しでも頑張っていけるように、ぜひ支援を期待して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】今の山下委員の質問の関連になりますので、続けさせていただきます。

先ほどご答弁いただいた中で、長崎県の1市3町でこの助成をやっているということでございましたが、助成を行っている自治体でも骨髄移植だけが対象となって、抗がん剤治療が対象から外れている場合が多いと伺っております。

抗がん剤治療を受けた子どもたちは、実は治療が終わった後にワクチン接種の抗体が残存していた率が50%を切っているような状態になっています。そのような子どもたちが今、コロナ禍で非常に大変な中にありますので、やはり抗がん剤治療もこの補助の対象にしていただき

たいと思っております。

今、1市3町がどのようになっているのかというのを、まずお聞かせください。

【伊藤医療政策課長】今、その補助制度を設けております1市3町につきまして、その対象の詳細についてはまだ把握をしておりません。今後、詳細につきまして把握をしまいたいと思っております。

【ごう委員】ぜひ、骨髄移植だけではなく抗がん剤治療も対象にしていただきたいと思います。

今、小児がんの患者が年間に全国で2,000人から2,500人程度と言われておりまして、単純計算で一つの自治体に1人か2人ではないかと言われております。

長崎県内の対象者数は、今現在で把握されていますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】その対象者数についても、正確にどのくらいの方々が対象になるかというのは、詳細には把握しておりませんが、骨髄移植をされている人数は年間約10名とお聞きしております。

【ごう委員】年間約10名ということですか。

先ほど山下委員も申し上げたように、そんなに多い人数ではありませんので、やはりこのあたり、しっかりと県がリーダーシップをとって市町と話し合いをして、全ての子どもたちがしっかりと補助の対象になるような形をつくっていただきたいと思います。

ましてや、9月が実は小児がん啓発月間となっておりますので、そのようなこともなかなか県民の皆様方には周知されておられませんので、そういったことも併せてやっていただくと、小児がんで闘っている子どもたち、そのご家族の皆様方が、少し気持ちも楽になるのではないかと思います。金銭的にも気持的にも楽にな

るような対策というものを、ぜひ県がリーダーシップをとっていただきたいと思いますので、要望して終わらせていただきます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【千住委員】私も、実は先日、諫早の方で、骨髄移植によるワクチン再接種が必要になった方と陳情に行っていました。そこでお話すると、できれば県内統一した形で何とか補助をお願いできないかというようなお話もありました。

実はその方が治療しているのは県外だったんです。県外の病院で治療を受けるんですけども、もしその住民だったら、県から補助が受けられるんですね。そうすると、長崎はなぜ受けられないのかというような思いは強くあると思うんです。

つらい治療を、学校に行きたいという希望をもって頑張っている子どもたちが、帰ってきて安心して学校に行けるような補助を、ぜひお願いしたいと思います。

実は私、2年間、教員をやったんですけども、2年のうちに2人をがんで亡くしてしまっていて、抗がん剤治療も見ていたんですけど、すごくつらそうですね。ご家庭もなかなか大変で、その後の金銭的なものまで余裕がないんですね、普通はですね。

なので、そこを何も心配なく治療に専念できるような状態をつくっていただけないかなと思います。何とか、国が動くまで県でフォローを、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

【伊藤医療政策課長】県といたしましても、国における検討状況を注視しながら、検討が長期化するようであれば、来年度以降、何らかの対応ができないか、真剣に検討してまいりたいと思っております。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【徳永委員】52番の島原病院の件ですけれども、小児科医の配置を時限的に令和3年までと、その後はどのように考えられているのか、まずお聞きをしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】長崎県島原病院の小児科につきましては、一時、小児科医が不在になった状況がございました。今現在は、長崎大学病院と長崎医療センターから1人ずつ、小児科医に来ていただいて、2名体制で小児科を運営しているところでございます。

今、関係病院と一定の期間で調整をし、今年度までこの体制で小児科の運営をしておりますが、来年度の体制をどうしていくかというところにつきましては、今現在、長崎大学病院、長崎医療センターと県、病院企業団で調整を進めているところでございます。引き続き、同じような体制で運営できるような方向で考えてまいりたいと思っております。

【徳永委員】小児科医は、これはもう全国的にも少ないと、私もそれは理解をしております。ただ、島原病院については、小児科医だけではなくて、例えば予防口腔外科とか脳神経外科、ここは中核病院でありながら、そういった専門的な医師が不足というか不在と、そういう意味では苦労されております。

ただ、半島の中の総合病院という位置づけですので、そういう問題があるにしても、毎回毎回こういった心配があれば、この島原病院のあり方というのはどうなのかと、地域でもそういう声があるわけなんです。

専門的な医師の不足というのは我々も理解をしますけれども、こういった要望がずっと出るというのは、我々議員にしても、地元から言われて、すぐ即答ができないと。

なおかつ少子化の中で島原半島の子どもは今、農業等で増えている中でこういった現状はですね。不足というのは私も理解をしますけれども、それをそのまま、そうですよということではどうにもならないんですから、そこはしっかりと将来のことも見据えて医師不足対策をやっただけで済ませたいと思っておりますけれども、その辺はどうなんですか。

【伊藤医療政策課長】医師の確保につきましては、病院だけ、あるいは県だけでは、いかんともしがたいところがございます。関係機関へもいろんなご要望等をしていく必要があると思っております。

その際に、地元からこういうご要望があり、こういう熱意があるということを示していただくのは一定必要なことではないかなと思っております。

引き続き地元、病院企業団、県が連携して、島原病院の体制を確保してまいりたいと思っております。

【徳永委員】部長、やっぱりこれは全国的にそういった傾向なんですか。このままでは先が思いやられるわけです。国も、特にこういった地方の医師不足、そしてまた中核病院のこういう状況というのはどのように考えて、今後どういう対策をとられるのか、その辺はどうなんですか。

【寺原福祉保健部長】本県においても、圏域によっては医師が少ない少数医区域というところもございます。

その中で、まず国のレベルでいいますと、各科ごとにシーリングを設けておりまして、どれくらいの数まで将来的に確保するんだというような数字を設けているんですが、例えば離島地域医師におきましては、そういったシーリン

グの除外となりまして、ある程度考慮はされているところでございます。

一方で、そういったシーリングの除外があっても、本県にそういった医師が育つのか、あるいは離れないで来ていただけるのかということも非常に大事になってくると思っています。

地域枠と自治医大生で、離島等においても、あるいは医師少数区域においても、今、尽力いただいているところでございます。私も企業団の先生や長崎大学の先生方と直接お話をしておりますが、地域枠等の方が義務年限を終わってもしっかり残っていただけるような制度といたしますか、モチベーションも含めてになりますが、そういった体制が非常に大切であろうと思っていますので、今後、しっかりと議論して進めていきたいと考えております。

【徳永委員】これは全国的な問題だと思っております。また、専門医の格差というのも当然あると思いますので、今後、国においても、専門医の平準化というかですね。特に小児科は少ないと、麻酔科も少ないですね。今後はそういう問題も出てくると思います。そのことを話せばまた長くなりますので。

とにかくこういう現状ということで、県においてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。以上です。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】長崎県に対する要望ではなくて、今回、全国離島振興協議会に対して出ている、介護のあり方についてお尋ねしたいと思います。49番の関係で出ておりますけれども、高齢者福祉関係についてお尋ねしたいと思います。

先ほど、奈留の診療所の問題がありました。要は、離島における介護のあり方。介護保険法では同じような負担を求められておりますけど、

サービスが均等ではない状況はあろうかと思えます。ですので、国に対して、この格差の是正を求めるといふことと思えます。

県としてご意見を伺いたいのは、離島を抱えております。介護保険法で民間も結構やっておりますけれども、なかなか採算がとれないところが多くあろうかと思えます。その分については公的機関でカバーをして、高齢者の介護を担う一端があろうかと。しかし、なかなか事業者としての展開ができない。赤字をどこが持つのかということがあろうかと思えますので、大変ギャップがあると思えます。

県として、離島関係の介護の取り組み方、考え方についてのご意見を伺いたいと思えます。

【尾崎長寿社会課長】離島地域における介護サービスの提供体制については、委員がご指摘のとおり、人材の確保等含めて大変厳しい状況であると認識しております。

基本的には、まず今いらっしゃる方々を定着して、できるだけ介護サービスそのものを継続していただけたところをまず支援していくことが必要かなというのが1点。

それから、新たな人材の確保につきましてはなかなか難しいんですけども、日本人の人材を補完するものとして、例えば外国人材の活用みたいなものも行っていきたいと思っております。

今般、新たな離島振興法に関する意見書ということで、長崎県からも、離島における介護サービスを維持するために必要となる介護人材の確保について、新たな奨励金の支給制度の創設なども国の方に要望しているところがございます。きちんとした介護サービスの提供が行えるような人材の確保、定着、そういった対策を離島地域についてはしっかりやっていく必要があ

と考えているところでございます。

【麻生委員】国境離島法関係で、いろいろな補助メニューができました。しかし、残念ながら介護について踏み込んだ補助メニューはありませんでした。

ここでお願いしたいのは、高齢化で介護が要る状況になれば、どうしても住み慣れた地域を離れなくてはならない。五島であれば福江の方だとか、そういったところに渡って行かないといけないと。住み慣れたところを離れなくてはならない、家族との別れとか、そういう状況があるかと思えます。ぜひ、住み慣れた地域で介護を受けて、終の棲家としてもらう、同じような権利があると思えますので、ぜひですね。

介護保険法で、いろいろ減免はしてもらっておりますけれども、同じような形で負担されているわけですので、そういった目の届かないところについても、県としても何らかの措置を、ぜひ国に要望してもらいながら、しっかりと手当てをしてもらいたいと。

福祉が充実することによって安心して、移住者も増えたりとかすると思えます。離島に住もうという形になるのは、医療が充実しているかどうか、子育てがちゃんとできるかどうか、そういったことが大きな分岐点だと思っておりますので、ぜひ、離島における介護の状況が、1カ所の問題ではなくてですね。人生100年時代になってきましたから、安心して暮らせる、そして自分たちの地域をしまの誇りだと思ってもらえるような、そういうことについてもぜひご検討いただきたいと思えますので、要望にかえておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】長崎市の58番の要望、重点要

望4、長崎県国民健康保険財政安定化基金による柔軟な財源対応についてです。

要旨として、国において県の国民健康保険特別会計に生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、年度間の財政調整機能を可能とする法案が先般、可決・成立しているようです。これにより剰余金を納付金減額の調整財源として活用できるようになったことから、長崎市としては、今後の納付金の減額調整のための財源として基金を活用し、柔軟な財源対応を行ってほしいということで要望をいただいておりますが、県の見解をまずはご答弁願います。

【川内野国保・健康増進課長】県といたしましても、国保財政の安定化のために、基金等を活用しまして財政調整を行うことは必要であると考えております。今後、具体的な活用方法については、市町と協議のうえ、対応してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。長崎市から、これは強く要望をいただいております。今、前向きに、市町と連携をとっていただけるというご答弁をいただきましたので、ぜひともよろしく願いいたします。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします

それでは、午前中の審査はこれにとどめ、午後は1時半から継続して行いたいと思えます。

しばらく休憩します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

なお、堀江委員から、他の委員会での請願説明のため、本委員会への出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案外の所管事務に関する補足説明を受けることといたします。

それでは、医療政策課長より補足説明をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルス感染症対策について、補足説明資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1の相談体制につきましては、昨年11月から「受診・相談センター」を開設し、県内全域を対象に、土日・祝日を含む24時間体制で相談を受け付けているところでございます。

昨年11月から9月12日までに受け付けた相談件数は合計2万2,111件となっており、第5波のピークを迎えた8月は一日当たり100件を超える相談件数となっております。

2の診療・検査体制につきましては、専用の診察室を設置するなど、感染防止対策を講じたうえで、発熱患者等の診療・検査を行う地域の医療機関を「診療・検査医療機関」として指定しているところであり、9月10日までに離島を含む県内全ての医療圏において373の医療機関を指定しているところでございます。

続きまして、2ページの一日当たりの検査可能件数についてであります。

現在の検査体制につきましては、4月末までに離島を含む県内の66か所で1日3,772件の検査を実施できる体制を整備し、7月末までには、さらなる検査機器の整備を進め、県内の82か所で1日5,308件の検査を実施できる体制を整備しております。

今後、さらに検査機器の導入を支援すること

で、10月末までに県内の85か所で1日5,436件の検査を実施できる体制を構築する予定でございます。

現在までの検査実施件数は、3ページに記載のとおり、9月12日時点で16万7,246件の検査を実施しており、このうち陽性者は5,779件を確認していることから、陽性者率は3.46%となっております。

の地域外来・検査センターでございますが、ドライブスルー方式等で検体採取及び検査を集中して実施する「地域外来・検査センター」につきましては、昨年4月から県内全ての医療圏に設置しているところでございます。

次に、3の医療提供体制につきましては、感染の拡大状況に応じて、フェーズごとに病床を段階的に拡充する病床確保計画を策定し、感染ピーク時に患者を受け入れる病床として、第4波の5月時点で、フェーズ4を超える緊急時の対応病床を新たに確保し、その時点で最大488床に拡充したところでございます。

その後、さらなる感染拡大を想定し、県内の感染症専門家や長崎大学、県医師会などの関係団体、医療機関等からなる「長崎県新型インフルエンザ等対策会議」の医療部会等において協議、調整を行い、フェーズ4を超える緊急時の対応病床として、現在は最大549床を確保しているところでございます。

4ページの下段をご覧ください。

宿泊療養施設についてでございます。

これまでに全ての医療圏に12施設、最大433室を確保していたところでございますが、佐世保地区に新たに1施設を確保し、現在は13施設、最大535室まで拡充いたしました。現在、長崎地区においても、さらなる施設の確保に向けて調整を行っているところでございます。

また、長崎地区及び佐世保地区の宿泊療養施設には、施設内に臨時の医療施設を併設し、感染拡大により病床逼迫時において、様態が悪化した入所者の一時的な処置や軽症者への抗体カクテル療法ができる体制を整備しております。

なお、5ページに記載のとおり、自宅療養者に対しましては、血中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメータを貸与し、保健所による健康観察や健康相談を実施しており、必要に応じてサポート医による電話診療やオンライン診療を実施し、薬剤の処方もできるよう体制を構築しているところでございます。

続きまして、4の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、の医療従事者等の優先接種は、今年2月22日から国主導で先行接種を実施、3月8日からは県主導で優先接種を実施し、7月中には接種を完了しております。

の高齢者の優先接種につきましては、4月12日から実施しており、早期の接種を希望する方につきましては、7月末には概ね接種が完了し、6ページに記載のとおり、9月5日時点の1回目接種者は90.3%、2回目接種者は87.8%となっております。

の一般接種につきましては、高齢者の優先接種に続き、64歳未満の方を対象として、現在、市町、県のワクチン接種センター、あるいは職域、大学等において接種が進められており、9月5日時点の1回目接種者は60.5%、2回目接種者は49.1%となっております。

の県新型コロナウイルスワクチン接種センターでございますが、市町が交付した接種券をお持ちの方を対象に、6月12日から長崎市内及び佐世保市内において接種を開始しており、現在、さらなる接種の加速化を図るため、設置期間の延長を行い接種を進めているところでございます。

各会場の概要につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策についての補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また引き続きまして、長崎県循環器病対策推進計画の素案につきまして、補足説明資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1の計画の目的でございますが、脳卒中、心臓病その他の循環器病は、本県を含む我が国の主要な死亡原因や要介護状態となる主要な原因となっており、県民の命と健康に重大な影響を及ぼす疾患であるとともに、社会生活にも大きな影響を与える疾患となっております。

こうした状況を鑑み、国は、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」を平成30年12月に制定し、令和元年12月に施行されたところでございます。

この基本法では、循環器病対策の総合的な対策を図るため、国は循環器病対策の推進に関する基本的な計画を策定するとともに、都道府県は、この国の計画を踏まえ、都道府県における循環器病対策の推進に関する計画を策定するよう定められております。

こうした状況を踏まえ、国の基本計画を踏まえつつ、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県循環器病対策推進計画を策定することとしております。

次の2の計画の期間でございますが、今回策定する計画につきましては、令和4年度か令和5年度までの2年間としております。令和6年度以降は、長崎県医療計画など他の計画との整合を図るため6年間とし、少なくとも6年ごとに検討

を加え、必要に応じて計画の見直しを行う予定としております。

続きまして、3、計画策定の体制でございます。

循環器病分野の専門医のほか、患者や救急分野、介護分野、リハビリテーション分野の関係者等で構成する長崎県循環器病対策推進協議会を設置し、本県の循環器病対策推進計画の検討、協議を行っているところでございます。

次に、4の計画策定のスケジュールでございます。

これまで、長崎県循環器病対策推進協議会を2回開催のうえ、計画の素案を作成し、本委員会に提出させていただいているところでございます。今後、本委員会でのご意見を踏まえ、素案を修正した後、パブリックコメントを実施し、3回目となる同協議会を開催のうえ、計画案について引き続き協議を行っていく予定としております。

2月定例会には、最終的な計画案を提出させていただき、年度内には計画を策定してまいりたいと考えております。

最後に5、計画概要につきましては、別紙の長崎県循環器病対策推進計画の概要（素案）のとおりとなっておりますので、ご参照を願います。

以上、簡単ではございますが、長崎県循環器病対策推進計画素案について補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、事前通告された、議案外所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

最初に福祉保健部から質問を行いますので、こども政策局の理事者の方々は退出いただいて

結構です。

理事者退出のため、しばらく休憩します。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

質問等はありませんか。

【徳永委員】 通告に従って、2項目質問させていただきます。これは同種の質問ですので、よろしく願いいたします。

コロナウイルス感染症対策の中で、障害者、家族の感染における受入体制について、施設の運営者の方から問題を提起されました。通所型の方の家族が感染した場合に、施設として、このことについて非常に危惧をしているということです。

通所の障害者においては、家族の方が家ではいろいろと面倒を見ているということで、家族が感染した場合に、陰性であっても濃厚接触者という状況でありますので、施設としてもこれを受入れが困難になるわけです。

そういった場合に県としてどのような対策をとっておられるのか、お伺いをいたします。

【吉田障害福祉課長】 障害者の家族の方が感染した場合の対応でございます。

まず、ご家族以外に知人であったり親族の方がいる場合は、在宅または親族や知人宅で生活していただきたいと考えておりますが、なかなかこういう支援は望めないことが多いかと思われれます。

そのような場合には、短期入所サービスであったり居宅介護サービスを利用しながら、在宅等の生活を継続していただくことになるのではないかと考えております。

このようなことも想定いたしまして、障害者

の関係団体の皆様とも意見交換をさせていただいております。その中で、確かにハード面の課題であったり、対象者を今まで受け入れたことがないのでなかなか状況がわからない等々の課題もございます。

ただ、これらの課題につきましては、全て解決しないと受け入れられないということではなくて、団体としても協力していきたいというご回答をいただいているところでございます。

実際、そういう施設で受け入れてくれるかどうかというアンケートをさせていただいたところ、短期入所につきましては16事業所、訪問介護、重度訪問介護につきましては26事業所でご協力いただけるというご回答をいただいているところでございます。

当然、受け入れに当たりましては団体とまた協議を進めさせていただきながら、個別に対応していきたいというご回答をいただいておりますので、このような事案が発生しましたら、市町とも協議いたしまして対応させていただければと思っております。

【徳永委員】そういう関係団体との協議はされているとのことですが、実際、私が聞いたのはそういう関係者なんですけれども、そういう団体とちゃんと協議をされていますか。

【吉田障害福祉課長】はい。身体障害者、精神であったり知的であったり、そういう団体と意見交換をさせていただいたところでございます。団体の方からも、そういう場合は想定できるので、団体としても協力していきたいというご回答をいただいているところでございます。

【徳永委員】現実、まだ事例はないんですか。

【吉田障害福祉課長】今のところ、そういう事例はございません。

【徳永委員】私、この前の議会で、委員会で言

ったのかな、今、家族感染でも幼児、小さな子どものことが家庭内感染で非常に問題になっているわけです、全国的にね。子ども、障害者の方、それに高齢者と、この3つが家族感染の大きな問題になっているわけですよ。

乳幼児についても以前は、これは東京都の事例ですけども、全く受け入れられるところがないと。身内であっても、濃厚接触者となった場合に、例えば近くにいるおじいちゃん、おばあちゃんでも引き取れなかったということなんですよ。

今はそういうことはなく、できるんですか。

【吉田障害福祉課長】まだ団体とも協議中ではございますが、実際そういうケースが今後考えられるとお話をさせていただいております。団体とも一緒に、受け入れてもらえる施設があるのかどうかということでアンケート調査をさせていただいているところでございます。

実際、先ほど申し上げましたように、短期入所であれば16事業所、訪問介護であれば26事業所がご協力いただけるというご回答をいただいているところでございます。

【徳永委員】私が6月定例会で聞いた乳幼児の問題も、その当時はまだそんなになかったんですけども、最近は大きな問題になっているんですよ。今は事例はないと言われましたけれども、今後出てくると思いますので、しっかりやっていただかないと、弱者です。健常者でも大変な状況にあるわけですから、ひとつそこはお願いします。

また同じく介護の方ですけども、そこはどうですか。

【尾崎長寿社会課長】介護者が新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触者となった場合は、ケアマネージャー等に相談いたしまして、在宅

のサービスの継続などを行った事例があります。

しかしながら、介護者の状況等によりまして、なかなか在宅でのサービス提供継続は難しい場合もありますので、私どもも業界団体とお話をさせてもらいまして、老健施設に短期に受け入れをしていただけないかということで、県内の事業所にお話をしたところ、県内で9施設から受け入れに協力いただけるという回答がございまして、こうした短期入所の希望がある場合は、市や町、あるいは保健所と連携して入所をしていただくようなことを行おうとしております。これまで短期入所の調整をした事例はございませんけれども、ご要望があった際には速やかに対応していきたいと考えております。

また今後、さらに入所ができるように、特別養護老人ホームについてもこうした短期入所ができないかということは今、調査をしております、そういう施設による受入体制の整備を図っていきたいと考えている次第でございます。

【徳永委員】これは大きな問題にならないうちに、団体、行政としっかり連携をとっていただいて、障害者の方、そしてまた介護対象の方、やってもらいたいというよりも、やらなければならない、行政、自治体の責任だと思っております。

最後に部長、問題が起きてしまえばですね。そういう受け入れは今からやっていきますということですが、現実的にそうなった場合に、今やっているんですけれどもということではだめなわけですね。しっかりとここで、マニュアルとは言いませんけれども、しっかりとしたそういった場合の受入体制、対処の仕方を、ある意味マニュアルに近いようなものにするべきだと私は思っておりますけれども、そこはどうか。

【寺原福祉保健部長】障害者の方におかれましても、また介護が必要な方におかれましても、その家族の方等が感染した時には、当然ながらこれまで以上の支援がその方に必要だと思っております。

そういった中で、訪問介護で事足りない場合は、今申し上げましたように各施設で受入体制を進めたいと思いますので、引き続き、その取組を進めたいと考えております。

【徳永委員】なかなか報道等には、障害者の方、また介護の方が出てこないんです、いつもニュースには。我々国民が、県民が知らないところで、こういった弱者の皆様方の問題があるということも、それは認識をされていると思いますけれども、さらに認識を深めていただいて、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中山委員】職員スピリットの実践について、お尋ねいたします。

9月16日に、長崎県行財政運営プラン2025の中で、この問題を取り上げたわけですが、総務部長より、職員への浸透が一定進んだと、さらなる実践を進めるというような趣旨の答弁がありましたので、ちょっと確認を兼ねてお尋ねしたいと思います。

まず基本的なことですが、職員スピリットの意義と、業務上の位置づけについてどのように考えているのか。

本来ならばここにいる課長全員にお聞きするところですが、時間の制約もありますので、私としては、健康長寿日本一の長崎県づくりに邁進している国保・健康増進課長に、ひとつ代表してお答えいただければと考えているところでございます。

【川内野国保・健康増進課長】職員スピリットに関するご質問でございます。

国保・健康増進課では、国民健康保険制度の運営、健康づくりの推進、難病対策などを所管しておりますが、いずれの業務も大きな変革期にありまして、前例にとらわれない考え方で取り組むことが重要であると考えております。

こうした考え方のもと、職員に対しては、限られた人的資源や財源を有効に活用していくため、業務の効率化やICTの活用などを積極的に検討し、常にコスト意識をもって取り組むことを期待しております。毎週1回朝礼をしましたり、班長とのミーティングなどを通して意識の浸透を図っているところであります。

具体的な取組といたしましては、国保運営に関しては、平成30年度の国保の都道府県化により、県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなりましたけれども、窓口業務等を担っている市町とは、年間10回以上会議を開催するなど、現場の意見に耳を傾け、合意形成を図りながら、安定的かつ効率的な事業運営に努めているところであります。

また、国保の都道府県化により県の役割として加わったものの一つに、市町国保が保険者として行う予防健康づくりなどの保健事業に対する支援がありますけれども、大幅に拡充されました国の交付金を有効活用しまして、健康長寿日本一の長崎県づくりの取組と一体的に事業を進めております。

この事業では、新しいデータ分析技術などICTを活用した特定健診受診勧奨、管理栄養士や保健師の派遣など市町のマンパワー不足に対応するための事業のほか、県全体や地域ごとの健康課題を明らかにし、効果的な保健事業につなげるためのレセプトデータによる医療費分析

などに取り組んでおります。

難病対策におきましては、指定難病等の医療費助成を受けておられる1万3,000人ほどの患者の医療費受給者証の更新業務がありまして、多くの時間を要しておりますことから、昨年度から、電話対応業務や書類審査の一部を外部委託することにより業務の効率化を図っており、効率化により生み出された時間を難病相談支援センターとの意見交換や難病医療提供体制整備のための時間に充てることとしております。

今後とも、職員スピリットを意識して業務を進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】答弁が多岐にわたってありました。質問の最後まで一篇に答えていただきましたので、あとの質問がしにくくなったんですけれども、具体的にちょっと聞きたいと思います。

まず、職員スピリットの意義です。相撲でいえば仕切りなんですよ。私は、スピリットの意義について聞いたんですけれども、基本的にはね、それに直接答弁はございませんでしたけれども。

私は、スピリットというのは、職員としての使命感とかやる気を引き出す、その根源になるものと、こういう捉え方をしているわけです。そういう答えをくれれば大変ありがたかったわけでございますけれども、そういう考え方を持っています。

そのうえで、職員スピリットを川内野課長がどのようにですね。週に1回の朝礼ということでありましたけれども、どのように個人として実践しているのかということを知りたいわけですが。

その前に、職員スピリットを1項目から5項目を読み上げてくれませんか。覚えてますか。

【川内野国保・健康増進課長】スピリットを読

み上げさせていただきます。

「地域経営の責任者としての自覚を持ち、具体的な成果を県民に還元しよう。

県民の思い、期待、痛みを汲み取り、県民と同じ目線で物事を考えよう。

社会情勢や県政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、仕事の不断の見直しに取り組もう。

前例にとらわれず、新しい発想・実践を試みよう。

常に現状に対する危機意識、業務に対するコスト意識を持とう」

以上です。

【中山委員】 そのうえで、毎日どのような実践をしているのか、そこの答弁がないんですが。ちょっと説明が悪かったのかね。課長として、個人として業務の中でどういう実践をやっているのかということを知っているんですが。

【川内野国保・健康増進課長】 常に、このスピリットを意識しながら、部下からの相談事だとか、県民の方からのご意見などに耳を傾けて実践をしているところであります。

【中山委員】 まあ、言葉としてはそうなんでしょうけれども、職員スピリットを、私が言うスピリットを体現しているような、それが完全に消化できたような、そういう実感は残念ながら私は受けないんですよ、まだ今の話ではね。スピリットというのは限られた人がやるわけではなくて、課の全員が一丸となって実践励行しないことには、なかなか効果が発生しにくいと考えているわけであって。

課内でのスピリットの実践状況について、課長としてはどういう判断をされていますか。

【川内野国保・健康増進課長】 最初に答弁いたしました内容のとおり、職員からは新たな発想をもっている提案をしてもらったりだとか、

事業の進め方について実際に新たな提案をしてもらい、それを酌み取りながら、新しい事業の構築などに取り組んでいるところです。

【中山委員】 課長は、新たな発想でやるということですから、それを私はどっちかというと推進してほしいし、応援団のような気持ちで質問しているんですよ。

それで、私がなぜこれを考えるか。県政の重要課題、例えば健康長寿日本一もそうでしょう、健康づくりもそうでしょう、なかなか重要課題が解決しない、解決できない。その一つの大きな問題として、この職員スピリットが完全に職員に消化できていないと、そこに心配を思っているわけですよ。そういう意味でお聞きしたわけでありますので。

それでは、具体的に少しお尋ねします。職員スピリットには、前例にとらわれず新しい発想で実践を試みようというフレーズがありますね。この前も総務部の職員といろいろ、この職員スピリットはどのような力があるのかということについて議論したわけでありますが、その職員に言わせると、ゼロから1を生み出す力がこの職員スピリットにはあるんだと、こういう話をしていますね。若干、私の考え方と、ゼロという意味がちょっと食い違う部分もあったんですけども、そのように答えたわけであります。

課長としては、職員スピリットの力、ゼロから1を生み出す力があると言う職員もおるわけでありますが、これについてはどういう捉え方ですか。それと同じような考え方ですか、どうですか。

【川内野国保・健康増進課長】 一人ひとり、それぞれではなかなか力を発揮しないことでも、チームになったりだとか、うちの職場はいろんな他職種の職員がおりますので、いろんな現場

での経験を積んできた職員もたくさんおりますので、そういった総合力で取り組んでいっているところでもあります。

【中山委員】難しい問題もありますので、なかなかみ合いませんけど、私の考えをちょっと述べたいと思います。

健康長寿日本一こそ、前例のない取組なんですよね。長崎県としては、現状は三十何位と低迷しているわけだから、これを日本一にもっていこうと。それで予算は1,600万円程度しか組んでいないでしょう。そういう中で、どういう形で日本一にもっていくのかと、常々私なりに考えているわけです。

それで、一つだけ、前例のないというのがあるんですがね。この川内野国保・健康増進課長、宗医療監、総括、そして参事、全てこれは女性で、管理職を女性で組んでいるんですよ。そういう形で、人事としては異例の異例というか、前例のない形で異例の人事を組んで、その中で限られた予算の中でこれを遂行していこうと、そういう形を想定しているわけであって、そしてその中で、この4人が力を合わせて、今までにないような新しい行政スタイルのモデルというか、そういうのをつくることによって健康長寿日本一が実現できるのではないかと、こういう考え方を持っているわけですよ。その辺は私の考えなんですけれども、そういう考えに立てませんか、課長。

【川内野国保・健康増進課長】確かに、うちの職場は管理職が全部女性ということで、ほかの課にはない体制だと認識をしております。

女性だから、男性だからというわけではございませんけれども、職員だけではもちろんできない仕事でもありますし、市町とか民間の方など多くの力を借りながら事業を進めていって

るところですので、今後とも、そういったことで取り組んでいきたいと考えております。

【中山委員】ぜひ取り組んでほしいんです。それは当然だと思います。

もう一つ、課長の考え方を聞きたいと思うのは、中村知事は職員に対して、現場主義に徹して県民目線で考えようと、こう言っていますよね。この辺を、職員スピリットと現場主義と、これは融合しないといけないわけですね。

そうすると、現場主義について、県民目線をとる、どういう形でこれを捉えているのか、この辺について、課長の考え方があれば教えてくださいませんか。

【川内野国保・健康増進課長】業務を進める上では、市町の方々とは密に連携をとりながら、会議などを開催して業務を進めているところでもあります。

実際、今はコロナ禍で、現地を訪問しての活動は難しいんですけれども、オンラインでの会議システムを積極的に活用しまして、現場の意見を聞きながら事業を進めております。

また、健康長寿日本一の取組に関しましては、やはり民間の企業の方々のご協力が欠かせませんので、そういった意味で企業訪問なども実際やっていきたいところではあるんですけど、ちょっとなかなか難しいところではあるんですが、健康経営などの取組を推進しながら、その辺は企業の方とも、取組を後押しするような事業を進めているところでもあります。

【中山委員】健康長寿日本一の事業については、県民自らが主体的に、食、運動等の生活習慣の改善、健診受診などを受けやすい環境をつくること、それをどうつくっていくかということと併せて、それをつくるために一大県民運動に仕上げなければならないと考えているんです。

そうなる、現場の捉え方がね。21市町とは10回ぐらいやっているということだったけれども、学校現場がありましょ、保育所の現場がありましょ、そして企業、農村、漁村、いろいろ現場はあるでしょう。これらに課長自ら足を運んで直接声を聞くとか、こういうものやってほしいという考え方を持っているんですよ。そういうこともあって現場主義ということ質問したわけでありませう。

こういうことは、今までに実践されていますか。

【川内野国保・健康増進課長】県民会議というものを構成しておりまして、各団体の代表の方にメンバーとして参加していただいております。なかなか現場にまで足を運んでというのは難しい状況ではあるんですけども、そういった県民会議としての活動、実績報告などをいただきながら、ヒアリングなどもしているところであります。

今後も、県民会議の活動などを通して、現場のそういった団体の方とも連携強化を図っていきたくて考えております。

【中山委員】そこではやっぱり弱いですよ、県民会議を現場と捉えること自体がね。今までを踏襲しているわけであってね。やはり直接ね。

健康と運動でしょうが、食生活を含めてね。やはり直接声を聞くということが、現場主義であって現場の目線ですよ。県民会議なんて、全部代表者ではないですか、それは県民かもしれないけれども。できるだけ現場に出て行って、現場の声を聞かないことには、県民運動なんかできませんよ。

そして、予算も1,600万円程度でしょう。その中で日本一を目指すなんていうのは、ばかげた話だ、本来は。しかし、あなたたちはそれを掲

げて取り組んでいこうとしているわけでしょう。そうなる、あなたたちが変わらなければいけないですよ。そのために担当課で、課長をはじめ4人の新しい女性が一つのチームの中にいるということは、県庁を探してもほとんどないのではないかと、そのくらい新しいいき方を実践しているのではないかと思うんですよ。それをやるのは、あなたたちからやらないといけないわけです。そういうことを認識してね。そうしないと、健康長寿日本一なんていうのは取り下げないといけませんよ、今のような答弁ならば。

これをやることによって、長崎県に莫大な貢献をすると私は思うんですよ。健康長寿日本一とする過程においても、いろんな面でいろいろ含めてですね。これを徹底してやってもらうことが、長崎の新しい魅力につながってくるし、その魅力の推進力が、国保・健康増進課長なんですよ。現場のリーダー、あなたの手腕にこれはかかっていると言っても過言ではないと私は思うんですよ。そういう認識をもって、これの達成を目指してやっていく。

そのためには、やはり職員スピリットをもう一回よくよくかみ砕いて、併せて現場主義も含めてかみ砕いて、この辺を前例にとらわれずに自分の発想を変えていって、そしてそれはあくまでも県民の幸せづくりであるし、県勢のために貢献することでありませうので、ぜひひとつ取り組んでいただきますように要望しておきたいと思ひます。

最後になりましたけど、福祉保健部長に、大変な仕事を請け負っているわけですから、ぜひサポートする体制をつくっていく必要があると考えておりますので、最後に一言だけ答弁いただければと思ひております。

【寺原福祉保健部長】まず、長崎県職員スピリットですが、ホームページのみならず長崎県職員録、名簿にも掲げておりまして、私も着任早々これを見まして、非常に重要なポイントを捉えていると感じております。

この5つの心構えを5つのCという形で示しておりまして、チーフ、責任を持つ、キャッチ、県民の方々と対話をする、チェンジ、チャレンジ、そしてコストというものがあります。

5点とも非常に大事だと思っておりますが、私としては特に大切なのはキャッチ、県民の皆さんと対話をするということ、そしてチャレンジをするということ、そしてコストでございます。コストの方は財政の健全化のみではありませんで、業務の効率化という意味でのコストでもあると捉えています。

福祉保健部の特徴としましては、保健所等での現場の経験をした者も多いというところが一つの大きな特徴であろうと思っておりますので、委員おっしゃるとおり、より現場の意見をしっかりと聞きたいと考えております。

ただ、今はコロナ禍でもありまして、かなり業務が多岐にわたっていて、なかなか外に出る余裕がないという状況でございますが、そこをしっかりと業務の改善を図りまして、外に出られるような体制をつくったうえで、しっかりと県民の皆さんから直接、声をお聞きして、そしてそれを施策に結びつけていきたいと考えております。

【中山委員】今の福祉保健部長の答弁を了としますけれども、できるだけ課長は、机にいたるのではなくて、庁内にいたるのではなくて、やはり現場に出て行って、現場の声を直接、生で聞いて、それをかみ砕いて皆さんの意見を聞くと。できるだけ現場の声を、自分が直接出向いて行

って聞くと。それ以外は、県政の重要課題を解決する方法はないし、皆さん方は、情報さえ入れれば、それによって方向性ができるんですよ。情報が、正確な情報というか生きた情報が入らないから、なかなか適切な対応ができない、と私は考えているわけでありまして。

ぜひ、福祉保健部を含めて業務の改善をしながら、できるだけ課長級は現場に出ていくことを奨励してもらえれば大変ありがたいと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】通告に従い、4項目質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、新型コロナウイルス感染者への対応の中で、外国人に対する対応について伺いたしたいと思います。

県内には在留外国人が令和2年度で9,955人いますが、今回のワクチン接種に関し、特別な情報発信や配慮を行った市町があるのか、及び県の接種センターではどのような取組をしたのかを伺いたしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】外国人等に対する特別な周知というのは、申し訳ございません、しておりません。

市町による取組というのも、特に、特別な取組というのは承知しておりません。

【山田(朋)委員】特別な取組はされていないということでありました。

今、皆様のお手元に配らせていただいております、これは「三重県にお住いの皆様へ」ということで、三重県知事が全県民に対して、ご近所で困っている外国人の方がいるかもしれないから、サポートをしてほしい旨、タウンプラスで送られています。

三重県は愛知県の関係もあり外国人が非常に

多い地域だと理解をいたしますが、本県でも1万人近くの外国人がいらっしゃる中、長崎県国際交流センターにおいて、ホームページで5言語対応はいただいておりますが、5言語対応のみという状況にあります。

私も、問診票とか、すごく数字が小さかったりして、高齢者の方の分を代理で申請したりとか、いっぱいしました。外国人の方はもっと、こういうことで接種ができていない方がいるのではないかと思って、私はとても心配をしています。

そこで、これはお願いなんですけれども、各市町でそれぞれ在留外国人の把握がされていると思いますので、彼らがちゃんとワクチン接種をできているかどうかを調査してほしいと思っておりますが、このことに対して答弁を求めたいと思います。

【林田医療政策課企画監】先ほど、市町の状況把握はしておりませんとご答弁を差し上げましたが、まだ調査をしたわけではございませんので、調査をすると、何かしら対応しているところもあるかもしれません。

委員ご提案の分につきましては、少し市町の意見を聞きながら、可能かどうかも含めて対応してまいりたいと思っております。

【山田(朋)委員】ぜひお願いをしたいんですが。

また、各市町がワクチンの関係で相談窓口を設置しています。ここも恐らく多言語対応ができているところはすごく少ないのではないかと思います。ここも併せて確認いただきたい。何より、外国人ということで、言葉の壁とかいろいろなことでも不自由をして接種ができていない方がいないのかどうかをしっかりと調査をいただきたいと思っております。

次に、精神障害者への対応についてです。障

害者の新型コロナウイルス感染症の死亡率は、健常者に比べ約2倍ほど高いという調査結果があり、沖縄では、精神科の病院で患者やスタッフなど約200人が感染をし、69人が亡くなった事案が発生しました。また、全国では、その特性により病院搬送を断られ死亡した事例なども発生をしております。

県内ではどのように対応しているのかを伺います。

【吉田障害福祉課長】まず、県内の精神科病院でのコロナ患者の発生は、令和2年、令和3年、それぞれ3件ずつございます。そのうち5件は1名の感染者で収まっておりますが、1件のみクラスターという状況が発生しています。

クラスターが発生した医療機関への対応といたしまして、沖縄県の事例は、コロナ治療ができる医療機関への転院ができなかった、受け入れができなかったとお聞きしております。本県の対応といたしましては、精神科病院で1人患者が発生すれば、クラスターのリスクがかなり大きくございます。そのため長崎県の対応としましては、発生した医療機関で患者は療養する、見守るという対応をとっております。今、県内に37医療機関がございしますが、その医療機関につきましては、長崎大学病院感染制御教育センターなり保健所、COVMAT、医療支援チーム等にあらかじめ入っていただきまして、ゾーニングであったりコホーティング等を実施し、また、職員に対しての研修等を実施しているところでございます。

【山田(朋)委員】長崎県では、他県のように搬送を断ったりとかではなくて、精神科の病院内できちんと、専門的な治療が必要な時はそういったスタッフの派遣等もできる体制をとっているということで、安心していいという理解でよ

ろしいですね。

【吉田障害福祉課長】当然、重症化された場合は専門的な医療機関への搬送ということで、3医療機関を確保しております。ただ、軽症の方につきましては、やはり行動が激しい方とかがいらっしゃると思いますので、院内での療養体制を確保するというので、その場合には外部から医師の派遣等の対応も行っております。

【山田(朋)委員】次に、保護者の感染に伴う子どもへの対応についてです。

保護者が感染した場合は、子どもを見る人がいない場合など、親子での入院や、一時的に養護施設などで預かるとは聞いておりますが、実例などあるのか、また、対応策について伺いたいと思います。

【伊藤医療政策課長】保護者の方が感染した場合、その濃厚接触者となりますお子さんは、まずは検査を行っていただきます。そのお子さんが陽性だった場合は保護者と一緒に入院、症状によっては宿泊療養、あるいは自宅療養という形になります。

保護者が感染して、お子さんが陰性だった場合は、保護者の代わりに養育ができる親族などの方がいらっしゃるかどうか、まずお探ししていただくこととなります。そういうこともございますので、事前に、保護者が感染された場合の対応についてはあらかじめ話し合っていたいただくことをお勧めしております。

また、親族などによる支援も困難な場合は、保健所と児童相談所で調整をいたしまして、お子さんを一時的な養育ができる児童養護施設でお預かりすることも可能でございます。

ただ、濃厚接触者になりますので、お子さんの感染も強く疑われ、お子さんの年齢、あるいは生活状況などを考えた上で、親子を離さない

方がよいということであれば、その精神的な安定も考えまして、両親と一緒に入院、宿泊療養という対応もとらせていただいているということでございます。

【山田(朋)委員】都市部では、お母さんが家庭療養で、具合が悪くても子どもがいるからと、すごく我慢をして重症化されたような事案も発生しています。

まさに課長が言われたように、事前に親子とか家族で話し合いをしておくということが第一義的にありますし、いろんな意味での、先ほど言われた精神的な部分も含めて万全のケアをしていただくことをお願いします。

次に、健康被害調査委員会についてです。予防接種法による予防接種に起因した健康被害に関し調査するために、各市町で被害者の申し出により設置をされます。

3月8日から7月25日までの医療従事者向けの接種での副反応が354人確認されておりますが、一般接種の副反応は公表されておられません。県内での被害状況はどのようになっているかを伺いたいと思います。

【林田医療政策課企画監】医療従事者の副反応疑いの報告は、委員おっしゃったとおりの数字でございます。

その後の一般接種におきましては、これまで129件の報告があつているところでございます。

【山田(朋)委員】そのうち、健康被害調査委員会を開くような事案は発生していないですか。

【林田医療政策課企画監】ワクチン接種に関する健康被害の給付請求につきましては、市町から県を經由して厚生労働省へ進達をすることになっておりますが、現時点におきまして、コロナワクチンの関係で国へ進達した件数は5件でございます。

給付の請求を受理した市町におきましては、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において医学的な見地から調査をするということになっておりますが、予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシー等の即時型アレルギーにつきましては、医療機関から所定の様式で症例概要というものが提出された場合、調査委員会での審査を省略できるようになっておりまして、今回進達があった5件につきましては、全てその要件に合致するというところで、委員会自体は開催されていないのかと承知をしております。

【山田(朋)委員】今まさに答弁があったように、医学の見地から調査をするということでありませう。学識経験者とか医師会とか各保健所長や各市町が入って、その内容に該当すれば設置をしないといけないとなると負担が大きくなると思ふんです。

そういったことを考え、鳥取県では、全国で初めて、県でこの調査委員会を設置しているようであります。

各市町によって、保健所を持っている長崎市とか佐世保市とか、ある程度大きいところではできると思ふんですけど、例えば小値賀町とか小さな町の場合、県の保健所管内のところは県でカバーするのかどうか私もわかりませんが、そういったところは負担だと思ふんですが、今後、鳥取県のような考え方は持てないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】新型コロナウイルスワクチンの接種に関する調査委員会につきましては、市町村の委託を受けて、委員おっしゃるとおり都道府県が設置をすることが可能となっております。市町村の事務の負担軽減という観点からの制度だと思ふんですが、本県におきまし

ては、現状で市町から県で代理の設置に関する要望がございませんし、現時点の件数的にも業務を圧迫するような状況にはないと考えておりますので、今のところ県での設置は考えていないところでございます。

【山田(朋)委員】先ほど申し上げたように、かなりの構成メンバーとなってくるので、もし万が一、小さな市町で発生して県に助けを求めるとかサポートの求めがあった場合には、協力をいただきたいと思います。

次に、障害者への合理的配慮についてです。長崎県では、バリアフリー法に基づいて、長崎県福祉のまちづくり条例のもとに、自分たちのお金で整備をなささいというような、一切お金は出ないけど整備をなささいというようなものがあります。

他県で宮城県は、合理的配慮をするために、オストメイトのトイレの整備だったり、階段の手すりや点字メニューの作成など、障害者の特性に応じた配慮を学ぶ従業員への研修など、さまざまな費用を一財で負担をしております。

長崎県でも、議員提案条例をもう10年以上前につくらせていただいております。実際、合理的配慮というものが長崎県において進んでいるのかどうか、非常に心配をしております。

私は、障害を持った方々が日常の生活ができやすい環境をつくるために、こういった取組が必要だと思ふんですが、見解を求めます。

【吉田障害福祉課長】長崎県内でのバリアフリー法、合理的配慮、環境整備に向けた取組でございますが、先ほど委員からお話がありましたとおり、一定規模以上の病院、商店等については、車いす対応のトイレなど、福祉のまちづくり条例に定める基準を満たす整備がなされているところでございます。

これは国の機構になるんですが、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者を従業員として雇用する際の話ではございますが、スロープやトイレ等の整備をする場合は、障害特性に配慮した環境整備に対する助成を行っているので、今、県ではそちらのご紹介をさせていただいているところです。

なお、宮城県の職員への、従業員への研修等につきましては、本県でも出前講座という形でさせていただいております。ご要望があれば随時対応しているところでございます。

【山田(朋)委員】福祉機構が雇用をする際の整備の分は出すということはわかっているんですけど、それ以外でも私は必要だと思うので、今後、財政状況が厳しい中はわかりませんが、合理的配慮をより一層進めるためには、環境整備は非常に重要だと思っておりますので、取り組んでいただきたいと要望申し上げ、次の質問をしたいと思います。

次に、保健師、児童福祉司の人材確保についてです。児童相談所の児童福祉司については、現状では人口4万人に1人の配置基準ですが、来年度から3万人に1人の配置基準になります。現在の児童福祉司の数は42人であり、3万人に1人の基準を達するためには合計48名が必要で、あと6人増員しないといけないとお聞きしています。

児童虐待の件数も増加をし、対応が複雑化する中、経験値の高い児童福祉司を確保することは大変重要であると考えていますが、来年度までにこの基準を満たすのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【中尾福祉保健課長】児童相談所の児童福祉司の配置基準につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。令和4年度の人口3万人に1人

の配置について実現をできるように、これまでも計画的に増員を行っておりまして、本年4月は児童福祉司を6名増員しまして42名の配置としたところでございます。

また、人材確保のために令和元年度から民間経験者枠での社会福祉職の採用を始めるなど、配置基準の実現と併せて優秀な人材の確保にも努めているところでございます。

今年度についても、社会福祉職として13名の採用枠で採用手続を現在進めているところでありまして、配置基準を実現できるように努めてまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】経験値の高い民間経験者の採用も始まったようでありますので、ぜひ。

東京23区、墨田区以外、児童相談所をつくるので、今は人をいっぱい集めて、全国から人を集めて殺到しているところで、残念ながら本県からもちょっと流れたような話もあります。そういった中なので、計画的に積極的に採っていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、保健師の増員、確保について伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係で保健師の方々の業務量が大変多くなっていると思いますが、今、保健師の採用はどのような形で進めているのか、伺いたいと思います。

【中尾福祉保健課長】積極的疫学調査等の中心となって役割を担います保健師の採用につきましては、昨年度は中途採用を含めまして10名を採用しまして、今年の4月時点で5名の増員をしているところでございます。

今年度においても7名を採用したいと考えておりまして、来年度は4名増員となる予定と考えております。

【山田(朋)委員】今、課長が答弁されたように、

保健所の一番中心的な立場でコロナの対応をしていただいていると思いますが、残業の状況とか、わかれば教えていただきたいと思います。

【中尾福祉保健課長】保健所の時間外の状況でございますが、新型コロナウイルスの対応を行う地域保健部門について申し上げますと、今年度8月までの状況で、一人当たり月平均で約19時間あります。これは昨年度の年間平均の一月当たり12時間と比較して増加をしている状況であります。

また、一月当たり最も時間外が多かった職員は、第5波に対応した8月に92時間の時間外勤務があった職員がおります。

【山田(朋)委員】92時間と聞いて、ぞっとしてしまいましたけれども、また第6波のおそれもあるようでありまして、1人の方に集中しないようにいろんな配慮をいただいているでしょうし、本庁からも人が応援に行ったりしているようでありまして、しっかりサポートしていただきたいと思いますが、この重要となる保健師の採用をしっかりと、計画的に進めていただきたいことを申し上げて、質問を終わります。

【浦川委員長】換気のため、2時45分まで休憩したいと思います。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】通告に従いまして、3点質問させていただきます。

まず、陳情要望の対応について、また今回も佐世保市からの要望の中に上がっております、佐世保市が運営する佐世保市子ども発達センターについてでございます。

佐世保市の子ども発達センターは、県北地域の発達障害児支援の中核機関であります。利用者の方々からは、こちらの施設もなかなか予約がとれないなどのお声を聞いております。

まず確認をさせていただきたいんですが、こちらは佐世保市が運営する施設ではありますが、県としては、このセンターに対してどのような支援を行っているのか、お聞かせください。

【吉田障害福祉課長】佐世保市の子ども発達支援センターへのご質問でございますが、市が設置、運営するセンターにつきましては、心身の発達、不安、障害のある子どもや家族に対して療育支援を行う施設でございます。佐世保市民のみならず、県北地域全体の拠点機関として重要な役割を担っていただいているところでございます。

そのため県におきましても、平成26年度に現在のセンターへの移転建替えの際、運営費の一部を負担させていただくとともに、小児科、整形外科の医師を月に1回派遣する専門外来を支援させていただいているところでございます。

またこのほか、佐世保子ども発達センターで人材育成のための研修会をされています。これにつきまして、いろいろご意見、ご要望をお聞きしながら、子ども医療福祉センターから講師を派遣して、ご協力をさせていただいているところでございます。

【ごう委員】建替えの際の支援があったということ、それから小児科医、整形外科医の月1回の派遣、そして研修会の開催などで支援を行っているということでした。

このセンター、県の子ども医療福祉センターをはじめ、県内の医療機関については、発達障害の診療の待ち時間が長いという問題がずっと

続いております。私が議員になって初めて質問したのも、諫早の県立こども医療福祉センターの外来が4か月待ち、6か月待ちという声があるというようなことで質問させていただきました。これがもう8年前のことなんです。

その状態から、こうやっているんなところで、地域で子どもたちを診ることができるようにということで、佐世保市のこども発達センターでも診療できるような形を整えてきたとは思いますが、なかなかその改善にはつながってはいないというお声が聞こえてきます。

今、療育部門の現状はどのようになっているのか、利用者数がどのくらいで、待ち時間がどれくらいあるのか、期間をどれくらい待たなければ受診ができないのか。それから、その改善に向けて県は、医師の研修等々を行って、発達障害児を診られるような研修も行ってありますが、その取組の現状と効果についてお聞かせください。

【吉田障害福祉課長】佐世保こども発達センターをはじめ、こども医療福祉センター、長崎市ハートセンターにつきましては、年々受診者数が増加しております。令和2年で合計3万1,000人と増加しております。これは発達障害ということが認知されてきたことに伴って、疑いのある児童が増加して初診待ちが改善されていないという状況だと考えております。

県では、受診者の増加に対しまして、発達障害を診断できる医師を育成するため、平成27年度から、小児科医を対象に研修事業を行っております。長崎大学病院や民間の小児科医も対象として、こども医療福祉センターで初診患者の診察時、評価の指導を受ける際など、そういう実践的な場面での研修を実施させていただいております。

令和2年度までに研修を受講された医師、約40名が受講されていますが、小児の神経分野を専門とされた医師6名がいらっしゃいます。それ以外の専門とされた小児科医師につきましても、地域の医療機関に派遣された際、公的医療機関への派遣が多くなるかと思いますが、発達障害の疑いのある子の発見であったり、専門医療機関への紹介などに役立つものと考えております。

研修を受けた医師からは、そういう発達障害の臨床の場面に立ち会えたことにつきまして、今後、小児診療においても大変役立つという高い評価といたしますか、ご意見をいただいているところでございます。

また、医師の育成と並行いたしまして、民間での発達を診る医療機関等が少のうございますので、新たに発達外来やリハビリを開設される医療機関に対する施設設備補助として、発達障害者の医療体制の整備に現在努めているところでございます。

【ごう委員】取組としましては、研修等々を行って、かなり多くの方々はその研修を受講されて、実際にご自身の医療機関とかでも役に立つというようなお答えが返ってきているということでした。

しかしながら、発達障害児につきましては、5歳児検診とかをどんどん広めていこうということで、早期発見、早期支援が必要だと言われておりまして、そのような中、年々発見する子どもたちの数がどんどん、どんどん増えていると思うんです。それが追いついていない現状があるのかなと思います。

佐世保の発達センターに年間12回、ドクターの派遣を行っているようですが、それでは多分賄いきれないのではないかと考えており

ます。

実際、求人も今されているようでございますが、センターに正規に入ってくださいるドクターもなかなか見つからない現状がありますので、何か違う手立てが必要なのではないかと思っております。

せっかく早期に発見しても、外来の受診につながらず、療育につながらなければ、なかなか正しい発達の支援ができないのではないかと思っておりますので、今のいろんな研修制度に加えて、また新たな視点が何か必要ではないかと思っておりますので、その点を今後、お考えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次にいきます。障害福祉医療費の現物支給について、こちらも陳情要望の対応の中にあるんです。長崎県の町村会から要望が上がってきていることです。これも、なかなか財政が厳しい長崎県におきましては難しい問題であるということとは十分承知をしております。

現在、長崎市は医療費補助の現物支給を行われていますけれども、その他の市町では現物支給の導入には至っていない現実があります。でも、県内どこに住んでいても現物支給であることが、利用者、患者の立場に立って見ると良いのではないかと思っておりますが、現在の県のお考えをお聞かせください。

【吉田障害福祉課長】福祉医療制度でございますが、障害者の方の医療費の負担を軽減する制度として、1日800円、月額で1,600円を上限として、その残りの分について県と市町で2分の1ずつ負担する制度でございます。

長崎市が導入されている現物給付の利便性については当然認識しているところでございますが、福祉医療制度につきましては、県と市町で

構成します長崎県福祉医療制度検討協議会の中で制度設計をさせていただいているところでございます。当然現物給付についても議論に上がっておりますが、委員から先ほどご発言がありましたとおり、現物給付に踏み込むとなると、かなりの財源負担が出てきます。これにつきまして、県、市町の制度設計安定の委員会の中で試算いたしまして、多額の財政負担が伴いますので、引き続き継続で協議していくことにいたしております。ですので、現段階では、市町の合意が必要となりますので、現物給付の導入は困難な状況でございます。

【ごう委員】財源が伴うことであるので、この協議会の中で引き続き協議をしていくというお答えでございました。

少し話がずれるかもしれませんが、人口流出に歯止めをかけるためにも、子どもたちの医療とか障害者の医療とかに少し手厚い支援をしているところは、求められる自治体になると思うんです。そういうことも含めて、長崎県の人口流出の課題を解決するにも、こういったところの支援が必要ではないかと思っております。

それと、私のところに以前寄せられたご相談で、重度の障害児で長崎市にお住いなので、長崎市では現物支給で対応していただいているんですが、脳の手術を受けるために大村市の医療センターに入院、そして手術を行いました。そうなった時に、大村市は現物支給ではない、償還払いなので、かなりの額を一旦支払わなければならないという現実がありました。

その時に長崎県にご相談申し上げたところ、福祉資金の貸付けを行って、それでまず払ってくださいと答えられたんです。それはもう多分それしかないのかもしれないんですけども、重度の障害児の方が入院をされて、非常に大変

な状況の中で、その手続等々をしていくのはものすごく負担があると思います。

私は思うんですけれども、全部の市町に導入が難しいとしても、例えば、医療費が高額になるような特定の疾病とか疾患がある場合には、入院とか手術でかなり高額だという場合には、何か手立てができるのではないかと考えておりますが、この件に関して長崎県としてはどのようにお考えでしょうか。

【吉田障害福祉課長】医療費が高額になる場合の対応ですが、先ほど申し上げましたように、この制度につきましては県と市町で協議会を立ち上げて実施しています。今ご要望があった件につきましては、また協議会の中で協議をさせていただきたいと思っております。

この制度そのものは、全国的に全て自治体が単独でやっております。同じような課題を抱えておりまして、国において、どこにいても同じような制度が受けられるような制度にさせていただくよう、国の制度として対応していただくよう要望させていただいております。また現物給付の件につきましても、やはりそういう利便性の面がございます。そういう要望もさせていただいておりますので、引き続き、協議会の方で検討させていただければと思います。

【ごう委員】ぜひ、引き続き国に要望もしていただきたいと思います。例えば宮崎県は、入院の場合は現物支給で、外来は償還払いで、みたいな住み分けを行っていらしたので、こうした柔軟な対応も必要かと思っておりますので、ぜひ、協議会の中でご検討いただければと思います。

続いてもう1点ですが、障害者雇用についてお尋ねをさせていただきます。

障害者雇用に関して、県庁の中では2019年度からワークサポートオフィスを設置して障害者

雇用の促進を図っていると理解をしております。構想の中では、非常勤の職員として数年間就業し、スキルアップをした後に民間企業などへ就業してもらうことを想定し、2019年末までに全体で30人程度の雇用を目指したいとの考えだったと思っております。

そこで、今、ワークサポートオフィスを通した障害者雇用の現状がどのようになっているのかをお聞かせください。

【吉田障害福祉課長】ワークサポートオフィスの所管は人事課でございますが、現状といたしまして、委員がおっしゃいましたように2019年からワークサポートオフィスを設置しておりまして、そのオフィスの中で会計年度任用職員として知的障害者の方を対象に4名雇用しております。

あとは、その支援スタッフとして3名、この3名の方につきましては、県職員の再任用の方、福祉サービスの就労支援施設の勤務経験者、元特別支援学校の校長で対応しておりまして、知的障害者の4名の方を雇用いたしまして、庁内各課から簡易な業務を集約いたしまして、その業務を通じてスキルアップを図り、民間企業への就業などのステップアップにつなげたいと聞いております。

あとは、ワークサポートオフィスが、障害のある職員や各職場からの専用窓口として相談業務を担っているという状況でございます。

【ごう委員】障害者活躍推進計画を県の人事委員会で令和2年4月に策定されていまして、こうした資料を読み込んでいきますと、庁内では環境整備推進会議を開催するとか研修を行う、それから推進員とかの研修をしっかりと行っていくというようなことが明記されております。

そういった障害者の推進計画に基づいた研修

とかの実績は今、把握されていますでしょうか。何人の方が研修を受けて、何人の推進員が誕生しているとかということは。

【吉田障害福祉課長】 申しわけございません。その研修の状況については把握しておりません。

【ごう委員】 人事委員会が主管であるので、詳細についてはおわかりにならないかもしれませんが、この件については障害者の方々の就労の機会が増えていく素晴らしい場だと思っております。こうやってワークサポートオフィスを設置して、しっかりとサポートスタッフを入れてやっているということは素晴らしいことだと思いますし、当初の目的は、これを民間就労につなげていくという大きな目標を掲げられていましたので、ぜひこのあたりをしっかりと、当初の目標に掲げているような、ニュースになっていたのは30名を目標にということでしたので、そういったことでしっかりと民間との連携をとっていただいて、県が率先して障害者の就労に前向きに関わっていただくことが民間への波及効果にもつながっていくと思いますので、ぜひこのあたりをしっかりと把握していただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

【山下委員】 通告をさせていただいておりました離島における介護職員等の確保について、お尋ねをしたいと思います。午前中にも堀江委員、麻生委員から、離島の介護サービスをどうやって維持していくかというところのやり取りがあったかと思えます。

私の方にも、離島の特養事業所、介護事業所から、介護職員はもちろんですけれども、看護、厨房の職員、全職種で人手不足が慢性化してい

ると、採用に大変苦労されているというお話を聞いております。特に、限られた島内で人材を採用するのは本当に難しい、困難な状況だと切実な思いが伝わってきているわけであります。

そのあたりをどう認識されているのか、お尋ねいたします。

【尾崎長寿社会課長】 離島の介護事業所の人材の状況でございますが、直近の本年7月の県内全職業の有効求人倍率が1.07倍に対しまして、介護サービスの職業は2.39倍と非常に高い状況となっております。その中でも特に離島におきましては、対馬で2.95倍、五島で3.04倍と、さらに高い状況となっております。

私どもの方にも離島の事業者からは、介護職員やその他の職種で求人を出してもなかなか採用できず、また、二次離島などのさらに小さな離島におきましては、島内に人材がないという話も聞いておきまして、島内での人材確保が非常に難しい状況と認識しております。

【山下委員】 まずもって、厳しい状況というのがわかっているわけであります。これは、単なる一事業所の問題とか、経営上の問題ではなくて、特養というのは第一種社会福祉事業でありまして、これを今後継続していけるのかどうか、大きなテーマ、問題だと私は思うんです。

第一種社会福祉事業というのは、利用者の保護の必要性が高い事業であります。こうやって位置づけを国、法律でもされているわけですから、特に特養で、入所したいけれども、ベッドは空いているけれども、人員配置基準を満たさないで、残念ながら入所できない。こういう本当に切実な問題をどうやって解決していくのかというのを、もっと真剣に考えなければいけない時期が来ているのではないかと思います。一事業所に任せるとか、もっと頑張るとよ

と言う、それを飛び越えた問題ではないかと私は本当に思うわけであります。

今、具体的にどのような支援を県からされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

【尾崎長寿社会課長】離島地域における介護人材に関する取組でございますが、現在、離島地域におきまして働いている職員の定着を図ることが非常に重要であると考えておりまして、介護現場の生産性向上や労働環境整備を図っているところでございます。

生産性の向上につきましては、離島地区において、昨年度、モデル事業所2つを選定いたしまして、業務改善の専門家である中小企業診断士などを派遣し、具体的取組を支援したところでございます。

昨年度は、介護記録の見直しによる業務時間の短縮や、加工食品の活用による調理業務の効率化などの具体的な業務成果が出たところでございまして、今年度も引き続き、新たな離島のモデル事業所2つを選定いたしまして、こうした生産性の向上の取組を続けていくこととしております。

また、労働環境の整備におきましては、近年、非常に導入が進んでおります介護ロボット、こうしたものに対する補助事業を、昨年度確保した予算により進めているところでございまして、離島地域におきましては16事業所に対しまして見守りセンサーなどの導入経費を支援したところでございます。

さらに住環境の整備につきましては、昨年度から介護職員用の宿舍整備費用に対する補助を行っております。これまで離島地域の支援実績はございませんが、今後、事業所の要望を踏まえ対応していきたいと考えております。

また、日本人を補完するものとして期待され

ている外国人材については、事業所に対するセミナーを開催して、受入れ促進を図っております。

特に本県では昨年度、ベトナムの看護系大学と人材のマッチングについて推進をしているところでございまして、本年度、オンラインによりまして、このベトナムの大学から推薦された人材と本県事業所とのマッチングを推進したところ、離島事業所と3名の人材とのマッチングが成立し、来年4月から離島事業所で働いていただくことになっているところでございます。

離島における介護職員の確保や定着に関しましては、様々なこうした取組を実施いたしまして取り組んでまいるとともに、さらに効果的な取組が実施できないか検討してまいりたいと考えております。

【山下委員】ありがとうございます。恐らく、今考えられる全ての手立てを実施していただいていると私も理解しております。

特に外国人材に期待しておりますけれども、今、コロナ禍でなかなか予定どおり入ってきていただけていないこともありますし、このコロナが明日明後日に収束するとわかっていれば、またそちらに力を入れていけるんでしょうけど、これがいつ収まるかもわからない状況でもありますし、そういう意味では非常に外国人材についても不透明なところがあります。

それから介護ロボットについても、恐らく夜勤者の負担を少しでも減らすための部分でもあると思うんですけど、恐らく一部だけ入れても、全体が入ってこないと難しいところもあるでしょうから、介護ロボットも離島枠で思い切っ入れてあげるとか、そういった今の制度でできるだけのことをもうちょっと考えていただければ事業者も助かるのではないかと思いますので、

ぜひ引き続き寄り添っていただいて、離島の介護事業所を励ましつつ、こういうこともあるよと、こういうメニューもあるよということで、どんどん、どんどん叱咤激励をいただければありがたいと思っています。

最後になりますけど、寺原福祉保健部長は長崎に赴任されてまだ間もないわけでありましてけど、離島のこういう介護事業所の独特の、特殊な苦しみといいましょうか、陸続きであれば遠くからでも、時間はかかるかもしれませんが、来ていただくことはできるわけですが、離島の場合はそれができないわけです。離島内で何とか確保しなければいけないと、この切実な思いをぜひ酌んでいただいて、最後に感想があれば述べていただければと思います。お願いします。

【寺原福祉保健部長】介護サービスの提供の継続のためには、当然ながら介護人材の確保と定着が必要であると考えています。特に離島におきましては、委員がおっしゃるようにアクセスの問題もありますし、本土以上に高齢化も進んでおります。

その中で、今課長からも申し上げたとおりでございますが、主に3点かと思っております。まず1点目が、しっかり魅力を伝えると。介護の若手職員を中心に魅力を伝えるような取組を進めておりますので、それがまず1点目でございます。2点目が、介護ロボット等を通じて業務の効率化、生産性の向上と環境整備を整えること。3点目が、外国人材を含めた島外の方の参入を進めること。そのような取組をしっかりと、離島の各市町とも連携しながら進めていきたいと考えております。

【山下委員】最後にしますけど、恐らく住環境の整備も大変必要な、大事な要素になってくると思いますので、そのあたりも支援ができるこ

とがあれば、併せてお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【麻生委員】2項目通告しておりましたので、お尋ねをしたいと思います。

1つは、今回の新型コロナウイルス感染症で公衆衛生のあり方が見直されているのではないかと考えています。

今までは保健の対応が行革の対応になって、人材が不足と申しますかね。こういった大型のパンデミックが起きて大変な状況になってきたと思っていますので、県の今の保健所のあり方とか配置の問題について、今回の対応についてどう認識されているのか、まずお尋ねしたいと思います。

【中尾福祉保健課長】まず、保健所におきましては、公衆衛生医師である保健所長を中心にして、感染症などの健康危機管理にしっかり対応できる体制をつくるのが非常に重要であると考えております。

現状、本年6月には、これまで兼務でありました対馬保健所にも専任の保健所長を配置しまして、8か所あります保健所全てに専任の保健所長を配置できたところでございます。

また、専門職であります保健師、臨床検査技師等についても、昨年度、中途採用するなど増員をして体制を強化しているところでございます。

こうした正規職員の体制強化に加えまして、例えばクラスターが発生した時に、会計年度任用職員として迅速に派遣できる体制を作ったり、振興局の応援など県全庁的な応援体制をとっている状況でございます。

今後についても、第5波の感染者数や自宅療

養者の状況などを検証しまして、また現場の意見も踏まえまして、強化が必要なポイントについて整理をして対応してまいりたいと考えております。

【麻生委員】先ほど、山田(朋)委員からも話があって、今回新たに補充するという話とか、今回の第5波の対応で長時間の勤務があったということです。今までのこういう課題をどのような体制で取り組んでいこうとされているのか。

先ほど、軽症者の対応だとか、医療の拡充だとか、ベッドの関係もありました。そういった中での体制がとれているんですけども、一部マンパワーで対応されている状況もありますし、こういった感染症対策、いつ起こるかわからない。そういうことで、今後、機動体制としてうまく回るような仕組み、そして、民間的な要素でいいますと、アメリカのCDCではありませんけれども、そういった危機体制をとって、県の中できちっと回るような仕組みを構築しなくてはいけないのではないかと考えているんですけども、それについての何か考えがあれば、部長が新しく来られましたので、もし流れがあるとしたら、この考え方があるんだったら、教えてもらいたいと思います。

【寺原福祉保健部長】まず、このコロナ禍での保健所の体制についてであります。8つの県の広域保健所長と佐世保と長崎市の保健所長も含めて会議を先月に開催しておりまして、私も意見交換をしております。

今後、国の方も、政府も発言しているように、第6波に向けた対策は当然大切なわけですが、その中で保健所でできること、今やっていることをもう少し、市町とか、あるいは医療関係者の皆さんにご助力いただけないか議論もしております。

具体的に各市町とヒアリング等も行っておりまして、例えば生活支援といったことお手伝いいただけないかとか、あるいは医療機関に関しては、今はサポート医で尽力いただいておりますが、そういう体制をさらに強化いただけないかと。そういった形で、保健所に限らず多くの方々のご協力を得ながらでないと、このコロナ禍は乗り切れないのではないかと考えています。

それから、今回のコロナに限らず、今後の感染症対策を含めた保健所に対する考え方ですが、保健所自体は全国的に数も減っておりますし、特に20年ほど前から保健所の数はかなり減ってきております。その中で、業務は多岐にわたってきておりますので、いかに効率化するかという視点も大事だと思っています。

日本版CDCといいますが、長崎県版CDCといいますが、それに関しては現在、コロナにおいては新型コロナウイルスの感染症対策調整本部という形で各専門家の先生方も入っていただいております。保健所や行政に限らず、様々な大学等の専門家の方々のご意見も聞きながら、迅速に動けるような体制を今後も作り上げていきたいと考えています。

【麻生委員】長崎には長崎大学の熱帯医学研究があって、全国でもネットワークを生かしてもらって連絡協議会もありますので、私としては、長崎県がうまく活かしながら取り組んでいくことが大事かなという思いがあるんです。

ただ、保健師の人たちをむやみに増やすと、人件費の問題とかあるでしょうし、中核市であります長崎、佐世保は独自で持っているんですけど、県全体のカバーとして、いつ起きるかわからない感染症対策についてしっかりと、そういう保健師のスペシャリストを中心に、カバーし合えるような組織体制が大事ではないか

という感じがしているところなんです。一部では、民間のCDCみたいな形ができればという話があるんですけども、個人情報を取ったりとか、濃厚接触者に対してどう対応するかとか、いろいろハードルが高いと思っているところなんです。

かといって、N-CHATなどを利用してやりなさいと言っても、これもなかなか難しい面もあるかと思しますので、ぜひお願いしたいのは、今回の第5波までの知見を生かしながら、現場の課題は何なのかと、そしてどうネットワークを組んで、保健師を中心として課題を共有しながら人材を補完し合うと。ほかの部から、皆さん忙しい中でしょうけれども、労働時間が90時間以上残業というのはなかなか難しい状況もあるかと思えます。そういったことについての今後の取組が検討されることがあるのかどうか、その点を教えてほしいと思えます。

【中尾福祉保健課長】先ほど答弁申し上げましたとおり、コロナ対応では振興局からの応援や本庁からの応援、各保健所間での応援を柔軟に実施してきております。特にその中で保健師等の専門職については、感染症対応のノウハウが蓄積されてきていると考えております。今後のコロナ対応に向けても、こうしたノウハウを継続的に引き継いでいけるように、保健師の研修は、県立保健所だけではなくて市の保健所の保健師も一緒に行っております。そうした研修を通しましても感染症対応のノウハウをきちんと引き継いでいきたいと考えております。

現在、クラスター発生の際に会計年度任用職員を保健師を派遣しておりますが、派遣の際には疫学調査対応が迅速にできるように、そうした業務従事に備えまして、研修等を定期的に行っているところなんです。そういったところ

で、実際に派遣をして得た知見をしっかりと生かしていけるように対応していきたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。第6波の状況が最低限で済むような形で。

今まで保健所のあり方がいろいろ議論されてきまして、行革の一端で大分減らされてきたことは事実であります。改めて大衆衛生、公衆衛生をしっかりと確保しながら感染症を最小限に抑えるというのは一番大事な視点だと思いますので、取組をお願いしたいと。

あと1点は、先ほども申し上げました民間のCDCの話も出ましたけれども、部長のもとにいろいろ対策をとられると思いますが、財源とか、いろいろな動きは知事のもとに展開されていると思います。もうちょっと機能的に、部長間を越えた流れの中で誰がいいのかなと。副知事にある話もありましたけれども、個人的には統轄監あたりで部を横断して展開できればと思っております。これは組織の問題もありますので、感染症対策についてはしっかりと取組をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、難病関係についてお尋ねしたいと思います。

今、感染症でなかなか難病関係の状況は話題に上っていないんですけども、県下で約1万2,000人近くの難病患者がおられるということでもあります。この2割程度は潰瘍性大腸炎とクローン病の方たちと、これも若い方が罹患しやすい状況でありますので、こういう人たちについて対策を図っていただきたいと思っておりますけれども、現状はどういうアプローチ。もちろん難病支援センターがありますから、そこで独自の活動をされていると思うんですけども、

なかなか拡がりがないということも聞いているところですよ。

日和見的な病気でありますので、こういう若い世代の人たちをカバーすることが大事と思っておりますが、これについての対策、取組はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

【川内野国保・健康増進課長】本県には、潰瘍性大腸炎とかクローン病の患者の患者会、「長崎IBD友の会ユアジール」というものがあります。この団体につきましては、代表の方が若いこともありまして、県内のほかの疾病患者団体よりも活発に活動されている団体とお聞きしております。

この患者会の活動内容としましては、潰瘍性大腸炎、クローン病に対する情報提供とか交流会、調理実習会、広報誌の配布、不定期でのイベント開催などを実施されております。

このような患者さん同士のつながりを支援することは、難病相談支援センターの重要な役割と捉えておりまして、センターでは、個別の相談への対応のほか患者会の運営支援を行っております。活動場所の提供としてセンター内の施設利用許可を行うほか、医療講演会などイベントの際には、センター職員がスタッフとして参加、協力しております。

最近、県内ではコロナ禍で患者会の集まり自体は難しい状況ではありますけれども、センターでオンライン会議システムなどを整備しまして、会場に集まらない方法での活動も可能となっているところであります。

現在、患者会の方から特に要望などはお聞きしておりませんが、今後とも、県やセンターの方でできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

【麻生委員】具体的には難病支援センターで、

長崎IBD友の会の方たちにお任せという感じに今、聞こえたんですよ。

若い人たちが多くて、クローン病の方が1,200人ほどおられまして、潰瘍性大腸炎も同じくらいおられるんです。

今、九州の中では熊本の、皆さんご存じだと思いますけれども、大腸肛門病センターの高野病院、これが中心になってネットワークを組んで展開されているんですよ。民間の活力を含めて病院の先生が中心になって、熊本もクローン病が結構多いのは事実でしょうけども。こういう人たちを含めて、もっと支援の輪ができればと。

若い世代がなりやすい病気ですから、就労だとか、家に引きこもりにならないようにしっかりやってもらいたいなと。そして、若い力で新しい人生の活路を開いてもらう。それについては一人で悩むのではなくて、周りがあるんだよと、適切な病気に対する対処法、そして取組が一番大事かなと。

一番悩んでいるのは、本人もそうでしょうけれども、家族がやっぱり大変だと思うんです。食事療法から始まりますし、また、2か月か3か月に1回の抗生物質を打つ話も出ていますので、しっかりと支援しながら取組ができるようにですね。

今、コロナで、注目があまり集まっていませけれども、若い人たちがなりやすい病気ですから、しっかりと支援して、家庭を持って就労してもらおうと納税者になるわけです。難病で大変苦しんでいる方が、また大きな新しい活路になると思いますので、ぜひ、難病についてもぜひ見ていただきながら、支援ができる部分については、任せるのではなくて、ある程度関与をお願いできればと思いますので、これはそれぞれ

状況があらうかと思えますけど、難病支援センターの皆さんの支援と、そういった取組を要望しておきたいと思えます。よろしく願いいたします。以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【千住委員】通告を3つ出していたんですけども、3つ目の接種済みワクチン再接種費用助成については、先ほど陳情の方でお話ししましたので、そこは割愛させていただきたいと思えます。

まず1つ目、新型コロナウイルス感染における濃厚接触者・接触者周辺の方への説明についてということです。

濃厚接触者、接触者へは保健所から連絡がいった対応がなされているとお聞きしております。ただ、近くで感染者が出た方の周辺の方は、自分は大丈夫なのかと心配になる方がたくさんおられて、また、その勤務先、学校でも心配されている方がたくさんおられます。

そこで、濃厚接触者の場合は連絡がいくということで、連絡がない方は感染の可能性が低いという認識だと思えます。そういう広報といえますか、連絡がない方は、比較的といったら変ですけど、安全なんですと、心配ありませんよというような広報をもうちょっとはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

【伊藤医療政策課長】学校や事業所等で感染者が発生した場合、保健所は、その学校や勤務先にご協力をいただきながら濃厚接触者、あるいは接触者の特定を進めてまいります。学校等と連携をとりながら、その保護者、あるいは勤務者の方への説明、周知を行っているところでございます。

具体的には、学校等で感染者が発生した場合、保健所は学校等の責任者の方へ連絡をとり、登

校等の状況、あるいは校内、事業所内の活動状況、感染防止対策の取組状況等のヒアリングを行いまして、実際にPCR検査等の対象となります濃厚接触者、あるいは接触者の範囲を特定しているところでございます。

委員おっしゃるとおり、濃厚接触者や接触者になる方につきましては、保健所から直接連絡をとっております。そうではない周辺の方につきましては、各学校や事業所の方から、その感染状況等の説明をさせていただいているところでございます。

保健所といたしましては、学校等から情報伝達を行っていただく際に、きちんとその問い合わせや適切な対応がとれるような形で、実際の濃厚接触者や接触者の範囲、あるいはその施設での感染状況、今後の感染防止対策など正確な情報を、個人情報の保護というところに配慮をさせていただきながらお伝えいただくようお願いをしております。

【千住委員】連絡がない方は大丈夫なんですよという認識が一般的に広がると、すごくいいのかなと思えます。認識としては、そういった認識がないのかなというところ。

また、デルタ株は感染力が高いというところで、学校、会社からは最低限の情報しか出ませんので、心配になる、不安になるところもたくさんあると思えます。なので、一般的な世間常識として、連絡がない方は普段の生活に支障はないという認知をもうちょっと広げていただけたらと思えます。ぜひよろしく願いしたいと思います。

2つ目ですけど、県立こども医療センターにおける発達障害検査等についてということで、先ほど、ごう委員からもお話がありましたとおり、以前から発達障害に関する検査がなかなか

進まない、半年待たないといけないというような状況が長く続いているということがあります。学校、保育園の方からも、子どもが発達障害の検査を受けるとなった中で、半年待ちというところで。

受ける段階まで、ご家庭のハードルはすごく高いんですけども、そこをようやく受けると決断ができた時に半年待ちとなると、その半年がなかなか続かない、もういいやという状態に戻るといようなところをお聞きしていますので、ぜひとも何とか解決できないかと思うんです。

現在の状況と、原因は医師不足というお話があったんですが、半年以上待たないと受けられない中で、その家庭とか学校、あるいはその関係のところはどうフォローしているのかをお聞きします。

【吉田障害福祉課長】発達障害初診の長期間の待機待ちということで、先ほども答弁いたしましたように、県内の3拠点機関、子ども医療福祉センター、長崎、佐世保の支援センターではいずれも今、6か月待ちの状態になっております。

それに対しまして県としては、平成25年度から新規予約の受付対応を、看護師であったり保健師の専門職が行っておりまして、受診までの待機期間に保護者の困り感や対応であったり、相談内容に対する助言、情報提供、保育所であったり学校等への支援を実施しているところでございます。

また、予約の受付の時点で、困っていること、気になっていること、家庭や保育所、幼稚園、学校等での様子等を詳しく聞き取りをさせていただきまして、その中で緊急性が高いと思われる児童には優先的に早目に受診ができるように

調整するなど対応をしているところでございます。

また、その際、近隣の発達障害の診療が可能な医療機関の紹介であったり、市町の保健師へ療育支援ということであつないだり、福祉サービスになります。相談支援事業所の紹介等を行っているところでございます。

【千住委員】いろいろお話ししている中で、半年待ちのご家庭には相談があればということだったんですが、その相談って、実際にどれくらいあっているんですか。

年間の診療が1万7,000件ほどあるとお聞きしております。新規の方が約750名おられるとお聞きしています。年間でそれだけおられるということで、待っている方もかなりの数おられると思うんですけれども、そうやって相談をされている方の実績はどれくらいあるんですか。

【吉田障害福祉課長】受診者数については、委員がおっしゃいましたように1年間で約1万6,700名、そのうち新患の方が744名とお聞きしているところでございます。

実際そういう相談があった件数につきましては、申し訳ございません、今、把握しておりません。

【千住委員】先ほど、ごう委員からあったんですが、医師不足が解決できないということであれば、そのほかの解決策を考えないといけないと思うんですよね。

半年待ちの状態の中で、学校でも対応はしていると思うんですけど、学校と医療福祉センターはつながっていないわけですよね。個人情報ということもあって連絡はかないということであれば、この間をつなぐコーディネーター、あるいは相談できる部門が一つ必要ではないかなど。

それがもしできないのであれば、初診が744人、年間の診察が約1万7,000件ということであれば、通院されている方といえますか、再診がほかのところで受けられるような形で新規をもうちょっと受け入れられる状態をつくるということ。

あるいは、先ほど言った、その半年間に常に連絡が取れる機関が一つ必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【吉田障害福祉課長】かなり待機が長期化していることに対しましては、医師の研修を実施しているところですけど、なかなか根本的な解決には至っておりません。

今、委員がおっしゃいましたように再診の方は、五島であったり上五島であったり、そこに発達外来を設置いたしまして、そちらに医師を派遣することによって、わざわざこども医療福祉センターにおいでいただくなくていいような対応をとっているところがございます。ほかの地区につきましても同じような対応がとれないか、今後検討を進めていきたいと思っております。

患者によっては処方のみ、薬のみでいいという患者もございます。そういう対応をいただける医療機関を増やすことによって、わざわざ3拠点の医療機関に来ずに、新患をその分受け入れるという状況もあると思っておりますので、そちらについても進めていければと思います。

学校との連携といえますか、発達障害児・者の対応につきましては、発達障害児・者支援推進会議という会議体がございます、その中に医療関係者、大学等の有識者、教育委員会、障害福祉課、保育所等も入っております。そういう中で情報共有と意見交換等をさせていただいておりますけど、まだまだ不足する分がないか、改めて再度、関係機関で検討させていただ

ければと思います。

【千住委員】その推進会議の中で、これは話題に、議題に上がらないんですか、この半年待ちというのは。

【吉田障害福祉課長】当然メインの話題として上がっております。ただ、先ほどから答弁を繰り返させていただいておりますけど、その医師不足、発達外来の設置という部分につきましては、なかなか根本的な解決を見出せていない状況がございます。

繰り返しになりますけど、そういう再診のところを増やしていったり、根本的な解決にはならないと思っておりますけど、そういう工夫といえますかアイデア等も検討しながら、少しでも待機時間の解消に努めたいと思っております。

【千住委員】診察を受けても、診断が出るか出ないかによって学校の対応も変わってくるところもありますので、ここはもう本当、課を超えてではないですけども。

実際に半年待つと、子どもたちは新しい学年になって、新しいクラスに、新しい担任の先生になるということで、ゼロからではないですけども、またスタートになりますので、そこはもうちょっと教育委員会とも連携をとりながら、この半年間をどうにか。

ほったらかしではないですけども、今、受けないといけない教育を受けられないような状態になっておりますので、そこをもうちょっと、課を超えて取組をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【吉田障害福祉課長】繰り返しの答弁になりますけど、やはり我々も、発達障害児の方には早期発見、早期療育が一番重要だと思っております。その医師不足の解消であったり、初診を受けられない中でも療育に結びつけられるよう

な取組を、今でもさせていただいておりますけど、まだ足りない部分がないか、改めて関係課、関係機関とも検討させていただければと思います。

【千住委員】ぜひ、関係機関ともっと協議していただいて、一人でも、今受けられる教育を受けられるような状況をつくっていただきたいと思います。以上です。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】簡潔に質問したいと思います。

まず、政策等決定過程云々の提出資料の4ページ、医療政策課が、新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る会場設営及び運営等業務委託、1億7,000万円余りをJTBに随意契約しております。これは随意契約、どういうことかという理由をお示してください。

【林田医療政策課企画監】県の接種センターの会場設営、運営等業務委託につきましては、先ほど委員からご指摘があった1番と7番、2か所ございます。いずれも、会場の設営、運営にしまして十分なノウハウと知識を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式で企画提案を募りまして、最も優れた事業者から見積書を徴取し、適正な価格であることを確認したうえで随意契約を締結したものでございます。

具体的には、1件目、6月2日契約分につきましては長崎会場、県庁になりますが、長崎会場と県北会場、この時点ではサンパーク吉井の会場分を一括で公募をいたしまして、2者の応募があった中で、JTB長崎支店が最優秀となり契約をしたものでございます。

2点目、8月2日の契約分につきましては、佐世保市の会場を市の中心部、レオプラザホテル佐世保に移転したことに伴いまして、この会場分に関する設置運營業務を公募し、2者の応募

があった中で、JTB長崎支店が最優秀となって契約をしたものでございます。

随意契約の経過としては以上でございますが、提出しております1,000万円以上の契約状況一覧表のうち、右端の契約方法につきまして、今回、単に「随意契約」とだけ記載をしておりましたが、他課の記載を見ますと、公募型プロポーザルの場合はその旨がしっかり記載してあります。整合性がとれていない部分がございますので、以後、同様のケースの場合は、誤解を招かないようにしっかり記載をしたいと思っております。

【堀江委員】今後の対策まで答えていただいたんですが、公募型プロポーザルということで、同じ福祉保健部の中でも、「随意契約」と書く例と、「公募型プロポーザル」とちゃんと明記しているところがあるので、今後の対応ということで理解をいたしました。

そうしますと、業務委託でワクチン接種の期間がこの間、ずっと延びてきていますね。そのことに伴っては、どのようにこれはなるんですか。

【林田医療政策課企画監】期間の延長に伴うものにつきましては、継続性、効率性の面から、変更契約ということで契約をいたしております。

【堀江委員】2番目に「黒い雨」訴訟に係る長崎県の対応について。

これは一言なんですが、8月2日に厚生労働省に対し、長崎県、長崎県議会、長崎市、長崎市議会の連名で要望をされて、その後の動きがあるのかということをお尋ねしたくて質問通告を上げさせていただいております。状況はどうですか。

【山崎原爆被爆者援護課長】現在、厚生労働省におきまして、被爆者援護法第1条3号に基づく

指針の改定のための国と広島、長崎、4県市の協議に先立ちまして、「黒い雨」訴訟の原告84名の方の事情について判決等で整理し、広島県・市にも事実確認をしているところということでございます。

今後の協議のスケジュールについて、今のところ見えていない状況ですけれども、指針改定に際しましては、長崎県、長崎市の状況も十分反映していただく必要があることから、厚生労働省、広島県・市に随時状況を確認しております。当初から長崎県、長崎市も協議に加えていただくよう、引き続き強く働きかけてまいりたいと思っております。

【堀江委員】そうしますと、今現在も協議に加えていただきたいとお願いしている段階で、協議に加えるというところまで、まだっていないということですか。

【山崎原爆被爆者援護課長】厚生労働省に確認しておりますのは、今現在、原告84名の事情の聴取の進捗状況、それと併せて、長崎県・市も最初から入りたいので、いつごろそういったスケジュールが出されるのか、その中でどのようにして加えていただけるのか、そういったことを何回も国の方をお願い、確認をしているところでございます。

【堀江委員】いずれにしましても、この問題につきましても、ぜひ。時間がない被爆体験者にとりましては、やはり被爆者として認めてほしいという強い要望がありますので、随時、要望された内容を実現していただくよう、今後も強く求めていただきたいと思いますと思っております。

次に、振興局見直し実施計画案についてということですが、これは報告の中で、福祉保健部関係の組織については、保健部門では長崎、島原、県央の各地区に現在の保健所機能を継続配

置することとなっております。継続配置することは当然だと思っておりますが、方向性として「当面」という言葉があるんですが、ちょっと私としては気になりまして、当面というのはどのようにとったらいいのか、そこがちょっと私としては疑問で、お尋ねをするところです。

この再編計画は基本計画からいろいろあって、例えば2008年、平成20年、当時の金子知事に対し長崎市長が、長崎県の地方機関の減案に対する意見についてということで要望した内容もでございます。そういう長い計画の中で、長崎県の地方機関の編成というか、これは進められているんですけど、こうした要望はもう13年前の話になるんですが。

そういう視点から見た時に、今回、福祉保健部の「保健部門については当面」というこの当面の期間がどれぐらいと見たらいいのかということがちょっと私は気になりまして。というのは、そのまま存置をしてほしいという思いがあって、この質問をするわけですけれども、見解を求めます。

【中尾福祉保健課長】ご指摘の振興局再編計画におきましては、行政サービス水準の維持のため、災害対応など緊急性が高い業務や窓口業務など現場性が特に強い業務については、長崎地区、島原地区にも必要な体制を配置することとしておりまして、保健所はそれぞれの地区に現在の機能を維持することとなっております。

一方で、保健所の体制等につきましては、今後、県全体の医療保健体制を検討する中で改めて検討していくこととなると考えておりまして、今回の再編計画においては、そういう意味で当面という表現をしたところでございます。

この検討に当たっては、新型コロナ対策における保健所の重要性、また人口減少に伴う広域

での対応など様々な状況変化の中で慎重な検討が必要であって、具体的な年数をお答えするのは難しいところではございますが、例えば1～2年といった短期間で議論ができるものではないと考えております

【堀江委員】 そうしますと、1～2年という期間ではないと、いわゆる期間が言えるものではないということですが、認識として様々な計画等は5年、10年の計画があるんですが、そういったスパンで見たいということですか。

要は存置、これはやはり私はそのままにしてほしいという思いがありまして、この質問にちょっとこだわっているわけですけど、1～2年ではないということしか言えないわけですね、今の段階は。

【中尾福祉保健課長】 保健所の立地、また機能を見直すに当たっては相応の時間を要するものでありまして、これは先ほども申し上げましたとおり、短期間で見直しを行うというものではないと考えております。今後の見直しに当たっても、ご指摘の5年などのスパンで検討していく話であると認識をしております。

【堀江委員】 最後の質問にいたします。今回出された長崎県循環器病対策推進計画（素案）についてです。

これは、都道府県が国の基本計画を踏まえて計画を策定するよう定められている。要は法で、計画をつくりなさいということになったから策定すると理解をしますが、まず確認というか、教えてほしいんですが、これは努力義務ですか。それとも、いわゆる義務なのか、どう理解したらいいですか。

【伊藤医療政策課長】 長崎県循環器病対策推進計画につきましては、先ほどご説明をさせていただきました、健康寿命の延伸等を図るための

脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の中で、その第11条に都道府県が計画を策定する規定がございます。いわゆる努力義務ではなくて、策定は義務と位置づけられているものでございます。

【堀江委員】 この問題につきましては、素人の私がいろいろ言うことではなくて、循環器病対策に関わる様々な分野の専門の皆さんが、これまでもあらゆる形で努力をされてきたことだと思っております。

私としては、こうした計画は随時、計画の検討、どうやっているかというチェック機能といえますか、それがないと、計画をつくって終わりということではいけないと思っております、あえて質問させていただくんですが、計画策定の体制の中に長崎県循環器病対策推進協議会をつくとあります。これは検討、協議と書かれておりますが、例えばここでいわゆるチェック機能といえますか、何年までにこうすると、そういう進捗状況を確認することも含まれているのか、そういう認識でいいんですか。

【伊藤医療政策課長】 この循環器病対策推進計画の策定に当たりまして、委員おっしゃるとおり関係者の皆様で循環器病対策推進協議会を設置し、この協議会の中で、その内容についてご議論をいただいております。

今後、策定に当たっても、この協議会の中でご議論した内容を踏まえて策定していくことになるんですが、策定した後も、もともとこの計画は来年度、再来年度、2か年の計画でございますので、次の計画に向けて、すぐにその計画の変更についても協議を進めていくこととなります。その際も、今回設置をいたしました県循環器病対策推進協議会の中で議論、調整をしてまいりたいと思っております。

【堀江委員】最後にします。この素案の34ページに、取り組むべき施策の中で、例えば急性心筋梗塞とか、様々なこうした病気に対する「専門的医療が可能な医療機関の地理的な分布の適正化に取り組みます」と。

離島を抱える長崎県の中で、緊急に対応できる、そして専門的に対応できる医療機関を適正に、県民がどこに住んでもサービスが受けられるという医療が受けられるように適正化するというのは、これまでもすごく努力してきたことだったと思うんですが、かといって、なかなかこれできない分野だと思うんですけども、それをあえて今回、取り組むべき施策として「医療機関の地理的な分布の適正化に取り組みます」と掲げているのは、これはもう当然ではあるんですが、このめどといいますか、方向性といいますか。これは方向性としてやりますということ掲げているのか、それとも。

これはもう、ここ書かれなくても、これまでそれぞれの分野で専門的に取り組んできて、かといってできない部分でもあったと思うんです。私はぜひ、この方向でやってほしいと思っているので、この点についてはどのような見解をお持ちですか。計画そのものは当然なんですけど、「これがなかなかできてないよ」と思うのが率直な計画を読んだの思いなんですけど、どう理解したらいいでしょうか。

【伊藤医療政策課長】これまでも県の医療計画の中で医療提供体制については書かせていただいているところでございます。

ただ、それぞれの分野で、脳卒中と心血管疾患ということで分けて記載をしているところでございますが、今回の計画は、それを合わせた循環器病対策ということで、総合的な計画をつくらうとしているところでございます。

その総合的な計画をつくるに当たって、医療機関、医療提供体制についての適正な配置については今後検討していくという方向性を示したもので、今後、具体的にはそれぞれ、この循環器病対策推進協議会のほかに、この34ページでは急性心筋梗塞について記載をしておりますが、この関係であれば県の心血管疾患検討委員会という別の検討委員会がございます。関係者、医療機関に集まっていたらご議論する場がございますので、具体的な医療機関の適正配置、あるいはできない場合はどういう形で対応していくのかも含めて具体的な議論は、この2つの県心血管疾患検討委員会と県循環器病対策推進協議会の中で、今後議論をしてみたいと思っております。

【堀江委員】この素案につきましては、長崎県医療計画第7次分と照らし合わせながら、私なりに読ませていただきました。ぜひ、この循環器病対策が予防から回復まで、各分野の連携をとりながら、さらに強まっていくことを期待しておきたいと思っております。ありがとうございます。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】私から3点の質問をさせていただきます。

まずは、医療従事者や介護事業者の自費でのPCR検査への支援です。

医療従事者や介護従事者のご家庭において、出張等により家族が県外から戻ってきた場合、職場での感染を防止するためにも、医療や介護の職場からPCR検査を行うように求められることが一般的なようです。

しかしながら、実際にその検査費用については自費負担となるケースが多いと聞いています。複数の県民の皆様から、なぜ医療や介護従事者

ばかりが負担を強いられるのかという悲痛なお声をいただきました。

特に医療現場においては、過去にクラスターが発生して多数の感染者を出したことから、依然、緊張感が高い状態が続いています。さらに感染対策のため、ご家族の出張が主な理由とはいえ、日常の我慢に加えて自費でのPCR検査を強いられるのは、正直、大変気の毒であると思うところです。

県としての支援について、ご見解をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】医療機関、あるいは医療従事者の感染防止対策につきましては、院内感染、院内クラスターの発生を防止する観点から、必要な医療提供体制を確保するということもあり、医療機関へは、感染防止対策に対する経費の補助、医療従事者に対してはワクチンの優先接種などで対応してきているところでございます。

県内の感染拡大は、これまでも県外由来の感染から拡大することが多いということもございまして、県内の感染状況に応じて、医療従事者やご家族を含めて、県民の皆様には不要不急の県外との往来自粛、感染拡大地域との往来自粛をお願いしてきているところでございます。

医療機関だけではなく各施設、あるいは事業所が、県外等との往来時に、その従事者やご家族に対して検査を求めることがあるということは承知をしております。ただ、その検査に対しまして、県行政が公費を用いて支援を行うことは、困難なことではないかと考えております。

県といたしましては、こういう社会経済活動、あるいは不安解消のためにPCR検査を行う需要、ニーズがあることは十分承知をしておりますので、各地域で自費による検査を受ける体制

の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

【尾崎長寿社会課長】介護施設、介護従事者の感染防止対策につきましても、施設内クラスターの発生を防止し介護サービスの継続を図るため、これまで介護施設に対しまして感染防止対策に要する経費の支援、介護従事者へのワクチンの優先接種などの取組を行ったところでございます。

介護施設におきましても、県外等との往来時に従事者やご家族に対して検査を求めることがあることは承知しておりますが、その検査に対する支援を行政が公費を用いて行うことまでは困難と考えているところでございます。

県としましては、介護施設におけるサービスの継続に向けまして、各事業所に対する感染防止の徹底ということについて引き続き図っていきたいと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。確かに本来であれば出張を命じた事業者側が、その費用を負担できればよいのですが、民間に一律にそのような対応を求めるのは非常に難しいと思います。また、医療や介護機関が実際に自分たちで負担をしているケースもあると聞いています。しかしながら、コロナ禍で経営が落ち込んだ、特に医療機関であるとか、そういったところは負担にならざるを得ません。

非常に難しいというご答弁をいただいたところですけれども、例えば負担2分の1でも支援できれば、医療・介護従事者に寄り添った支援となりますので、私としては、今後の前向きな検討を要望させていただいて、次の質問に移ります。

続きまして、救急車出動を回避するための24時間電話相談体制です。本年2月定例会で、隣

の山下委員が質問をされましたが、7119の救急安心センターのような機能が本県でも必要だと考えます。

7119とは、急なけがや病気をした時、救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど判断に迷う場合に専門家からアドバイスを受けることができる相談窓口です。この相談窓口を利用することで、適切なアドバイスを提供できるとともに救急車出動を回避でき、行政のコスト削減にもなると期待されています。

ちなみに7119は、全国限られた地域でしか対応できておらず、九州では福岡県のみです。小児救急相談8000は全国対応していますが、それ以外の救急相談も、例えば成人者、大人の救急相談も、本来は全国対応すべきだと考えます。

このような中、先日の長崎新聞に取り上げられました、本県のNPO法人で県立大学の立石教授が代表理事をされる、救急医療など経験した看護師15名で構成される長崎ニューナースネットワーク、略して「N4」と呼ばれているようですけれども、こちらは、夜間、看護師が不在の介護施設などに電話健康相談サービスを提供して、メンバーが自宅で電話相談に応じて、まさに7119の機能を担っていただいています。

先日、立石教授をはじめN4の看護師の皆様とズーム会議を行いました。N4は今後、行政との連携を考え、希望しています。本県での7119の実現のためにも、N4との連携をぜひともお願いしたいところですが、県のご見解をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】今、委員からお話がありましたとおり、県では、小さなお子さんをお持ち

の保護者向けの電話相談窓口ということで、小児救急電話相談センター8000を開設いたしまして、これにつきましては毎年約1万件の相談実績がございます。

子どもに限らず、病気やけがをした際に、救急車を呼んだ方がいいのかどうか、そういうご相談に対応する全国的な事業ということで救急安心センター事業、7119の事業があるわけですが、本県では現在、救急搬送を所管しております消防保安室におきまして、この7119を今後の消防体制の維持・強化の有効な方法の一つと位置づけているということで、現在、市町などと意見交換等を実施しているとお聞きをしております。

今ご紹介がございましたNPO法人の活動についても、今後、お話をお聞きするというところでございます。医療政策課といたしましても、消防保安室と情報共有を図りながら、連携して対応してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。N4の皆さんとの前向きな検討というご答弁をいただきました。

また、消防保安室が実際は所管と。山下委員の時も消防保安室がこの件に答弁をされたということですが、中身は医療の話でございますので、消防保安室との連携もまた深めていただいて、N4との連携というより7119を本県が実現できるよう、ぜひともそういった取組をお願いいたします。

最後の質問に移ります。こちらは要望だけにとどめさせていただきます。発達障害児のケアに関する支援員や医師のサポート体制拡充に向けて。先ほど、ごう委員、千住委員の質問で、こちらは十分議論がなされましたので、要望だけ申し上げます。

従来からの課題と県からも事前に伺っております。半年を要するというので、ずっと言われていますが、私の方も県民の方から、半年も待っていますということで、何とかしてほしいという要望をいただきました。

お子さんが検査対象となった時点で、ご家族、また本人も相当不安です。検査が決まって、そこから半年待つというのは非常に酷だなと、要望を聞きながら感じたところでございます。

本日、3名から同様の質問があったということで、やはり本県においても極めて重要な課題で、近年、発達障害児が増加をしているんだなということを私、本日肌で感じたところでございます。

医師不足という非常に難しい根本的な課題に対して、既に検討いただいておりますけれども、改めて深刻な問題であるということを認識いただいて、改善をお願いして質問を終わります。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了します。

本日の審査はこれにとどめ、明日は午前10時より委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時 6分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月30日

自 午前10時00分
至 午後11時15分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委 員	中山 功 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	山田 朋子 君
"	ごうまなみ 君
"	宅島 寿一 君
"	麻生 隆 君
"	山下 博史 君
"	中村 泰輔 君
"	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

こども政策局長	田中紀久美 君
こども未来課長	徳永 憲達 君
こども家庭課長	平川 顕作 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【浦川委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

こども政策局に対する質問を行います。

質問はありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

子どもの関係で質問させていただきたいと思
います。

私も孫が今10人おりまして、そういう意味で
は今後のこども政策は大事だと思っております
ので、その観点から質問を通告しておりました
のでしたいと思います。

子どもの貧困実態と対策についてということ
で、コロナの中で、より一層子どもを取り巻く
環境は厳しい状況となっていると思っておいま
す。この貧困状態を改めて議案外の中でうたっ
てありますけれども、具体的にどのような対策
を取られておられるのか、県の取組について再
度お尋ねしたいと思います。

【平川こども家庭課長】 県の取組の状況でござ
いますけれども、県では令和2年10月に「子ど
もの貧困対策推進計画」を策定いたしまして、
各種施策に取り組んでいるところでございま
すが、こども政策局におきましては、子どもの貧
困対策推進事業を実施しております。

令和2年度には、貧困に関する総合相談窓口
の設置でありますとか、支援者に向けた子ども
の貧困早期発見のためのチェックリスト、また、
県内全ての子育て世帯に各種支援施策をまとめ
たガイドブックを作成して配布したところでご
ざいます。

現在の取組といたしましては、市町での貧困
の子どもたち、または支援が必要な子どもたち、
こういったところを早期に発見して必要な支援
につなぐということを進めるために、子ども食
堂でありますとか、フードバンクなどの取組に

精通した団体を貧困対策統括コーディネーターとして位置づけまして、県と一緒に市町を訪問していただきまして、地域において子ども食堂などの子どもの居場所づくりでありますとか、支援が必要な子どもを早期に発見するとか、そういったノウハウなども市町の方にお伝えしながら、見守り強化の体制をつくっていきたいというところで取り組んでおります。

【麻生委員】NP だとか外部委託、山本倫子さんだと思うんですけども、ある県においては、知事以下各部局が横断的に取組をしていこうというところも出てまいりました。

一部局だけではなくて、これは各市町が窓口だと思いますけれども、しっかりと連携と情報を共有して、もちろん貧困の状況で、学校教育であれば学校との連携、幼稚園、保育園との連携、そういったこと等も含めて、虐待の関係もつながってくると思うんですけども、しっかり連携をとってやっていただくことが大事なと。一部局で抱えると、なかなか情報の収集量も違ってくると思いますので、ぜひそういう観点では、今対策をとられている状況も含めて展開をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、子ども食堂の話がありましたので、子ども食堂のことについてお尋ねしたいと思います。

私も子ども食堂については大変大事な状況かなと思っておりまして、4年前には山田朋子議員が佐世保で先進的なことをされておりましたので視察をさせていただいて大変勉強になりました。地域の皆さんと連携してやるのが大事なと。それと併せて、供給をしてもらう事業者、そういう方々とも連携を取ってネットワークが大事だと思っているところです。

一方、フードバンクだとか、フードドライブとかいうことであるんですけども、逆に言えば、なかなか資金がなくて、ボランティアだけでは回っていかない。また貧困の世帯にそれぞれ供給しようとする人にとっても、なかなか人・もの・金という状況が必要だということありますけれども、こういうことについて、まずは子ども食堂が今県内でどのくらい実施されて、もちろん子ども食堂のネットワークということで一部長崎市も動いているという話を聞いていますけれども、県内で子ども食堂が今どのくらい立ち上がってきて、どういう形のネットワークが組まれているのか、その件について掌握されておられればご答弁いただきたいと思えます。

【平川こども家庭課長】県内の子ども食堂でございますけれども、私どもが把握しているところでは51か所でございます。ただ、この全てがネットワークに参加しているというものではないと伺っているところでございます。

【麻生委員】先ほど貧困対策をしっかりやりますよと、一方では子ども食堂も大事だと言いながら、掌握をしてないということでありましたので、ぜひ各市町と連携してやっていただきたいと思っております。

今、長崎市で私もお付き合いしているところがありまして、これは民間企業ですけども、とんぼという子ども食堂があって、そこをやっている方と話をし状況を聞いたんですけども、大体月2回、やる時に50人から60人来るという話をされておりました。

ボランティアはどうしているんですかとお尋ねすると、ボランティアは地域の人10人ぐらい、自分の友人で、昔、料理人だった方が何人かおるんだと、そういう方たちが集まってきてやる

と。ボランティアで本当にやっていけるんですかという話をしたら、いや、盆・暮れにそれぞれポケットマネーでやっているんだよという話をされて、すごいなと思ったんですけれども。やっぱりそういうネットワークをつくりながら、しっかりとボランティアも継続してできるように取り組むことは大事ななと思っているところでもあります。

ただ、課題は、食材がなかなか集まらないということも聞いているところです。そのとんぼという子ども食堂は、自分の個人的な人脈もあるんでしょう。結構食材は余るほどあるんだという話でありました。

一部国も備蓄米が余って、それぞれ支給するという話も出ておりますけれども、その件について、先ほど申し上げました観点で食材の収集、また補助面について、県として掌握されていることがありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

【平川こども家庭課長】子ども食堂における食材の確保でございますけれども、今委員がおっしゃいましたような、政府の方からは備蓄米の交付でありますとか、農産物等の理解促進を目的とした食材、お米などの供給というのが行われているところでございます。

また、それ以外にも、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」というのがあります。そちらの事業の中で緊急支援事業というのが出ています。そちらでは食材の補助が対象となっており、こういったことも市町の方にはお知らせしながら、この事業への取組についても促している、お願いをしているところでございます。

【麻生委員】食材関係の事業者でも、今、食品の流通関係で3分の1ルールが2分の1ルールに変わってきたということについてはご存じだと

思いますけれども、今まで賞味期限が迫ったものについては事業者が廃棄をすると。それが逆に言えば、自分たちが廃棄する前に子ども食堂とかに活用してもらえばいいというのが今主体なんですけれども、一方では、事業者も損金処理ができない。また、逆に言えば、子ども食堂にやった人たちも、そこについても無料でやっているかもしれないけど、本来は自分たちが処理すると廃棄物処理の手数料が要るんですけどね、そういったものがかからないというメリットがあるかと思います。税制上の問題とか、逆に言えば双方に何かうまくいくような仕組みが、まだ県のレベルではないと思いますけれども、そういうことについて、何か子ども食堂をやっているところ、または食材を供給しているところの実態をぜひ調べてもらって、ネットワークを組んでいただくようなことができないのかと思っているんですけれども、さっきの食品の2分の1ルールだとか、そういったことについての現状を把握されていることについて、県としてのお考えはないのかどうかお尋ねしたいと思います。言っていることはわかりますか。

【平川こども家庭課長】今、委員からお話がございました3分の1ルールですが、店頭から撤去する時期というのが、いわゆる製造した日から賞味期限までの期間の残り3分の1で引き上げるという慣習があるというのは私も伺ったところでございます。その部分をなくしていこうという動きがあるということは、私も少し承知はしているところでございます。

また、フードバンク等に企業が寄附をされるという場合におきます法人税上の取扱いも、少し調べましたところ、その食材を提供する費用については損金の額に算入してもいいという見解も出ているというところをお聞きしたところ

でございます。

私どもが直接何かやるというのは、なかなか難しゅうございますけれども、こういった情報もお知らせすることはできていると思っておりますので、そのあたりは少し今後の進め方について勉強させていただきたいと思っております。

【麻生委員】ぜひ出す側についても出しやすいような環境、また逆に言えば、受け入れ側もしっかりとネットワークで困窮者にも配布できたり、子ども食堂についても食材になるように展開をお願いしたいと思います。

3番目に、コロナ禍の中で、虐待だとか、ひきこもり関係もマスコミで報道されていますし、今回の議案外の中でもうたわれておりますけれども、現在、県として各市町と連携しながら、どこまで把握されているのか、その実態をお示しいただきたいと思っております。

【平川こども家庭課長】虐待の相談対応件数につきましては、委員会説明資料にも書かせていただいておりますけれども、令和2年度は1,018件ということで、過去最高となりました令和元年度の1,053件から35件ほど減少しておりますが、ただ、この虐待の件数が多いという状況は変わっていないと思っております。

また、このコロナ禍が続く中で、児童虐待のリスクが高まっているという認識は持っておりまして、そういった中で支援が必要な子どもを早く発見するという取組、それから、その発見した子どもに必要な支援につなぐという取組が必要だと思っております。

そのための取組として、先ほど少し貧困の部分でもお話をいたしましたけれども、支援が必要な子どもを発見する場となります学習支援や子ども食堂、こういった地域における子どもの居場所づくりというものをまず進めていきたい

ということ、併せて、そうした活動を行う団体の協力を得て、支援を必要とする子どもたちを発見していくことで家庭を見守る、そういった事業をやっていこうということで市町と協議をしているところでございます。

【麻生委員】わかりました。コロナ禍で増えている状況はわかりました。

この前、実は長崎大学の教授のコメントが載ってございましたけれども、コロナ禍で子どもたちの自殺者が増えたという状況が言われていました。前年対比で100名以上超えていると。今後、また学校の閉鎖だとか、オンラインだとかでなかなか授業に行けない。また、ひきこもりを含めて不登校も結構増えているという状況の中で、自殺者が増えているという話がありました。学校行事をしっかりとやっていただくのは教育委員会ですけれども、ぜひひきこもりの実態を調べてもらいながら、孤立化させない、家庭・地域・学校でしっかり見守っていくという取組をお願いしたいなど。親の温かい目、また地域の温かい目、そして、行政の温かい目で、将来を担ってもらう子どもたちですので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

最後に、「プレコンセプションケア」についてということでお尋ねしたいと思います。これは福岡市が取り組んでいるということでありまして、若い女性の健康ということで、男女結婚の話にもつながっておりますけれども、これについて今後、各市町が取り組むかどうかわかりませんが、ワンコインで簡単に検査していただきながら、自分たちの生活設計、将来の家庭設計ということができるといことも書いてありました。

現状では、高齢出産というような形が多かったりとか、障害者も2000年に比べると、今2020

年で1,000人から2,000人近くなったという報告がこの前されておりました。いろんな要因があるかと思えます。医療の発展で失われる命が生き延びたということもあるかもしれませんが、若い体力、気力、またそういう状況があればいいのではないかと考えていますけれども、こういうプレコンセプションケアについて、ご見解をお尋ねしたいと思えます。

【平川こども家庭課長】プレコンセプションケアについてのお尋ねでございます。

本年2月に、国において「成育医療等基本方針」が決定されておりまして、この中に、男女を問わず相談支援や健診等を通じて将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図るということが記載されておりまして、現在、国において検討が進められているところでございます。

また、先ほどご紹介がありました福岡市で実施されている検査費助成の事業につきましては、女性が自身の健康づくりとライフプランを考えるきっかけとしてもらうためのものであるということも伺っているところでございます。

本県といたしましては、男女ともに将来の結婚や出産、子育てなどを含めた人生設計を考えて、併せて自らの健康管理を行っていくことは重要なことだと思っております。

そのために、まず、若いうちから自身の体や健康について学ぶことが重要であると思っております。県では、従来から、中学生や高校生を対象とした健康教育授業を実施しているところであります。

今後、国における検討結果なども踏まえまして、プレコンセプションケアを含めた健康管理に関する情報提供等に努めていきたいと思っております。

おります。

【麻生委員】ありがとうございました。

何としても少子高齢化に歯止めをかけながら、生まれてきた子どもたちについては、本当に生まれてきてよかったなという環境をつくってあげる、それが10年後、20年後、長崎のいい活力になると思っておりますので、大変だと思えますけれども、将来の子どもたちを育むんだという思いでしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、さっきのプレコンセプションケアについては新しい取組だと思っておりますので、よく理解してもらいながら、啓発活動を展開していただくことを切にお願いして私の質問を終わりたいと思えます。

以上で終わります。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【山下委員】通告に従いまして、1点だけ質問させていただきます。

幼稚園、保育園の送迎バスの運行指針についてということで質問させていただきますが、皆さんご承知のとおり、7月29日に福岡県の中間市の保育園で、5歳児が送迎バスに取り残されて熱中症で亡くなってしまったという、本当にあってはならない、大変痛ましい事故が発生したわけでありまして。

そこで、まずお尋ねしたいのが、県内でバスを運行している施設、幼稚園、保育園を含む施設は、どれくらいあるのかを教えてくださいませんか。

【徳永こども未来課長】委員ご指摘のバスの運行状況でございますが、今回の事件を受けまして県で独自に、改めて県内618施設に対して緊急の調査を行ったところでございます。そのうち599施設から回答をいただいておりますが、そのうちの約3割に当たる178施設でバスの運

行を行っているという結果が出ております。施設種別毎には、保育所が49施設、幼稚園が27施設、認定こども園が102施設となっております。

【山下委員】わかりました。トータルすると178施設が運行を行っているということでありませけれども、今回、他県の事例ではありますけれども、あの事件が起こった時に、本県ではどうなのかなと、どのような運行をしているのかなという思いに至ったわけでありませ。

こういう痛ましい他県の事故を受けて、本県では、その後どのような対応をされたんでしようか。

【徳永こども未来課長】本県におきましては、他県の事例ではございますが、やはり注意喚起等必要だということで、事件の直後の8月上旬に、各私立幼稚園及び保育所の実施主体である市町に対しまして、「登園時等における園児の出席確認及び園バス運行時の安全対策の徹底について」という文書等による注意喚起を行っているところでございます。

中間市の事案につきましては、もちろんバスの運行というところが結構クローズアップされておりますが、そのバスの運行に加えて、安全管理の前提となる園児の出席確認や安否確認という部分がなかなかされていなかったということもございませるので、注意喚起につきましても、その部分を特に強くお願いしているような内容になっております。

また、8月25日には、国の方からも「安全管理の徹底について」という通知がなされておりました、この通知につきましても幼稚園及び市町に対して周知をお願いしているところでございませ。

【山下委員】今、こども未来課長がおっしゃったように、バスの運行だけではなくて受け入れ、

確認、出欠の確認。私も、実は末の子どもが保育園にお世話になっておまして、私も送迎することがあるんですけども、受け入れの時にはきちっと確認をしてお渡ししているわけでありませ。やっぱり限られた人員配置の中で、なかなかその業務が、人間誰も思い込みというのがあるわけですね、必ずですね。来ていたよねとか、来ているはずだとか、そういうことでの思い込みのミスというのが人間誰もあると思うので、ダブルチェックをするとか、やっぱりそういうことが徹底されないと、なかなかこういう事故はなくなるのかなと思っていませ。

特に、こういう痛ましい事件を教訓にして、我が県でもこういう事故が絶対に起こらないようにしていただきたいと思っんですが、今聞くところによると、福岡県では、独自の運行の指針みたいなものを策定したやに聞っていませですが、長崎県では、そういう指針を策定するようなことは検討されているんでしようか。

【徳永こども未来課長】今の委員のご指摘にございませ指針の策定といったものに至るものではないかもしれませませんが、今、福岡県の監査結果等が出ていませところであり、そういったものも踏まえて、国の方で追加的な周知の必要がないか検討が行われている段階でございませ。

私どもとして、まず1点目は、国の検討状況をしっかり注視していききたいと思っているところでございませ。

もう一点は、これはこれからと思っておられますが、各施設に対しまして毎年、監査等でご訪問させていただいているところでございませ。そういった機会に、まず園バスを運行している施設に関しましては、運行マニュアルの策定状況の聞き取り、あるいは徹底の確認をさせてい

ただき、さらに全ての施設に対しては、安全管理の基本である園児の出欠確認などの手順等、そういった部分も改めて確認をさせていただくなどして、事故の防止に努めていきたいと考えております。

【山下委員】あらゆる機会を通じて、そういうことで徹底していただきたいと思います。特に、監査で年1回なり行っていただく機会があると思いますので、そこで必ず確認をしていただくように、ご担当の方にも申し送りしていただければと思います。

子どものこういう残念な事故というのは、大人がきちんと守ってあげるしかないんです。その子のバスの中での状況を考えると、本当に心が痛みます。涙が出る思いであります。そういう意味で、きちっと大人が守ってあげられる体制づくりをしなければいけないと私は思っています。

最後に、田中局長、この件で、ご決意がありましたら一言お願いいたします。

【田中子ども政策局長】福岡県の保育所で発生しました事案は、委員もおっしゃいましたとおり、あってはならない、大変痛ましい事案であったと思っておりますし、大変心が痛む事件でございました。

本県といたしましても、他県の事例を他山の石といたしまして、安全対策につきましては、当然事業主体等であります市町や、実際に実施していただいている事業者の皆様、そういった方々としっかり情報の共有を行いながら、子どもの命を守る取組というものをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

【山下委員】ありがとうございました。

以上で終わります。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】通告に従い質問させていただきます。

まず、ヤングケアラーへの支援についてです。現在、県内の小・中・高に通う児童生徒に対し調査を行っていただき、回答期限が10月29日となっているとお聞きしています。現在の回収状況について伺いたいと思います。

【平川子ども家庭課長】現時点での状況でございますけれども、対象となります小・中・高、特別支援学校等合わせて609校の約1割から回答をいただいている状況でございます。

【山田(朋)委員】1割ということですが、あと1か月ぐらいという状況になっているかと思えます。なかなか回収が進んでいないというか、ちょっと遅れているというか、みんな期限ぎりぎりに出すのが一般的ですか。どんな感じとかわかっていますか。

【平川子ども家庭課長】個別の事情というのは把握しておりませんが、もともとこの調査をやるに当たりまして、それぞれ子どもさんに調査をやる時期というのが学校によって違うというのはお聞きしていたところでございます。

あと、確かに少し期限近くになって出されるというところもあるかと思えます。

【山田(朋)委員】今、1割程度返ってきているということですが、609校中1割、60校ぐらい返ってきているということですか。私が以前聞いた数から一気に増えたような気がしたので。

そうしたら、その1割の中のトレンドというか、状況というのは、今話せる状況にありますか。

【平川子ども家庭課長】ヤングケアラーと思われる子どもさんがいるという回答を得た学校が9校ほどございました。

【山田(朋)委員】 全部の調査が終わってから、またいろいろ集計いただいてご報告いただけるものと思いますが、実際9校にいたということですので、私は学校で完結するようなことなくお願いしたいなと思っていて、学校内でもう解決しましたみたいな安易な形ではなく、しっかり福祉とか、その支援につながるように、これは教育委員会にも一度申し上げようと思っておりますが、何か学校で完結させようという思いが強くあられるのかなというのを感じているもので、できるだけしっかり支援を、子どもを取り巻く様々な機関でしっかり支援をいただきたいと思っております。

この回収後ですけれども、どのような体制で支援をしていくかが重要であると考えています。以前、一般質問などで児童虐待が増加している中、要保護児童連絡協議会では対応が困難ではないかと、別の協議体が必要ではないかとも提案をしておりましたが、その後の検討状況と併せて、また支援を行う関係機関の研修も必要だと提案しておりましたが、それもどのようになっているのか伺いたいと思います。

【平川こども家庭課長】 ヤングケアラーに対する市町における支援の体制のお話でございますけれども、各市町の要対協に対して、実際、今どれぐらいのケースを対応しているかというようなことを一応調べております。

今、9月の時点で、市町における要対協の方でヤングケアラーであることが情報として登録されているもの、これが11市町で44ケースということでございます。ただ、これはヤングケアラーであるから上がったというわけではなくて、それ以外の問題があって上げられているということでございます。

しかしながら、今後ヤングケアラーの認知度

が高まっていきますと、その対応件数の増加というの見込まれるかなと思っております。

それから、現時点での要対協における個別ケースの検討会議を調査いたしました。確かに大きい長崎市でありますとか、佐世保市におきますとその頻度というのは高うございまして、非常に大変な状況があるところでございますが、それ以外はそこまで頻回な開催が行われているという状況ではないということは把握いたしました。

要対協というのは、ご存じのとおり守秘義務が課されておりまして、そのメンバーはそれぞれが守秘義務を課せられるわけでございますけれども、ヤングケアラーの問題に関して対応していくうえでも、法的な守秘義務が必要ではないかなとも考えております。そうしたことから、要対協の枠の中で、例えば介護支援でありますとか、障害者支援の関係の方に入ってきていただいて、ヤングケアラーに特化した部会といったものをつくるということも一つの考え方と思っております。

ただ、現在、国において多機関連携のマニュアルをまとめるという予定もございまして、現在、そのための調査も国の方で行われているところでございます。

今後、国の検討状況、それから市町のご意向も聞きながら、支援体制については検討していきたいと思っております。

もう一つ、支援する側の関係機関に対する研修につきましては、市町や、児童相談所の職員が受講します児童福祉司の任用前研修でありますとか、要対協の調整担当職員研修とか、こうした研修の中でヤングケアラーの項目というものを設けて研修をいたします。

また、今後、介護支援専門員や、障害者の相

談支援を担当していただいている職員向けの研修についても、そういった項目を設けて実施することを検討しております。

【山田(朋)委員】 要対協、佐世保と長崎はちょっと負担が大きいようですけれども、まさに課長が言われたように、市町の状況をお尋ねしながら、先ほど言われたような部会というのが現実的でとてもいいのかなと私も思いました。

それで、今の研修の件ですけれども、子どもたちに一番関わる学校の教職員向けの研修というのも考えていただいているという理解でよろしいですか。

【平川こども家庭課長】 今、具体的にこの研修の中にとりあえずはございませぬけれども、その周知も含めたところは必要かと思っておりますので、何かしらの方法はやっていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 教育委員会に以前この話をした時に、学校だけが研修するのではなくて、一緒になって研修をしたいという意向は言われておりましたので、ぜひしっかりと、まず一番関わる機会が多い方々の研修というのをすごく重視していただきたいと思っております。

次に、今回、このような形で調査をしていただいで、しばらくすると結果が出ると思います。

そこで、子どもたちが相談する先というのは、実は子どもたち、カードに10か所ぐらいあちこち、ヤングテレホンなり、親子ホットラインなり、いろんなものがありすぎてちょっとわからないぐらい、どこに相談したらいいかわからないような状況にあると私は思っています、現状が。

そこで、このヤングケアラーの件を子どもたちが気軽に相談しやすい、例えばLINEとかを活用したものとか、専用の相談窓口とか必要

ではないかと思っております、そのあたりはどのように考えているか伺いたしたいと思います。

【平川こども家庭課長】 ヤングケアラーに関する相談窓口でございますけれども、この相談窓口を設置するに当たりまして、これは単純に電話でお話を聞いてその場で助言するというものではなくて、当然終わるものではないと思っております。具体的には、やはり市町の方につないで、家庭に必要な具体的なサービスにつないで、子どもの状況が改善される仕組みもセットにして考える必要があると思っております。

そのためには、やはり市町において相談窓口からの引き継ぎを受けて、子どもやその家庭の置かれている状況を改善するまで、その相談者とともに動いていただくような体制を持っていただくということも必要ではないかなと思っております。ですので、新しく相談窓口を置くとした場合、今申し上げたようなところもセットしてということができ上がったうえでと思っております。

ただ、今、児童相談所の方に相談窓口がございます。そういったところでもヤングケアラーの相談は当然お受けするわけでございますけれども、その相談窓口、例えばこども電話110番とかございますけれども、そういった相談対象にヤングケアラーも加えて、ネットでの検索など行ったら引かかるよう考えているところでございます。

【山田(朋)委員】 ネット等の検索でヒットするような形で誘導していただけることはありがたいなと思ったんですけれども、何の相談もそうですが、初めの一歩というか、まず気軽に、電話とかなかなかしづらな部分もあるので、気軽に相談できる最初の一歩、そこでその子をキャッチしてつないでいくということは大事だと思

いますので、ちょっと検討をいただきたいと思
います。

それで、今回、この調査なんですけれども、
山梨県では、教職員、スクールソーシャルワー
カー、民生委員、こども食堂を応援する代表と
か、そういった福祉の関係者にも調査をしてい
ます。それは、恐らくですけれども、私も思っ
たんですが、小学校の低学年の子が理解して回
答ができるのかなという不安もあるし、ヤング
ケアラーの定義というものをしっかり子どもた
ちにアナウンスしたうえで調査をしていただ
いているのはわかっているんですけど、そうい
った意味と、取り巻く大人たちにもしっかり併
せて調査をいただきたいと思いますが、今回は子
ども達ですけれども、今後、第2弾みたいな形
でそういったことも検討できないか伺いたい
と思います。

【平川こども家庭課長】やはり子どもを取り
巻く県民の皆様のヤングケアラーに関する認知
度を上げる必要があると思っております。

そのために、国においては、来年度からの3
年間をヤングケアラーの認知度向上の集中取
組期間に位置づけて、様々な広報媒体によっ
て周知活動が行われると聞いております。

私どももそうした取組と併せて、まずは知
っていただくということで取組を進めていき
たいと思っております。

【山田(朋)委員】集中的に取り組んでいただ
けるということはいいいと思っていますし、ま
ず、周りの大人もそういった実態を知ること
によって子どもたちを見つけやすくなると思
うんですが、今後、機会を捉えて、ぜひ関係
者にも調査をいただきたいということを要望
しておきます。

次に、生理の貧困への対応についてです。当
然ながら社会的な問題になっております生理の

貧困で、今、民間団体による学校での配布を
一部始めようと県内でもしています。

そういった中、「地域子供の未来応援交付金」
の窓口をしていることも政策局として、県内
にいるそういった困っている子どもたちのた
めに、どのようにして、まずは生理用品をお
届けすること、そこからお困り事への支援に
つなぐということは大事だと思っております
が、どのように考えているのか伺いたいま
います。

【平川こども家庭課長】生理の貧困に関する
件でございますけれども、これは前回の委員
会でもご答弁いたしましたけれども、県にお
きましては、「地域子供の未来応援交付金」を
活用し、生理用品の配布もできるようにな
っておりますので、そういった取組を市町へ
お願いをしているところでございます。

現在、取組が始まったということは正直ご
ざいませぬけれども、一つの市において検
討をいただいております。

私どもは、まず市町の方でそういった取組
を通じて支援の必要な子どもたち、世帯
を拾っていくことを考えておりますけれど
も、今申し上げたように、なかなか事業と
しての取組というのが進んでいないとい
う状況がございます。そうしたことから、
何とか生理用品等を集められないかとい
うことを考えておきまして、民間と協働
して、生理用品だけではないんですけれど
も、ひとり親世帯の支援のためにという
ことで、食材でありますとか、そういった
ものを含めて寄附をお願いしております。
実は今日の新聞なんですけれども、折り込
みで「ココロねっこ新聞」というのが入
っており、その中で寄附の募集を呼びか
けております。広く県民の皆様、また企
業の皆様から寄附をぜひお願いしたい
なと思っております。

【山田(朋)委員】 とてもいい取組、寄附を集めていただけるということは非常にありがたいなと思っています。必要な方に必要なものが届くように、ぜひ支援をいただきたいと思っています。

最後に、お見合いシステムについて伺いたいと思います。

会員数が2,000人を超えたということであります。私は、レクを受けるまで、少ないのかなと思ったら、同規模人口の県の中では多い方とお聞きをしております。

今回、今まではそこに行かないと写真の閲覧ができなかったのが、写真まで見られるようになったということ、最初の登録時に1回だけ行けば、あとはもうそちらに行かなくてもいい仕組みになっているとお聞きしておりますが、私は、その1回も来所するということがなければ、もっと会員数が増えるのではないかと考えているのですが、そのあたり、もちろん独身証明書とか、本人と面談しないとというセキュリティ上の問題があることは理解をしますが、今、世の中はZoomで会議をしたりとか、いろいろあるので、Zoomを使って独身証明書は郵送してもらうとか、しっかりやり取りができると思いますが、そのあたりの考え方をお聞かせください。

【徳永こども未来課長】 今ご指摘のございましたシステムの改修につきましては、明日10月1日からシステムの運用が始まります。今までは、お相手の方を探しに行くため、端末のあるセンターの本所や、各市町の窓口に行っていたという行為が必要でございました。

今回の改善により、今、委員からご指摘がございましたように閲覧、お相手に対する面会のお申し込みといった部分をご自宅でできるようになりました。

最初の会員になるための登録がやはりセンタ

ーに行かないといけないということで、そこは改善できないのかというご指摘だと思いますが、そういった部分の議論も私たちの内部ではいろいろしているところでございます。まず一つは、やはりどうしてもお見合いシステムは行政が運営するシステムでございますので、安心感といった部分が一つの売りになります。そういった意味では、独身証明書はもちろん持ってきていただいて、本人の確認をするということで、セキュリティ上の安心感を担保するというのがあります。

それと、システムをより良く使っていただくうえで、やはり一度お会いして、例えば身だしなみなどのアドバイスやコーチングの部分についてもしっかりさせていただくことで、マッチング率の向上につながりますので、一応今のところは、初回については必ず来ていただくという運用をしております。

オンラインの時代でございますので、こういったシステムについても全国的に少しオンラインの方に流れていくような傾向はございます。例えば、他県でも、登録から来なくていいというお話も聞いているんですけど、今のところ、思ったほど利用が少ないといった状況も聞いています。

今回、閲覧やお申込みを自宅でできるようにするというのは、私どもとしてはかなり思い切って展開をしたという部分もございますが、課題もまた出てくると思います。そういった部分も踏まえて、今後、ご指摘のあった部分についても考えていければと思っているところでございます。

【浦川委員長】 ほかに何かありませんか。

【千住委員】 1点、コロナに関しては一人ひとりの考え方とか、危機感が異なるので大変難し

い点もたくさんあると思うんですが、事例で赤ちゃんクラスの方でコロナが出たということがありまして、その関係者がコロナが出たということで、その赤ちゃんクラスの子が濃厚接触者にはならなかったんですけども、無症状の子が小さい子は多いということもお聞きして、大変不安になられた保護者さんもたくさんおられて、そういった中で、県で統一したマニュアルがあるのか。それとも各市町でそういったマニュアルを作っているのかということはどういった感じになっているのかなと思っただけです。

【徳永こども未来課長】今、委員からご指摘がございましたのは、感染が発生した際に、保護者への情報の伝達がどのような取り扱いになっているのかというご質問かと思えます。

まず、感染が保育所等で発生した場合につきましては、当然保健所の指導というのが基本にございまして、疫学調査も含めてなされることとなります。その際の情報の伝達の仕方とか、対処の仕方なんですけれども、県下統一のマニュアルを定めている部分と、あと市町毎に、初動対応ということで、例えば臨時休園の期間をどうするとか、そういった判断、しないといけないことをまとめたようなフローを多くの市町でそれぞれ定めて作っていただいているところがございます。

やり方としてはそういった状況で、各市町で対応いただいているということでございます。

【千住委員】県で統一しているマニュアルもあるということなんですけど、例えば、今はなかなか聞きにくい、先生方のワクチンの接種の推奨とか、あるいはウレタンマスクじゃなくて不織布のマスクの推奨とかというのもそういったマニュアルには入っているんですか。

【徳永こども未来課長】まず、県で定めている部分につきましては、基本的な感染予防対策ですとか、あるいは発生時の判断のフローということになります。市町で定めているのは、休園をどうするかとか、どこに連絡して判断をしないといけないかというような、要は初動時に混乱をしないようにというような部分でございます。

今言ったような不織布マスクとか、あるいはワクチン接種の推奨といった部分については、もちろんマスクというのはありますけれども、例えば不織布マスクに特定しているということはございません。

【千住委員】なかなかコロナに対しての危機感というのは違う方もたくさんおられるので、できたら先生方の不織布マスクとかは勧めていただけたらと思っています。

安心して通園できるように、今後も尽力いただきたいと思っています。

以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【ごう委員】通告に従って質問したいと思いますが、子どもの貧困対策につきましては、先ほどの麻生委員の質問に対して大体お答えをいただきましたので、私の方からは割愛させていただいて、ひとり親家庭の医療費の現物支給について確認をさせていただきたいと思っています。

現在、ひとり親家庭の医療費を現物支給にしているところは、長崎県内では長崎市だけだと認識をしております。

今、なかなか財政が厳しいから現物支給にはできないということが繰り返し答弁されているところではありますが、現在、県の福祉医療費制度検討協議会においてずっと検討を続けていらっしゃるということでございますが、その中で

はどのような意見が出ているのかということをもまずお聞かせ願いたいと思います。

【平川こども家庭課長】現在、ひとり親家庭の福祉医療費については、委員ご指摘の県の福祉医療制度検討協議会で協議、検討を続けているところでございます。意見というところでございますが、確かに現物給付を要望される声もあります。その一方で、このひとり親家庭福祉医療費というのは、障害者の医療費と同一に進めていくということでその協議会の中では一応決められているということがございまして、会議の中の声としては、「障害者医療費拡大等の優先順位について各市町での意思統一が必要である」とか、「市の財政的な負担の増加がある」というご意見もあっているところでございます。

【ごう委員】そうですね、やはり各市町の財政負担が増加するということは、その各市町にとっても非常に厳しい現実があるので、なかなかその意思が統一できないということは一定理解をするところであります。現在、長崎県内のひとり親の方々の所得はあまり高くもなく、そして正規雇用ではなく非正規で働いている方、そして、ダブルワークなどをしている方が非常に多いという現実もあります。そのような中、償還払いであります。やはり一定の手続が必要になりまして、その手続になかなか時間をかけることができないご家庭もたくさんあるかと思っております。

そのような中で、現物給付にすると24%負担額がアップするというようなデータもあるんですけれども、一定、今の長崎県の現状を見た中では、やはり少し県の負担の比率、県と市町の負担の比率というものがどうなのかということも考えていく必要があるのではないかと考えているんですが、その点について現在どのような

お考えをお持ちでしょうか。

【平川こども家庭課長】市と県の負担の比率についてどう考えるかということでございますが、そういった問題も確かにあるかとは思いますが、すけれども、県として考えますのは、こうしたひとり親の医療制度は全国の自治体で行われているものでございまして、子どもの医療費と同様にいろいろやり方が異なっているという現状がございまして、どこに住んでいても同じように医療が受けられるということが必要だということをおもはしております。国に対する要望なども行っているところでございます。そういった考えを持っているところでございます。

【ごう委員】そうですね。国が本当はやるべきことだというのは大前提だと思っております。どこに住んでも同じように医療を受けられるというのは、もう国がやるべきことだということは理解もしますし、国へ毎年毎年、要望を上げているということも理解をしております。

しかしながら、例えばひとり親だけに限らず、子ども医療費につきましては各市町が独自の努力で年齢を上げたりしてきているわけでありませぬので、そういった各市町の対応の変化なども考えると、少し県も柔軟な考え方が必要なのではないかと私は思っておりますので、いま一度、協議会等々でのご意見をきちんと精査していく中で、現物給付による負担額の増の割合とか、そういったものをいま一度見直していく時期ではないのかなと思っておりますので、ぜひひとり親の皆様方、長崎で子育てをする皆様方が少しでも負担が減るような方向でご検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】 私からは2点質問させていただきます。

先ほど麻生委員のコロナ禍での児童虐待について質問がございましたけれども、私も関連で質問させていただきます。

1年半、コロナ禍の生活をしていて、そして経営的にも大変追い詰められた方々が多くいらっしゃると思います。貸し付けを受けながら必死にこらえて、ボディーブローのようにずっと苦しみを受け続けてきたと。

そして、この第5波がきて、私のところに、もうだめだと、今が一番きつという本当に悲痛な声を、知人や友人からいただいたところで。

そういった中で、経済的な面だけではなく、ストレスがかかった、我慢を強いられた生活を各ご家庭で強いられている中に、本当に家庭で児童虐待が進んでいないかということをお自身としてはすごく危惧したところです。

さらに、今回、第5波は夏休みと重なったところもありまして、子どもたちが家庭にいる時間が長くなればなるほど児童虐待のリスクはすごく高まったのではないかと思います。

先ほど、児童相談件数についてご答弁がございましたけれども、もしおわかりになるなら、この第5波、直近で何か大きな変化があったのか、その児童相談件数につきまして、直近大きな変化があったのか、ご答弁をお願いできないでしょうか。

【平川こども家庭課長】 申し訳ございません。今年度の直近の月のデータ等はまだ出ておりません。

【中村(泰)委員】 調べていただいて、もし月別であるとか、直近のトレンドがわかるような昨年同月比とか、そういったものを出していただ

けるならばよろしく願いいたします。

そこで、児童虐待相談件数の変化において、いろんな要因が考えられると思うんですけども、コロナ禍、そして第5波で、例えば先ほど申し上げたような経済的なつらさとか、もうずっとボディーブローのようにダメージを受け続けて児童虐待につながったとか、そういったような分析がなされているのかどうか、ご答弁いただけないでしょうか。

【平川こども家庭課長】 コロナ禍によるものというようなことでの分析というのはないのでございますけれども、昨年度の発生状況を見ますとコロナによる影響が関連しているというものが明確になっているということはございません。わからない、明確ではないということでございます。

【中村(泰)委員】 事前通告と少し違った形で質問させていただいて、ちょっと恐縮しているんですけども、明確ではないというのは、なかなか原因を突き止めにくいという理解でよろしいでしょうか。

【平川こども家庭課長】 まず、対応する現象と申しますか、どういった問題が起きたかというところが、例えば暴力でありますとか、ネグレクトでありますとか、そういったところで保護等を行うわけですけれども、それがコロナによって例えば失業なされた、そういった経済的な理由がストレスになって、それが暴力につながったということまでは、なかなか難しいのではないかと思います。

【中村(泰)委員】 コロナで経済的なところ、もしくは心理的なストレスとか、いろんな影響があると。今回、一般質問で自殺の要因についても福祉保健部に質問をさせていただいて、なかなか自殺の要因というところもコロナが直接な

のか、コロナがどう関わってくるのかということころはすごく難しいんだということでご答弁をいただいたところです。

しかしながら、今後も、まだなかなか収束をしないという状況でございます。1年半、コロナ禍が続いている中、また第6波というリスクもすごく控えていて、やはりもう心身的に疲弊をしているということも多々あるかと思えますので、そういったところをまた引き続きアンテナを張っていただいて対応いただければと思います。

では、次の質問に移ります。

学童で感染確認された場合の小学校や近隣学童との連携についてでございます。

また、第5波のところでございますが、第5波は若年層の感染もしやすいということで、特に密になりやすい学童での感染について、多くの方が心配をされたところです。本県も学童で感染が発生をした事例があるというように聞いています。

そこで、私が関わったところでこのような事例がありました。

学童で感染者が発生いたしました。そして、その時は夏休みではあったんですけども、学童がその学童で発生したお子さん、当該児童が通う小学校にもその情報は伝わりました。小学校の方は、感染の経路を確認して、小学校は夏休みだったというのもあって、それ以上の感染はないという判断を小学校はしたと。一方で、学童はやはり夏休みも開けていたので、いろいろ感染が確認された時点で多くの保護者の方にそういった事例があったというのを伝えたと。結果的に大きな感染の広がり学童ではなかったと。

ただ、学童としては、感染があったというこ

とを公表されました。一方、小学校の方は感染が広がっていないという判断をしたので、その小学校に通う児童は、要は小学校としては感染をしたという事実は確認をされていないというように、保護者に対して感染に関するコメントは小学校としてはしなかったと、そういうことがありました。

そこで、学校が発信する情報と学童が発信する情報で、その地域においては違いが出ていて、結局それが学校に対する不信のような形で、その地域の保護者の中で広がってしまったということがございました。

感染経路の確認をする時点においては、小学校と学童は連携を取っていたんですけども、最後の最後、発信をするというタイミングにおいては、どのように発信をするのかということも連携ができてなくて、学校側としては、学童が実は公表をしたんですということを伝えた時に、いや、そうだったんですねということ、すごく困惑をしたということがございました。

そこで、県下の市町において、そういった学童で感染が発生した場合の当該地域の小学校との情報発信の連携について、県としてどのような見解を持たれているのかご答弁をお願いいたします。

【徳永こども未来課長】今、委員の方からご指摘のございました放課後児童クラブ、あるいは学校ということになりますので、当然同時ということになるんだと思うんですけども、感染者が発生した場合の情報の出し方、共有の部分ということになるかと思えます。

これについて、幾つかの市町に確認をさせていただいたんですが、これは施設同士ということではなくて、行政の放課後児童クラブの担当課と市教委ということになると思うので、クラ

ブ、学校で発生があった場合は、基本的には情報の共有はなされているということでございます。

当然保護者への周知でございますとか、公表につきましては、例えば放課後児童クラブであれば放課後児童クラブの行政の担当のところと、あと保健所の方と相談しながら、施設の責務で周知をしていくということになると思います。

ただ、今委員のご指摘にもございましたように、例えば、学校で仮に発生したとしても、その生徒さんが放課後児童クラブに全く通ってない生徒さんであるとか、感染範囲と全く関係のない方であれば、基本的に共有する必要はないということではない事例もございますし、今おっしゃったように、夏休み期間であれば、放課後児童クラブには行っているけれども、学校には全く行ってないという場合もあるかと思えます。

施設に対する連絡というのは、どうしても疫学調査の部分があり、保健所中心になるので、今あった事例については、どうしても情報の量とか、タイムラグとか、そういった部分もあると思います。

保育所や放課後児童クラブでも同じ話なんですけれども、当然感染者が発生した場合は、感染の発生という情報とか、その後の初動対応、感染の範囲、それから当然休園措置に発展いたしますので、休園の期間とか、そういったものを時系列で追って発信をしていく必要があるため、取扱いに少し差が出たというところでの委員の問題意識の中でのご発言と思えます。そういった部分については問題提起をしていかないといけないと思っているところでございます。

【中村(泰)委員】 端的に言うと、要は情報発信のところというのは保護者にとってすごく影響

があります。そこにおいて、学童と小学校がちゃんと連携をして発信をして、双方の認識が一致していないと、間違った情報を出すかもしれないというリスクを今回すごく感じましたので、要はその情報発信をするタイミングでの連携をしておかないと、これは本当にまずいなと感じたので、そこについてのご見解をいただきましたのですが、もうそこは大丈夫ですので、改めてそこを各21市町に対して強く言っていただいて、発信をする時にはどのように、いつ発信をするのかということと双方で情報共有をしていただくことをお願いして、もう一つの質問に移ります。

学童で感染が発生した場合に、Aというところで発生した場合は、そこがもう多分閉所になると思います。ただ、そこに預けられている子どもたちは、またどこかに預けなければ、その保護者は仕事に行けないということが、今回他県でも見られました。

他県の事例は、Aの近くのBというところで子どもたちを預けるという方法をとったところもあったようです。本県も実際、あるところの学童で感染者が発生した場合にBというところで預けられるような仕組みが整っていたのか。まずはその現状をお伝えいただけないでしょうか。

【徳永こども未来課長】 今の委員のご指摘につきましては、保育なんかでよく代替保育をどうするんだという議論はあると思うんですけれども、これは学童の代替措置というのがどうなんだというご質問かと思えます。

学童保育の方の代替措置につきましては、国の方からは、どちらかというとファミリーサポートセンター、あるいは、保育になります訪問型のものが推奨されており、実は集団で受け

入れる代替というのはあまり推奨の記載がないというのが実情でございます。

県内の事例で申しますと、例えば放課後児童クラブでも、運営母体が同じ社会福祉法人でA、B、Cという放課後児童クラブを運営しているところであれば、情報の共有というのが容易にできますので、そういったところで受け入れが行われている事例はございます。

ただ、大半、いろいろお話を市町の方に聞くと、やはりシステムチックにそこを受け入れるシステムをつくるというのはなかなか難しいということで、基本的には保護者の方に利用を控えていただくことをお願いするか、あとはどうしてもという方については個別でいろいろ事情をお伺いして、その時その時で対応しているのが実情だとお伺いしているところでございます。

【中村(泰)委員】 提案ですけれども、地域毎に割り振っていただいて、近くの学童で、こういったことがあった時には連携ができないかというようなことをあらかじめ話しておけば、こういったことができてくる地域もあるのではないかなと思うので、何というか、確かに事業者が同じ学童であれば、距離が離れていてもほかのところに行けたりするんでしょうけれども、やっぱり近いところがいいと思いますので、そういう地域割りをするなり、地域の学童同士で話していただきながら、そういった連携も各市町に対して進めていただくようなことも県として指導いただければと思います。

以上です。

【浦川委員長】 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了いたします。

それでは、次に子ども政策局を含む福祉保健

部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、子ども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行いますので、理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

これより、予算決算委員会文教厚生分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法等について、お諮りします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会の決算審査の日程については、お手元に配付しております審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時14分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年9月30日

文教厚生委員会委員長 浦川 基継

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 112 号 議 案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 113 号 議 案	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 120 号 議 案	長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について	原案可決

計 3 件 (原案可決 3 件)

委員長（分科会長） 浦川 基 継

副委員長（副会長） 中 島 浩 介

署 名 委 員 山 田 朋 子

署 名 委 員 千 住 良 治

書 記 中 尾 勝 三

書 記 永 井 美 佐 子

速 記 (有)長崎速記センター